

令和6年11月12日
教育民生委員会協議会資料③
地域環境部 人権・男女共同参画推進室

第4次 名張市人権施策基本計画 (素案)

2025年度～2032年度

2024（令和6）年11月

第4次 名張市人権施策基本計画 目次

第4次名張市人権施策基本計画策定に当たって	1
第1章 第4次名張市人権施策基本計画策定の背景・趣旨	
1 国際的な動き	2
2 国内の動き	3
3 三重県の動き	4
4 名張市の取組	4
第2章 名張市の現状と課題	
1 データから見る現状	6
2 「人権に関する名張市民意識調査」結果から	12
3 基本計画で取り組むべき課題	19
4 基本計画の位置付け	19
5 計画の期間	21
第3章 人権施策基本方針	
1 基本理念	22
2 課題に対応するための基本方針	22
3 計画の体系	24
第4章 人権施策基本計画	
1 横断的施策	
(1) 人権教育の推進	26
(2) 人権啓発の推進	29
(3) 相談支援体制の充実	32
(4) 関係機関等との連携・協調による取組の推進	34
2 分野別施策	
(1) 部落問題	36
(2) 子どもの人権	39
(3) 女性の人権	43
(4) 障害者の人権	46
(5) 高齢者の人権	51
(6) 外国人の人権	55
(7) 感染症・難病患者等の人権	58
(8) 性的指向・性自認	60
(9) インターネットと人権	62
(10) ハラスメント	64
(11) 様々な人権課題	66
第5章 人権施策推進体制	
(1) 人権施策の推進体	69
(2) 国、県、関係機関・団体等との連携	69
(3) 人権施策の進行管理	69

=用語解説=	70
第6章 資料編	
1 人権関連年表	77
2 関連法令等	84
3 第4次名張市人権施策基本計画策定経過	118
4 名張市差別撤廃審議会委員名簿	119

第4次名張市人権施策基本計画策定に当たって

「人権」とは何でしょうか？

「人権」とは、全ての人が人間であるという理由だけで生まれながらに持っている権利の総称です。人間が人間らしく幸福に生きるために欠かせないものであり、現在だけでなく将来にわたっても保障されなければなりません。

二度にわたる世界大戦への深い反省から、地球上に生きる全ての人々の基本的人権の尊重こそが世界平和の基礎であることを確認した「世界人権宣言」が1948（昭和23）年に採択されてから75年以上が経過しています。

「世界人権宣言」は「人権に関する世界共通基準」であり、人権の尊重と擁護が全世界共通の課題であることを各国が認識し、その実現には各国の絶え間ない努力が必要であることを指摘しています。

日本国憲法では、人権、信条、性別、社会的身分、門地などによって差別されないとする法の下の平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など多くの種類の人権を基本的人権として保障していますが、このことからもわかるように「人権」とは抽象的なものではなく具体的なものです。

「人権」は「human（人）+rights（権利）」を訳したものです。「rights」が複数形であるということは一つ一つ数えることができる具体的ないくつもの権利の総称で、冒頭に記したとおりです。漠然とした個人の「考え方や思い」ではなく、宣言や条約、法律や条例などで規定されているものです。

我が国では、部落差別や子ども、女性、障害者、高齢者等に関わる人権課題を解決し、全ての人の人権が尊重される社会実現を目指して様々な取組が進められてきました。

しかしながら、インターネットを悪用した人権侵害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別が社会問題化するなど、人権問題は多様化・複雑化しています。こうした状況を受けて、個別具体の人権課題に関する法整備も進みつつあります。

名張市は「人権尊重都市宣言」及び、「名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例」に基づき、第1次から第3次までにわたり名張市人権施策基本計画を策定し、取組を進めてきました。しかしながら、差別事象や人権侵害の発生や、市民意識調査で明らかになった諸課題に対して更なる取組が必要です。ここに、第4次名張市人権施策基本計画を策定し、一人一人の人権が尊重される明るい社会の実現を目指します。

人権問題は「差別されている誰か」の問題ではありません。今生きている、これから生まれてくる全ての人の基本的人権が尊重されなければならないという問題です。みなさん一人一人が当事者です。共に考え、共に取り組みましょう。

「人権」を借り物の言葉ではなく、自分の言葉で語れる人であふれる「なばり」を作りましょう。

2025（令和7）年4月

名張市長 北川 裕之

第1章 名張市第4次人権施策基本計画策定の背景・趣旨

1. 国際的な動き

20世紀には、世界を巻き込んだ大戦が2度も起こり、特に第2次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、国際連合は、1948(昭和23)年の第3回国連総会において「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」として、全ての人民と全ての国とが達成すべき人権の共通基準を定めた「世界人権宣言」を採択しました。

2000年代に入り、国際連合において「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」「障害者の権利に関する条約」「強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約」が採択され、発効しています。

また、2004(平成16)年12月の第59回国連総会において、「人権教育のための世界プログラム」が決議され、全世界的規模で人権教育を徹底させるため、国際レベル、国レベル、地方レベルでの取組が推進されてきました。

国連は2005(平成17)年から2009(平成21)年までをこの計画の第1フェーズとし、初等中等教育における人権教育に焦点を当てることとなりました。この間、2008(平成20)年12月10日からの1年間を「国際人権学習年」として、各国政府に人権教育・学習の取組を強化するよう呼び掛ける決議を採択しています。続く2010(平成22)年から2014(平成26)年までを第2フェーズと定め、初等中等教育における人権教育の推進を継続しつつ、高等教育における人権教育とあらゆるレベルの教員、教育者、公務員、法執行官、軍隊のための人権研修に焦点を当てて取組が進められてきました。2015(平成27)年から2019(平成31)年までの第3フェーズでは、これまで二つのフェーズの取組強化とメディア専門家やジャーナリストの人権研修の促進を求めています。第4フェーズ行動計画(2020年～2024年)では青少年に焦点を当てた取組が各国で計画されましたが、コロナ禍により思うような成果を挙げることができませんでした。そこで2025(令和7)年からの第5フェーズにおいては、第4フェーズの継続・強化を視野に「青年と子ども」に焦点を当てた取組が進められることとなっています。

国連はこの過程で、2011(平成23)年12月に「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択し、人権問題解決のための取組や人権教育・人権啓発の重要性を、国際社会に対して明確に示しました。

また、企業活動のグローバル化が進む中、企業活動における人権の尊重が重視されるようになり、2011(平成23)年、国連人権委員会で「ビジネスと人権に関する指導原則」*(以下「国連指導原則」といいます。)が全会一致で支持され、企業活動における人権尊重の指針とされました。

しかし、世界各地で人種、民族、宗教の違いや貧困などの理由による紛争や対立、難民の発生、大規模な自然災害などにより、多くの人々の人権が侵害され生命が奪われている現実があります。

こうした状況の中、国連は差別のあるところに平等は存在し得ないとの認識の下、2022（令和4）年「包括的反差別法制定のための実践ガイド」*を策定しました。「21世紀は人権の世紀」をスローガンに終わらせないためにも、国連を中心に各国政府や企業、様々な人権N G Oなどが世界的規模で、平和と人権の確立、差別や貧困の撤廃を目指した積極的な取組を進めています。

2. 国内の動き

こうした国際的な動向の中、我が国においても基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、前項冒頭に挙げた国連が中心となり作成した人権関係国際条約の批准をはじめ、人権に関する国内法の整備も進められています。

人権教育・人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」といいます。）が施行されました。

これにより、人権教育・人権啓発に関する施策の総合的・計画的な推進を図ることが国及び地方公共団体の責務とされ、この法律に基づき、2002（平成14）年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この基本計画を踏まえ、文部科学省では2004（平成16）年から2009（平成21）年までに掛けて、「人権教育の指導方法等の在り方について」を三次にわたり取りまとめ、学校教育における人権教育の指導の改善や充実に向けた視点を示し、その活用を進めています。

策定後20年以上を経過した基本計画については、法務省の委託を受けた有識者検討会が社会経済情勢の変化や国際的潮流を踏まえたものに見直す必要があると結論付け、見直しに当たっての観点について提言を行いました。新たな基本計画の公表は2026（令和8）年度と見込まれており、新計画公表を受けて本市の基本計画も一部見直しを行う予定です。

2016（平成28）年には2013（平成25）年に制定された我が国で初めて「差別」という文言を明記した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消推進法）」をはじめ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ*解消推進法）」「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」と具体的な人権課題に関わって差別解消の推進を目的とした、いわゆる「人権三法」が施行されました。

とりわけ、「部落差別解消推進法」は、时限立法による限定的な「同和対策事業」ではなく、「部落差別の解消に関する施策」を求める画期的なものでした。

さらに、2019（令和元）年には、アイヌ民族を法律として初めて「先住民族」と明記し、独自の文化を生かした地域振興策のための交付金制度などが盛り込まれた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行されました。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正などが進められ、2020（令和2）年には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（パワーハラスメント防止法）」、2023（令和5）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（L G B T理解促進法）」、「こども基本法」が施行されるなど、個別具体の人権課題を解決するための法整備が進められています。

また、2020（令和2）年に『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）』（以下「行動

計画」といいます。)を策定しました。これは「国連指導原則」を踏まえるとともに、SDGsの実現と人権の保護・促進が表裏一体の関係にあるものとの認識の下、SDGs実現に向けた取組の一つとしても位置付けられています。この行動計画の一環として、2022(令和4)年に「責任あるサプライチェーン*等における人権尊重のためのガイドライン」を策定し、国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組の促進を図っています。

3. 三重県の動き

三重県では、不当な差別の解消に向けて県の取組を一層強化するため、1997(平成9)年に制定した「人権が尊重される三重をつくる条例」をはじめ、2018(平成30)年に「障害の有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」、2020(令和2)年に「感染症対策条例」、2021(令和3)には「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を策定し、取組を進めています。

さらに、2022(令和4)年5月19日には「人権が尊重される三重をつくる条例」を全部改正した「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を公布、同日(一部は2023(令和5)年4月1日)に施行しました。

この条例では、基本理念として「あらゆる不当な差別、人権侵害のない社会を実現することを決意する」と明記しました。「不当な差別」「人権侵害行為」などを定義し、不当な差別をはじめとする人権侵害行為を禁止しています。また、不当な差別を解消するための相談体制や紛争解決体制が新たに整備されました。差別事案で県が当事者間の仲裁役として介入できるようにした条例は全国で初めてです。

現在、2024(令和6)年に策定した「三重県人権施策基本方針(第三次改定)」「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、「差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現」を目指し、人権施策の推進に取り組んでいます。

4. 名張市の取組

名張市では、日本国憲法が定める基本的人権尊重の精神に基づき、1991(平成3)年3月に「人権尊重都市宣言*」を行い、1995(平成7)年6月には「名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例*」を制定しました。

2002(平成14)年2月、名張市差別撤廃審議会から出された「名張市における人権施策のあり方(答申)」を受け、2003(平成15)年11月に全ての行政分野において差別撤廃と人権確立に向けた施策を積極的に推進するための指針として、「名張市人権施策基本方針」を、2004(平成16)年3月には、「名張市人権施策基本計画」を策定し、2度にわたる基本計画の改定を経て、各行政分野で取組を進めてきました。

以降、2005(平成17)年に「名張市男女共同参画推進条例」、2006(平成18)年に「名張市子ども条例」、2016(平成28)年に「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」、2017(平成29)年に「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」、2021(令和3)年に「名張市ケアラー支援の推進に関する条例」など人権課題に対応する条例を制定しました。

前述したような国における人権関連法の制定や改正、三重県における「差別解消条例」の制定

など人権を取り巻く社会情勢に変化が見られ、加えて、2023（令和5）年、「新・理想郷プラン」に代わる新しい名張市総合計画「なばり新時代戦略」がスタートしました。

こうした状況を踏まえ、第3次名張市人権施策基本計画の改定を1年前倒しし、2025（令和7）年度を初年度とする第4次名張市人権施策基本計画を策定することとしました。

今回の改定に先立ち、市民の人権問題に対する意識実態を把握するため、2023（令和5）年11月に「人権に関する名張市民意識調査」を実施しました。（以下、本計画中で「市民意識調査」とあるのは、断りのない限りこの調査を指します。）

この市民意識調査の結果と2016（平成28）年の前回の調査結果を比較すると、一部改善された項目があったものの、全般的に見て大きな改善が見られたとは言えないものでした。

その原因の一つとして、従来の取組を漫然と繰り返してきたことがあります。市職員が、この施策は何のためのものなのか、差別をなくす、人権を守るためのものになっているのかを、自問しながら取り組んできたのかが問われていると言えます。

この間、人権意識の低さによるとしか考えられない職員の接遇態度、また、職員のコンプライアンス欠如による不祥事等も発生しました。

コンプライアンスの徹底こそが、組織における人権意識向上のカギであるとの認識に立ち、人事担当部署と連携し、全職員を対象としたコンプライアンス研修、人権研修の取組を進めているところです。

全ての行政施策を人権の視点から捉え直し、これまでと同じ施策を進めるにしても、職員一人一人が「差別をなくす、人権を守る」という目的意識を明確にして取り組むことが求められます。

第4次名張市人権施策基本計画は、この基本姿勢に基づいて策定しました。

また、本計画の改定に当たっては、「なばり新時代戦略」との整合と、各行政分野における施策を人権の視点で俯瞰することに努め、新たな人権課題として、近年、大きく取り上げられている「ハラスメント」と「感染症・難病患者等の人権」を追加しました。

「人権に関する名張市民意識調査」結果報告書の詳細については、名張市公式ホームページ（<https://www.city.nabari.lg.jp>）でご覧いただけます。

トップページから、[くらしの情報→人権・男女共同参画→人権啓発] とお進みください。

第2章 名張市の現状と課題

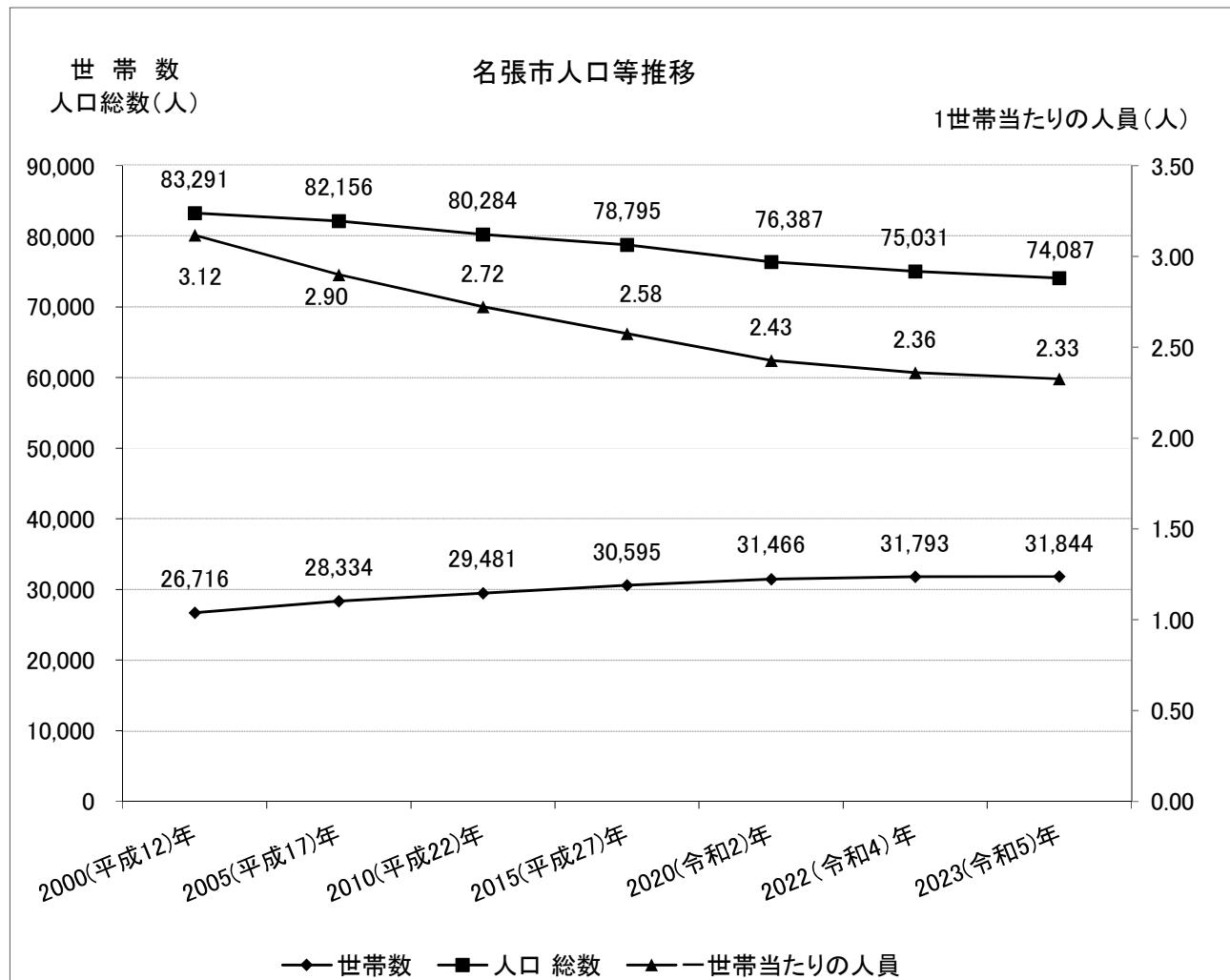
1. データから見る現状

① 人口推移

本市の人口は、1954（昭和29）年の市制施行以来、30,000人から31,000人前後で推移していましたが、大規模な宅地開発に伴う転入者の増加により、1970年代中頃（昭和40年代後半）から急増し、1981（昭和56）年には人口増加率日本一となりました。

その後も緩やかな人口増加が続きましたが、2000（平成12）年をピークに減少に転じており、今後も緩やかな人口減少が続くものと見込まれます。

世帯数については、人口のピークを過ぎた現在も増加を続けていますが、核家族化の進行や単身世帯の増加を背景に、1世帯当たりの人員数は減少しています。

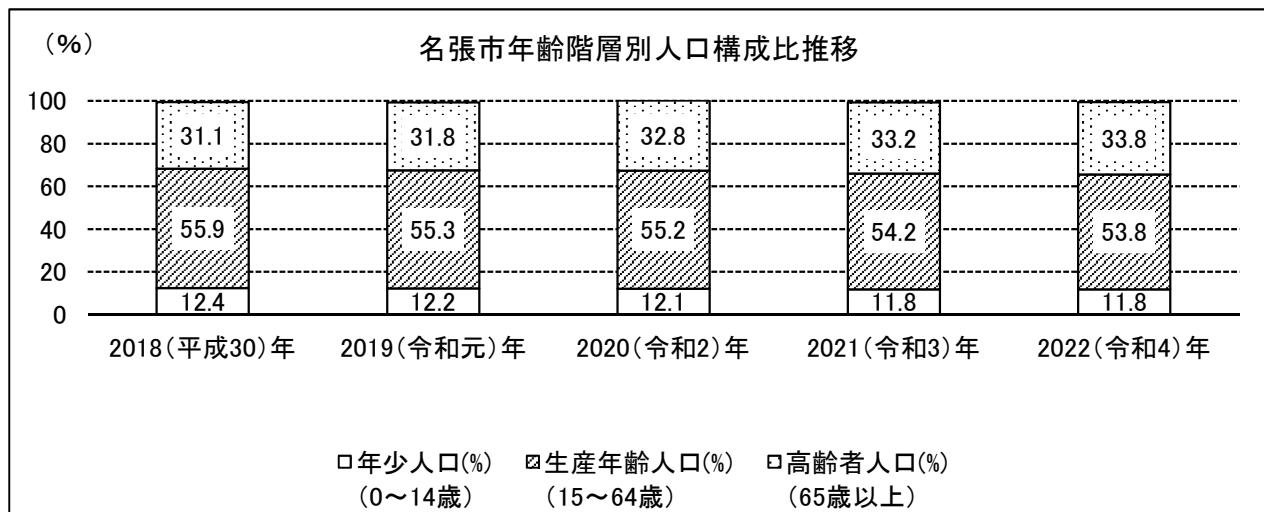


資料：名張市統計書（各年10月1日現在）

② 年齢階層別人口構成比推移

本市の年齢階層別人口構成比を見ると、高齢者人口の比率が高まる傾向にある一方で、年少人口、生産年齢人口の比率が低下しており、2017（平成29）年調査で高齢者人口が30%を超え、以降その割合は増加しています。

人口増加期にいわゆる団塊の世代が多数転入した本市では、高齢者人口の比率は全国数値を下回っていましたが、これらの世代が老人人口に達するとともに、若者の転出による生産年齢人口の減少が続いた場合、全国平均の2倍の速度で高齢化が進むと見込まれます。

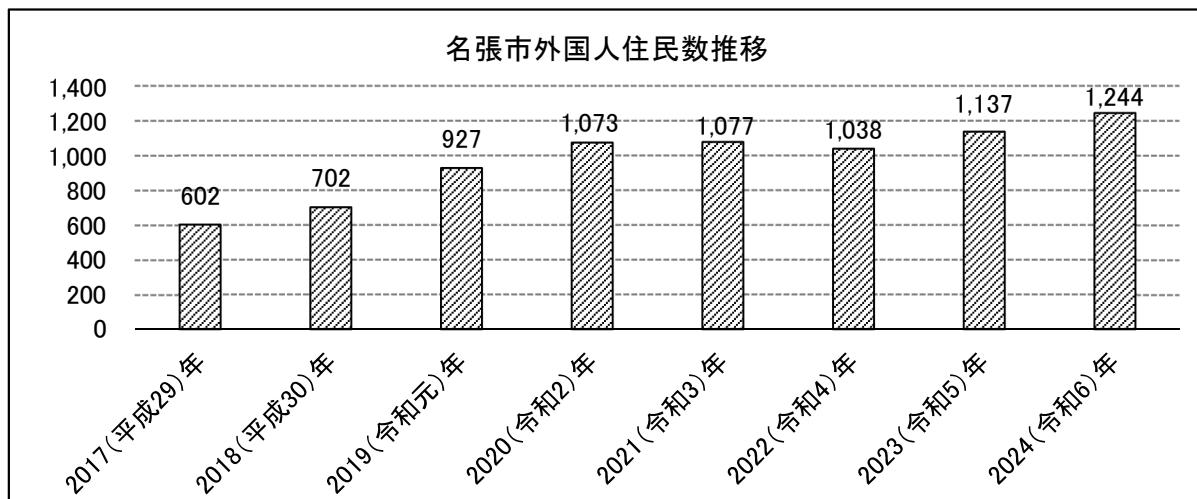


資料：名張市統計書（各年10月1日現在）

③ 外国人住民数推移

本市の外国人住民数は、2007（平成19）年の705人をピークに減少傾向が続いていましたが、2016（平成28）年から再度増加傾向にあり、コロナ禍の影響で伸びが鈍った時期はあったものの、2022（令和4）年からは年間約100人の増となっています。

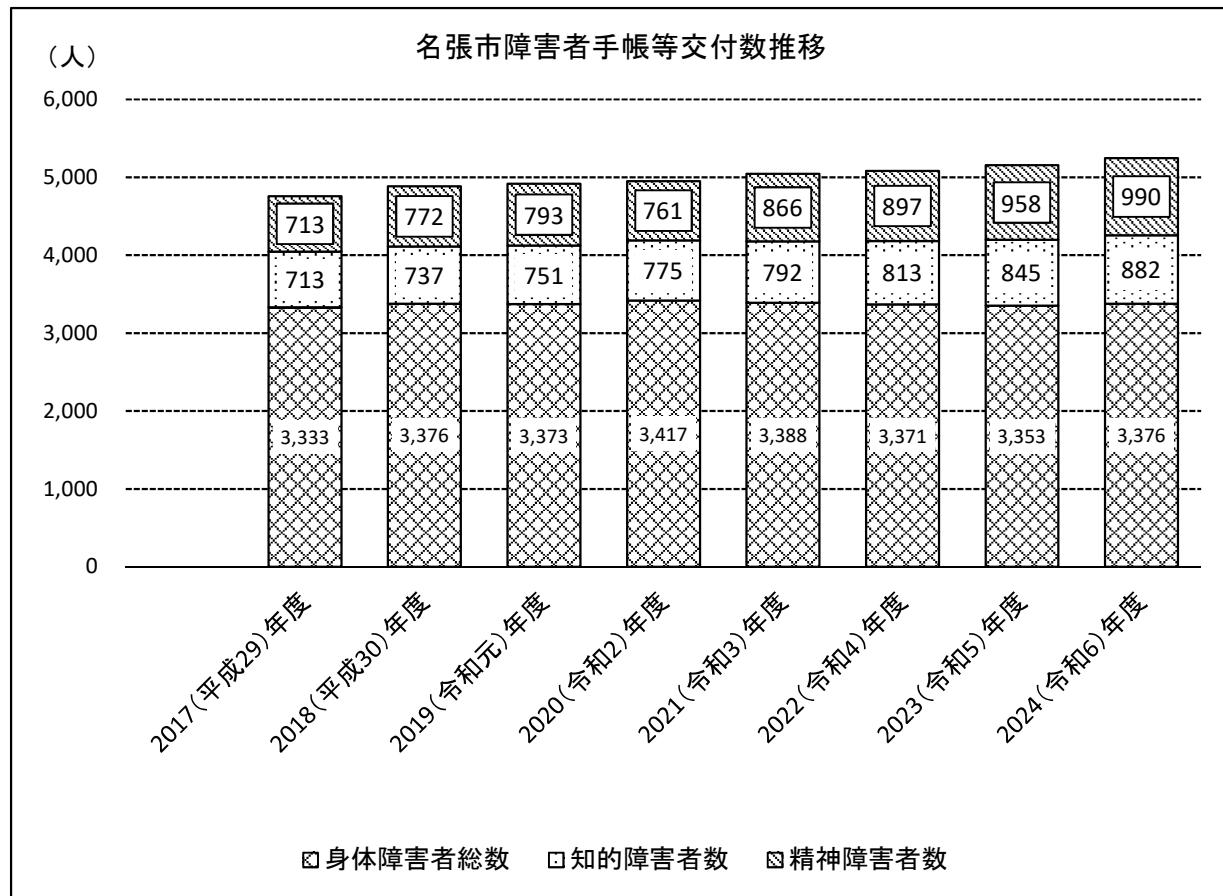
国籍別ではベトナムが最も多く、2024（令和6）年で全体の約23%、次いでフィリピンで約17%、中国が約15%となっています。



資料：名張市多文化共生センター（各年3月31日現在）

④ 障害者手帳等交付数推移（障害支援室）

本市における障害者手帳交付者数は、年々増加傾向にあります。障害者手帳の区別で見ても、身体障害者手帳、知的障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれも増加傾向にあります。今後においても高齢化による身体障害者手帳の交付、認知症による精神障害者保健福祉手帳の交付の増加が見込まれます。

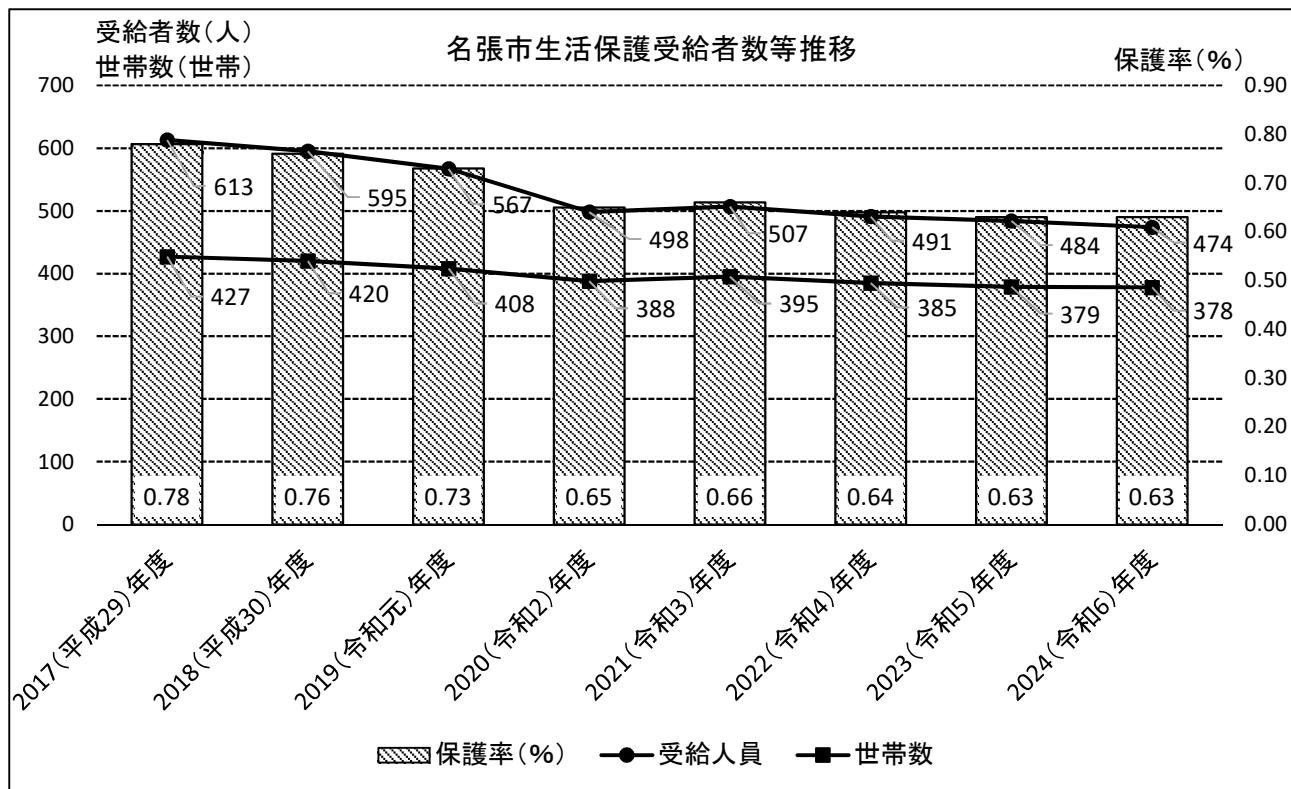


資料：障害福祉室（各年4月1日現在）

⑤ 生活保護受給者数等推移

生活保護受給者に関しては、2008（平成20）年から2017（平成29）年まで増加傾向でしたが、2018（平成30）年からは、緩やかな減少傾向にあります。

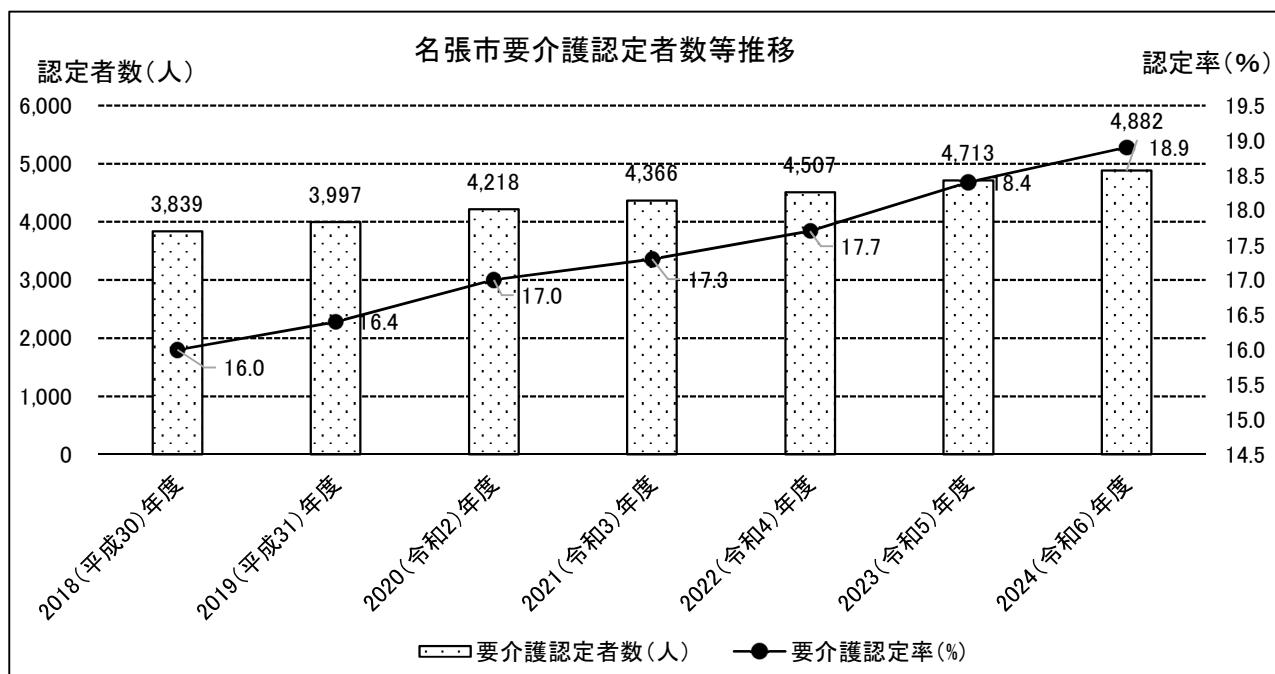
受給者の高齢化による自然減や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策に伴う各種給付金事業が一定のセーフティネットとして機能し、生活保護受給に至らなかったケース等があったのではないかと考えられます。



資料：生活支援室（各年4月1日現在）

⑥ 要介護認定者数推移（介護・高齢支援室）

本市の65歳以上の高齢者に占める要介護認定者数や要介護認定を受けた者の割合を示す要介護認定率は、年々増加傾向にあります。高齢化率の上昇に伴い、今後も増加するものと見込まれます。

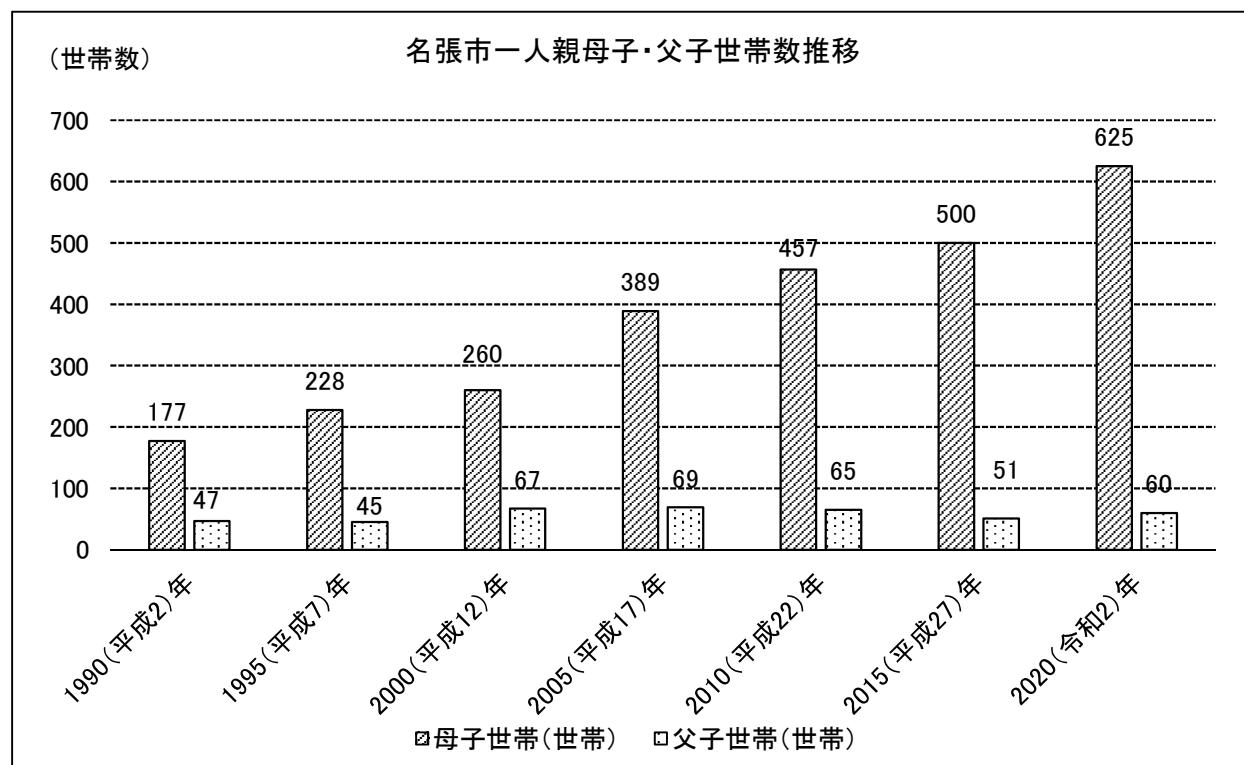


資料：介護・高齢支援室（各年4月1日現在）

⑦ ひとり親（母子・父子）世帯数推移

本市の母子・父子世帯数（他の親族が同居している世帯を除きます。）の推移を国勢調査の結果から見てみると、父子世帯については50から70世帯で推移していますが、母子世帯数は1990（平成2）年の177世帯から2020（令和2）年には約3.5倍の625世帯と大幅に増加しています。

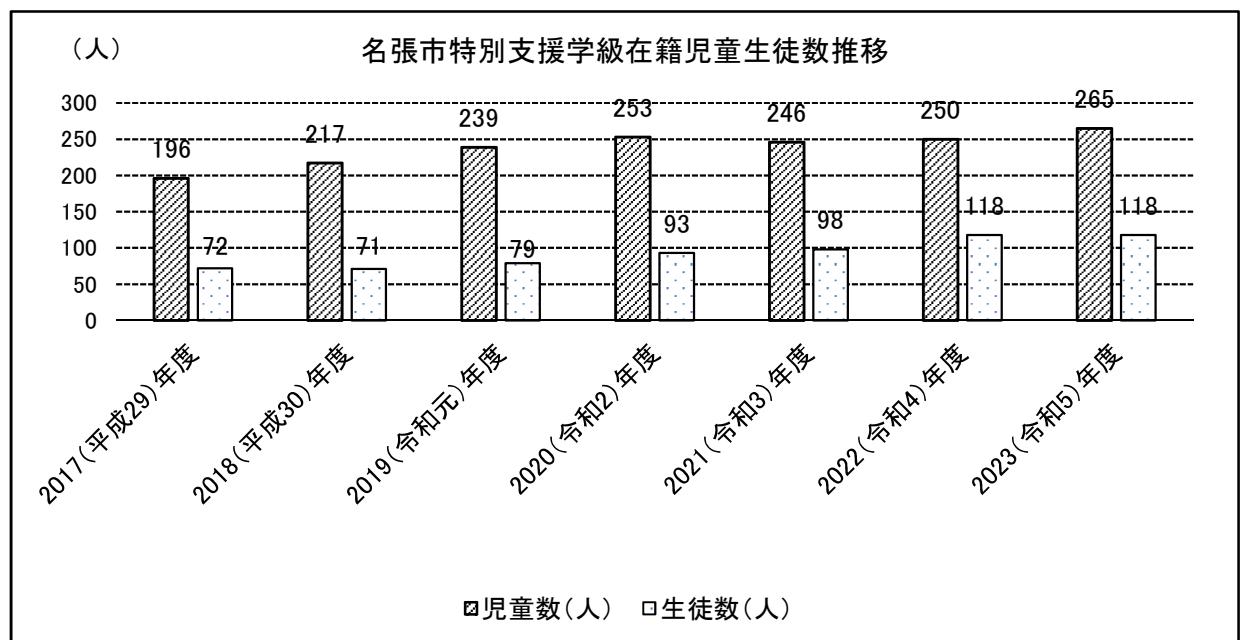
ひとり親世帯になる理由としては死別、離婚、未婚などがありますが、2021（令和3）年度の全国調査では、母子世帯になった理由の79.6%が離婚によるもので、死別は5.3%、未婚が10.6%。父子世帯については離婚が70.3%、死別が21.2%でした。本市においても母子世帯のほとんどが離婚によるものと考えられます。本市のひとり親世帯の特徴として、ひとり親世帯のうち、母子世帯の割合が90%以上と高いことが挙げられますが、本市の妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援システム（名張版ネウボラ*）が母子世帯の支援にもつながっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

⑧ 特別支援学級在籍児童生徒数推移

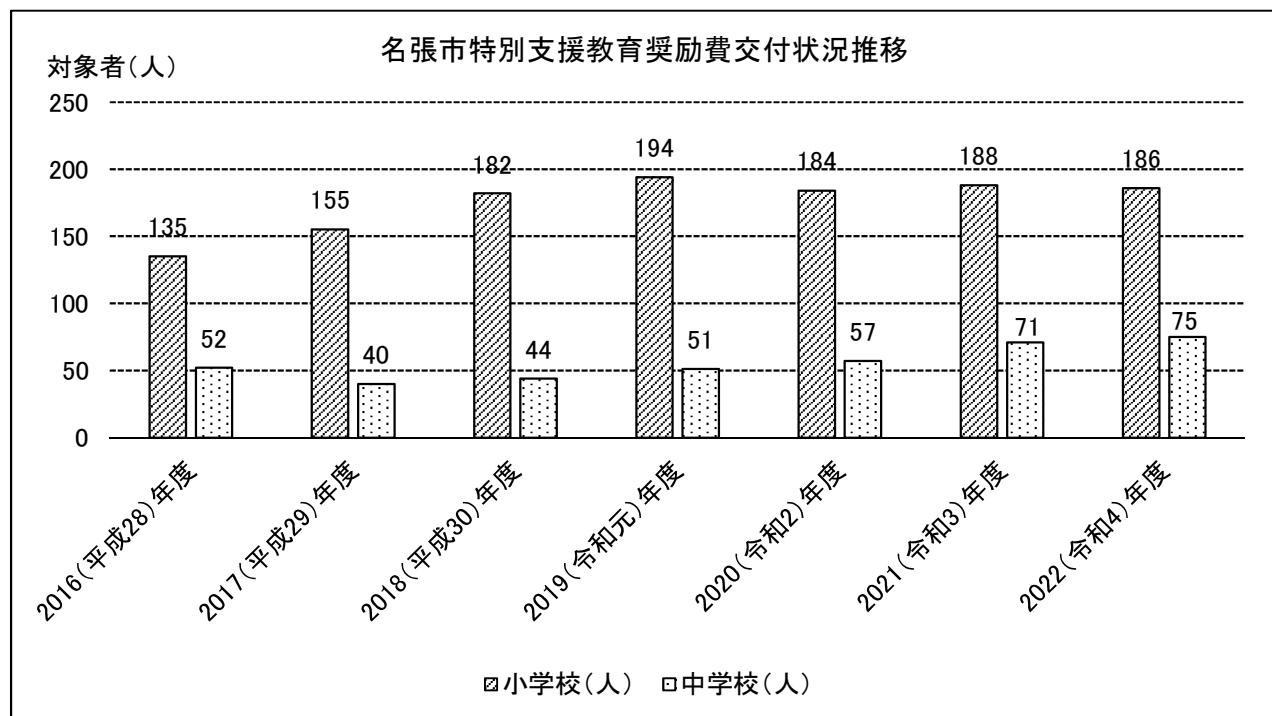
特別支援学級に在籍する児童生徒の数は、全児童生徒数が減少傾向にある中で、増加傾向にあります。障害のある子どもが持てる力を發揮できるよう環境整備を図るとともに、発達障害については、市内在住の全ての子どもを対象に「5歳児健康診査」を実施し、発達に心配のある子どもに早期から必要な支援を行うとともに、就学へつなぐ取組を進めています。



資料：名張市教育要覧（各年5月1日現在）

⑨ 特別支援教育奨励費交付状況推移

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者のうち、世帯の所得が生活保護基準の2.5倍以内の世帯に交付される特別支援教育奨励費の対象者数も児童生徒数自体が減少傾向にある中で、増加傾向にあります。



資料：名張市教育要覧（各年5月1日現在）

2. 「人権に関する名張市民意識調査」(2023(令和5)年11月実施) 結果から

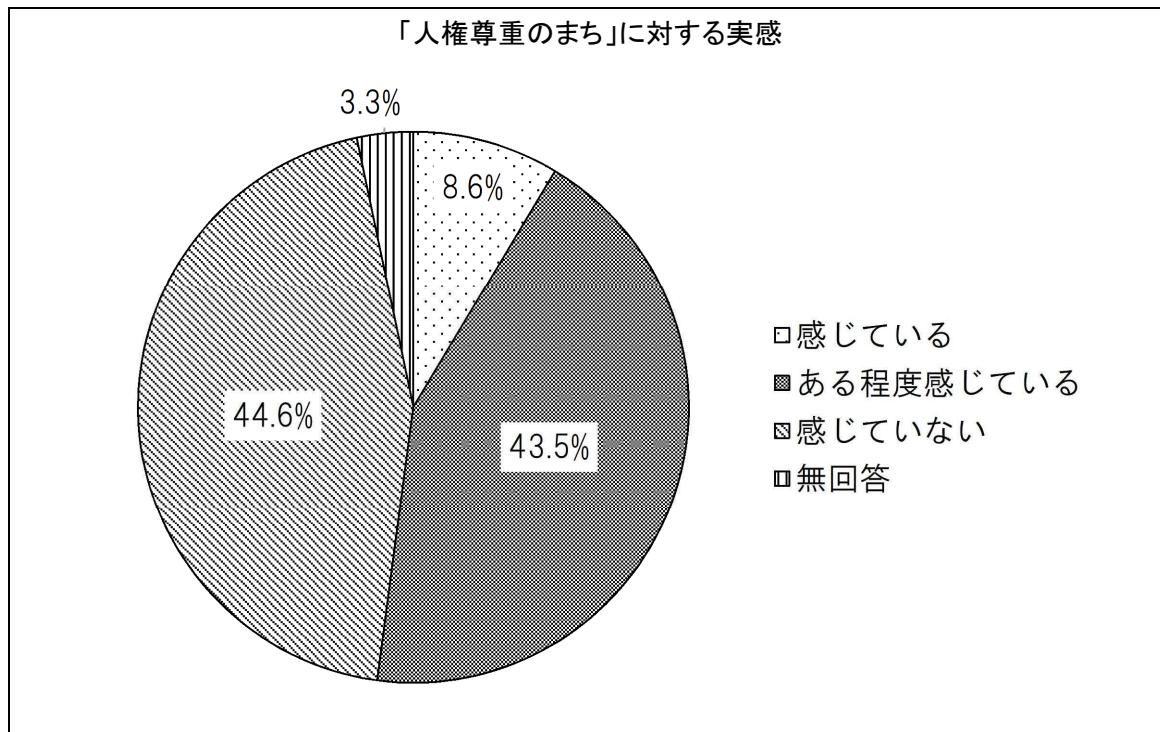
① 「人権尊重のまち」に対する実感

名張市が「人権尊重のまち」になっていると感じるかをたずねたところ、最も割合が高かった回答は「感じていない」で44.6%、次いで「ある程度感じている」で43.5%となっています。一方、「感じている」の割合は8.6%と全体の1割に満たない結果となっており、多くの市民が「人権尊重のまち」として、実感できていない結果となっています。

性別による、大きな差は見られません。

年齢では、「感じている」と「ある程度感じている」を合わせて、最も割合が高かったのは「80歳以上」で62.7%となっています。最も割合が低かったのは「40歳代」で21.4ポイントの差があります。

「感じていない」で最も割合が高かったのは「40歳代」で58.7%となっています。



② 人権問題における関心

日本における人権問題で関心を持っているものを複数回答でたずねたところ、最も割合が高かったのは「障害者」で48.4%、次いで「高齢者」と「インターネットを悪用した人権侵害」で42.4%、次いで「子ども」で39.0%となっています。

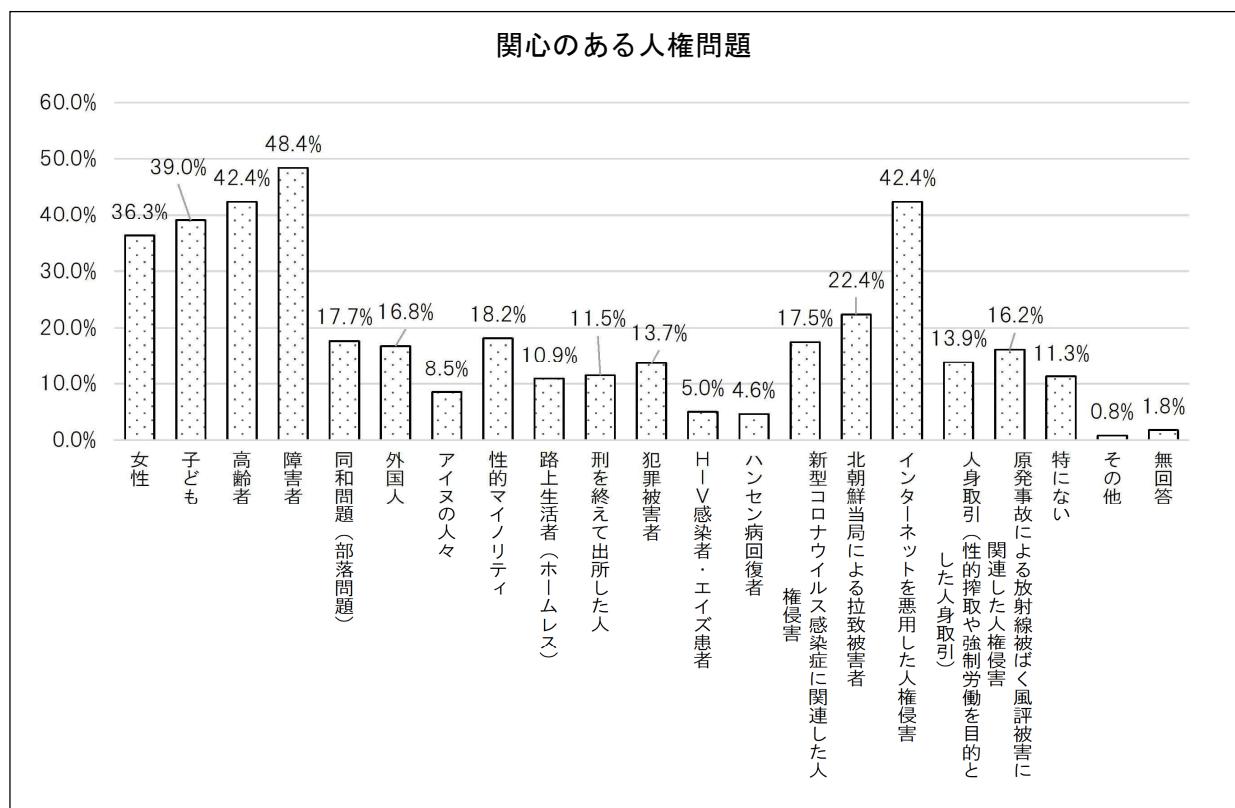
性別で見ると、「女性」に関しては、「男性」28.5%、「女性」42.8%と、14.3ポイントの差があります。「北朝鮮当局による拉致被害者」では、「男性」が26.9%、「女性」が19.0%と、7.9ポイントの差があります。「同和問題（部落問題）」では、「男性」が21.2%、「女性」15.3%と、5.9ポイントの差があります。「障害者」では、「男性」が51.8%、「女性」が45.9%と、5.9ポイントの差があります。

年齢では、「障害者」で、最も割合が高かったのは「40歳代」で52.3%、次いで「60歳代」で51.7%、次いで「70歳代」で50.2%となっています。「高齢者」で最も割合が高かったのは「70歳代」で49.8%、次いで「60歳代」で49.7%、次いで「80歳以上」で46.0%となっています。

「インターネットを悪用した人権侵害」で最も割合が高かったのは「60歳代」で47.7%、次いで「50歳代」で47.4%、次いで「70歳代」で44.3%となっています。「子ども」で最も割合が高かったのは「30歳代」で56.1%、次いで「40歳代」で47.7%、次いで「60歳代」で44.3%となっています。

自らが当事者、あるいは自分の身近な存在に当事者がいるかどうかの認識といった当事者との関係性が人権問題への関心の持ち方に影響を及ぼします。

特定の人権問題に関心を持つことはもちろんのこと、そのことを大切にしながらも、様々な人権問題についても関心を持ち、マジョリティとしてマイノリティに及ぶ不公正や差別などに対して自分でできる問題解決の行動を進めていくことが求められます。

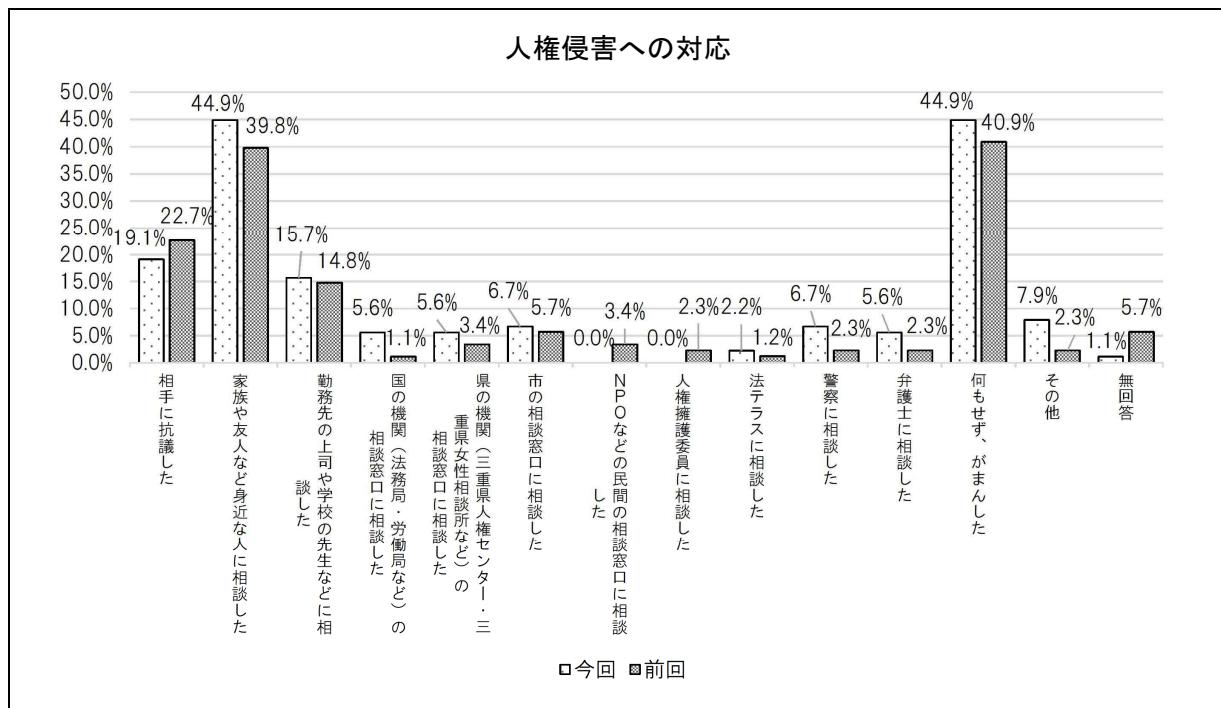


③ 人権侵害への対応

過去5年間に人権侵害を受けたことがあると回答した人にどのような対応をしたかを複数回答でたずねたところ、最も割合が高かったのは「家族や友人など身近な人に相談した」と「何もせず、がまんした」で44.9%、次いで「相手に抗議した」で19.1%、次いで「勤務先の上司や学校の先生などに相談した」で15.7%となっています。

前回調査との比較では、「家族や友人など身近な人に相談した」で5.1ポイント、「国の人権機関（法務局・労働局など）の相談窓口に相談した」で4.5ポイント、「警察に相談した」で4.4ポイント高くなっているものの、その割合は1割にも満たず、一方で、「何もせず、がまんした」も4.0ポイント高くなっています。国においては、国連からも勧告を受けている人権委員会の設置が求められています。

同様に、「市の相談窓口に相談した」も前回調査の結果から1ポイント増の6.7%と未だ1割に達していません。市における相談体制や被害救済の在り方の見直しも求められていると言えます。



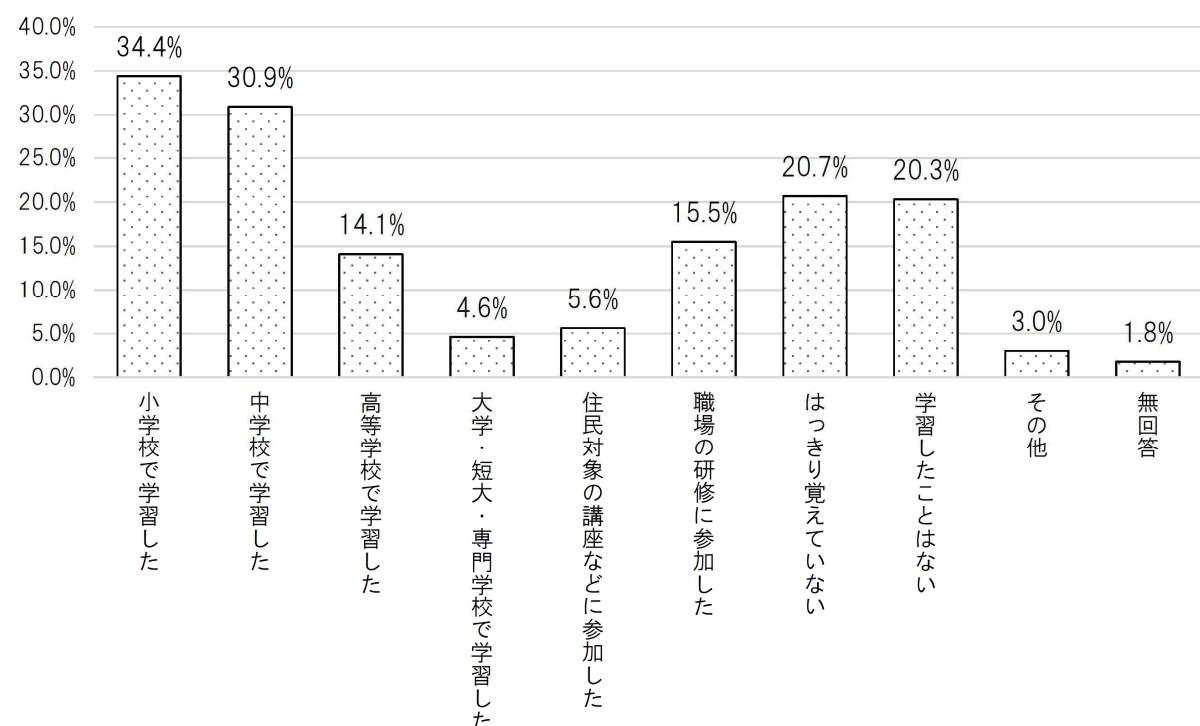
④ 同和問題（部落問題）に関する学習経験

同和問題（部落問題）に関する学習経験について、学校教育分野で最も割合が高かったのは「小学校で学習した」で34.4%、次いで「中学校で学習した」で30.9%、次いで「高等学校で学習した」で14.1%となっています。社会教育分野で最も割合が高かったのは「職場の研修に参加了」で15.5%、次いで「住民対象の講座などに参加した」で5.6%となっています。一方、「はつきり覚えていない」で20.7%、「学習したことはない」で20.3%となっています。

義務教育の中で受けた市民が65.3%となっていますが、小中学校ではそれぞれ3割程度にとどまっていて、決して高い結果とは言えません。しかし、年齢別で見ると「20歳代」から「40歳代」まで「小学校で学習した」の割合が7割を超えており、今後も学習の機会を充実していくことが必要です。

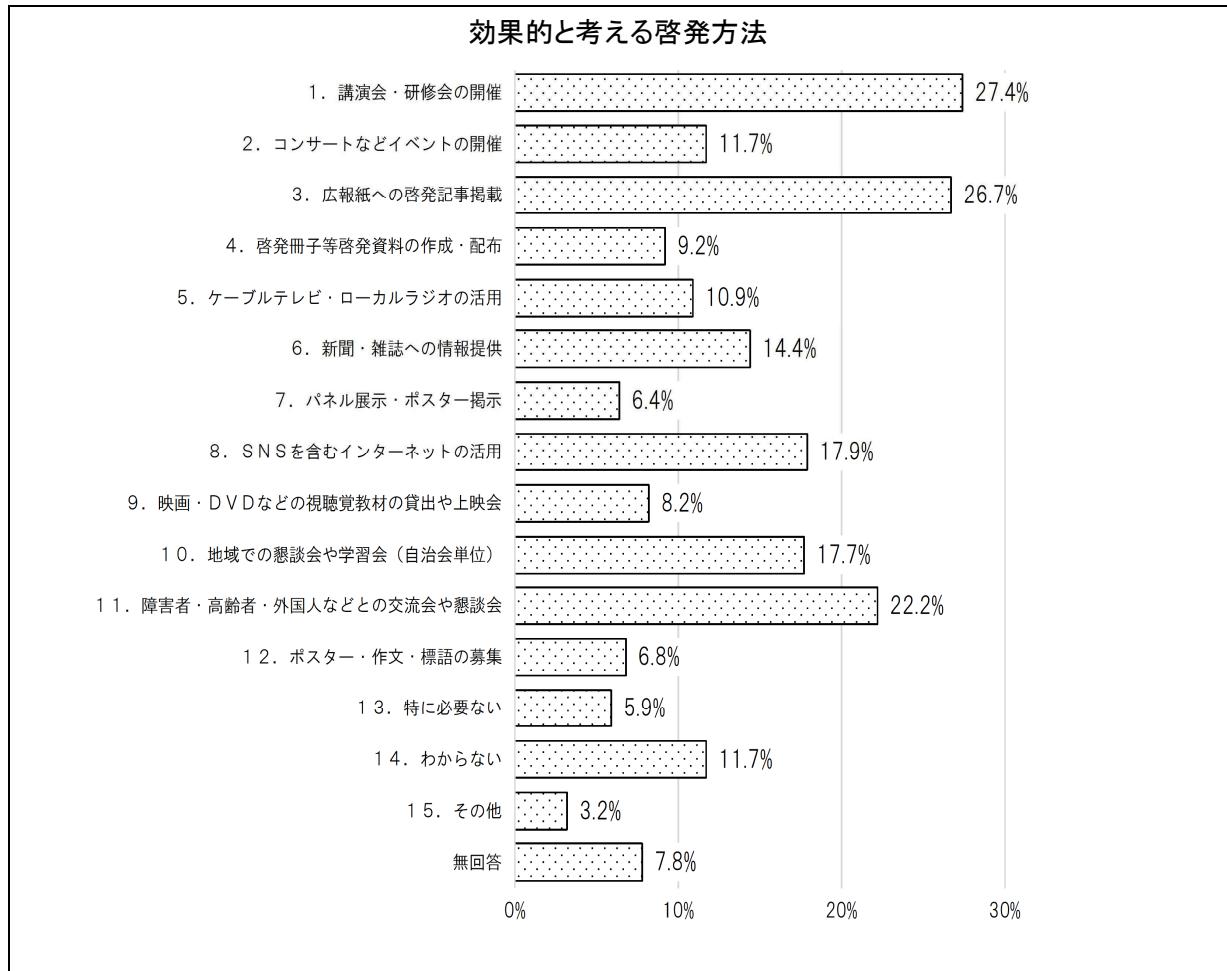
小中学生のときに一番長く過ごしたのが市内、市外のどちらかという生育歴で見ると、市内の市民の学習経験は、市外の市民よりも高く、こうした学習機会が提供され、新たに学習機会が増える施策を実施することで、市民の意識にプラスの影響を与えていくことが、これまでの調査で明らかになってきています。

同和問題（部落問題）に関する学習経験



⑤ 効果的と考える啓発方法

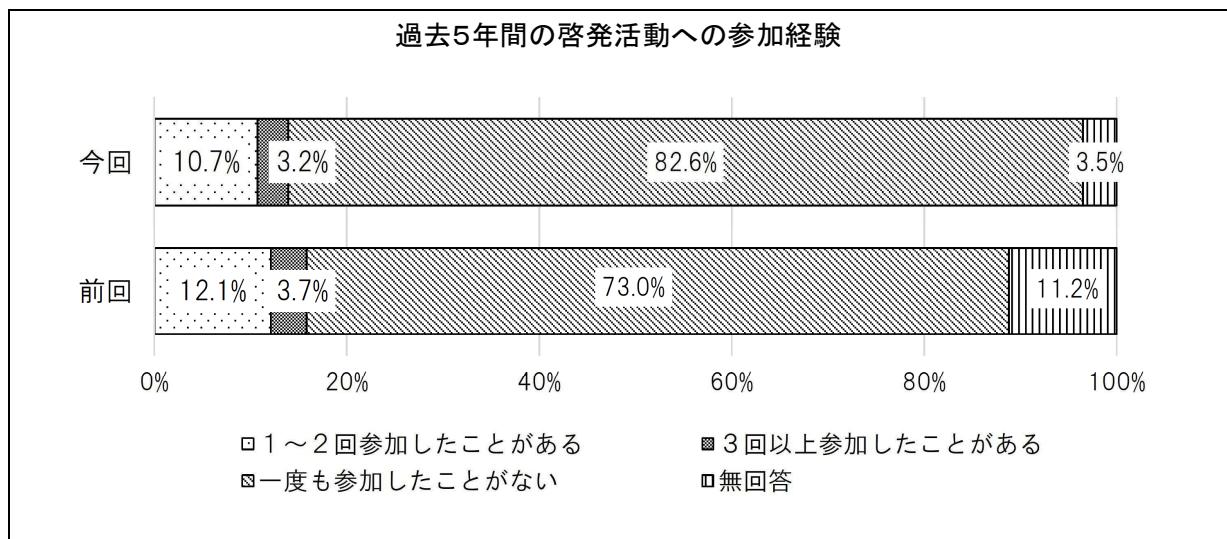
人権問題に関する正しい知識と理解を深めるためにどのような啓発手法が効果的だと思うかたずねたところ、最も割合が高かったのは「講演会・研修会の開催」で27.4%、次いで「広報誌への啓発記事掲載」で26.7%、以下「障害者・高齢者・外国人などとの交流会や懇談会」22.2%、「SNS*を含むインターネットの活用」17.9%、「地域での懇談会や学習会（自治会単位）」17.7%などとなっています。



⑥ 過去5年間の啓発活動への参加経験

過去5年間の講演会や研修会・イベントへの参加経験についてたずねたところ、82.6%が「一度も参加したことがない」と回答し、前回調査の結果を9.6ポイント上回りました。一方で「1～2回参加したことがある」が10.7%、「3回以上参加したことがある」が3.2%といずれも前回調査の結果から微減となっています。

この結果から参加者が増える、参加者を増やす「仕組みづくり」が求められていると言えます。

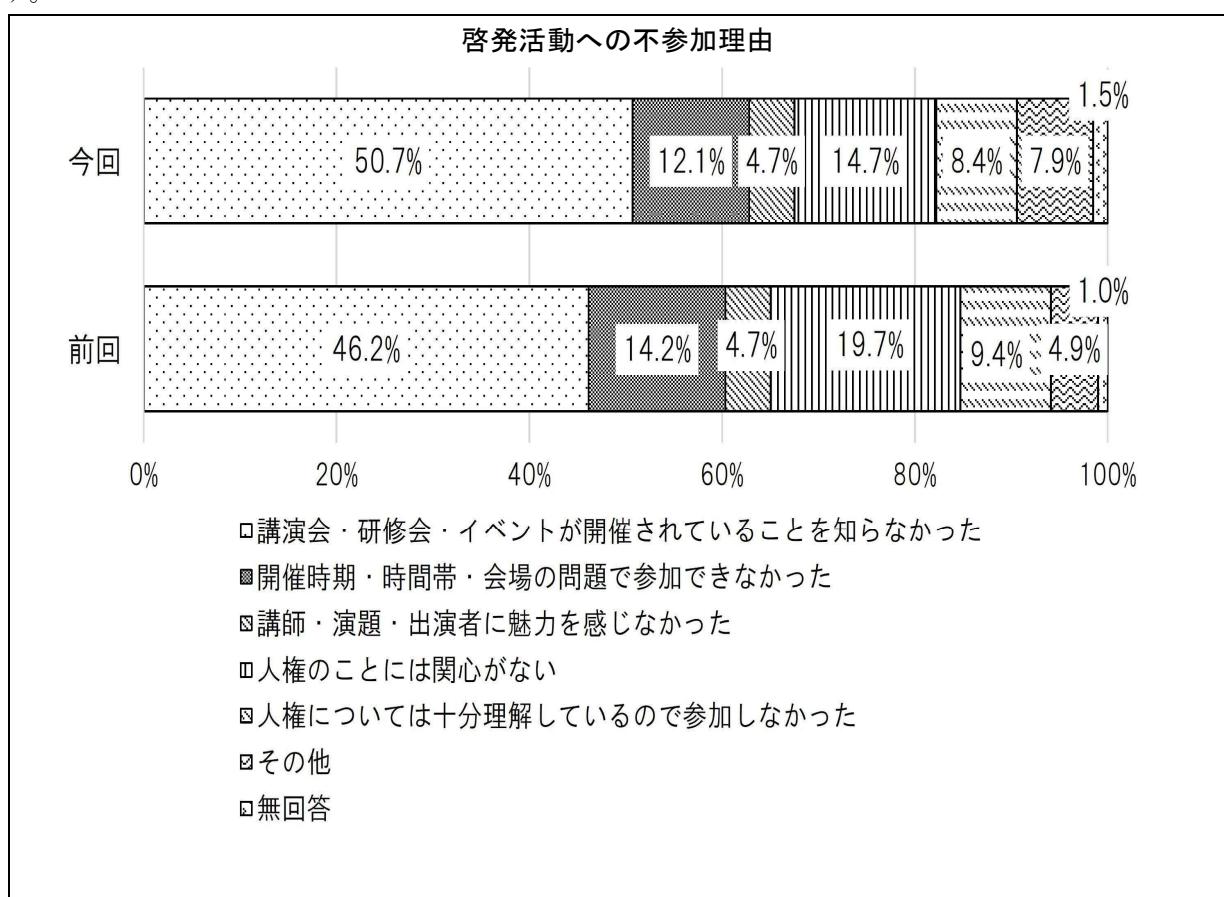


⑦ 啓発活動への不参加理由

講演会や研修会に参加したことがない理由で、最も割合が高かったのは「講演会・研修会・イベントが開催されていることを知らなかった」で50.7%、次いで「人権のことには関心がない」14.7%、「開催時期・時間帯・会場の問題で参加できなかった」12.1%となっています。

前回調査との比較では、「人権のことには関心がない」で5.0ポイント低くなっています。「講演会・研修会・イベントが開催されていることを知らなかった」は4.5ポイント増えており、市民への周知に関して大きな課題があると言えます。

また、「人権のことには関心がない」「人権については十分理解しているので参加しなかった」と回答した市民が、マイクロアグレッション*のような形で無意識・無自覚に差別をしている可能性も十分考えられます。常にアップデートされている人権の概念などについて、市民が率先して学び、研鑽することができる、より有効な仕組みを構築し、取組を展開していく必要があります。



3. 基本計画で取り組むべき課題

こうした各種データや意識調査結果等を踏まえ、この基本計画において横断的施策・分野別施策を通して以下の各項目を取組の柱に位置付けます。

- ◎ 市民の様々な人権問題に対する正しい理解の促進
- ◎ 人権に関する効果的な情報提供
- ◎ 人権問題に関する相談支援体制の整備と市民への周知
- ◎ 様々な主体との協働による人権尊重のまちづくり
- ◎ 各分野の行政計画の人権の視点からの捉え直し
- ◎ 新たな人権課題への対応
- ◎ 人権に関する学習活動やイベントへの市民参加の促進

4. 計画の位置付け

この基本計画は、名張市総合計画「なばり新時代戦略」に定める人権が尊重されるまちづくりの方針を総合的、計画的かつ具体的に推進するために、中・長期的な視点に立った人権施策の基本的な方向を示すものです。また、様々な個別の人権課題の解決に向け、適切な施策を推進するための指針でもあり、本市が策定している各行政分野別計画との整合性を図りました。

また、この基本計画は市民や企業、各種団体と協働し実施するためのガイドラインでもあり、市民生活や企業・団体等の活動の中で、一人一人が人権尊重の考え方を踏まえ、自主的に協力し合って取り組むように働き掛けを行っていきます。

さらに、国連において採択されたSDGsの視点を踏まえた、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への総合的な取組を進めることができることから、この基本計画に基づき、人権を大切にする施策を着実に推進することにより、SDGsの目標達成に貢献するものとします。

■ SDGsとは

「Sustainable Development Goals」の略語のことです。

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030（令和12）年を期限とする国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

(仮称)第4次名張市人権施策基本計画における施策とSDGsの関連性

		SDGs										
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤を作ろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
横断的施策	(1) 人権教育の推進	○		○	○	○			○		○	○
	(2) 人権啓発の推進	○		○	○	○			○		○	○
	(3) 相談支援体制の充実	○		○	○	○	○		○	○	○	○
	(4) 関係機関等との連携・協調による取組の推進								○	○	○	○
分野別施策	(1) 部落問題	○		○	○	○	○		○	○	○	○
	(2) 子どもの人権	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	(3) 女性の人権	○		○	○	○	○		○		○	○
	(4) 障害者の人権	○		○	○		○	○	○	○	○	○
	(5) 高齢者の人権	○		○			○		○	○	○	○
	(6) 外国人の人権			○			○		○	○	○	○
	(7) 感染症・難病患者等の人権			○		○	○		○		○	○
	(8) 性的指向・性自認			○		○	○		○		○	○
	(9) インターネット上の人権			○		○			○		○	○
	(10) ハラスメント			○		○	○		○		○	○
	(11) 様々な人権課題	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○

5. 計画の期間

この基本計画の期間は、2025（令和7）年度から「なばり新時代戦略」最終年度の2032（令和14）年度までの8年間とします。

ただし、各分野の人権課題に関わって、法律の制定や改正、制度の創設や改廃、人権課題を取り巻く社会情勢の変化などにより、必要に応じて適宜、部分的な見直しを行うものとします。

第3章 人権施策基本方針

1. 基本理念

あらゆる差別を解消し、一人一人の多様性が尊重され、
互いに認め合い、支え合う、
誰一人取り残されることのない共生社会の実現

名張市総合計画「なばり新時代戦略」が目指す、人権尊重のまちの実現に向けて、全ての分野において一人一人が互いの個性や価値観の違いを認め合い、誰もが自己決定や自己実現を妨げられることなく、共に支え合い、助け合いながら、自分らしく生き生きと暮らせるよう、差別をなくす取組を進めるため、この計画の基本理念を「あらゆる差別を解消し、一人一人の多様性が尊重され、互いに認め合い、支え合う、誰一人取り残されることのない共生社会の実現」とします。

2. 課題に対応するための基本方針

課題に対応するための基本方針については、第3次名張市人権施策基本計画を踏まえ、次の4点とします。

（1）人権尊重の意識づくり

人権問題の理解を「知識」レベルにとどめず、日常生活の様々な場面に現れる人権問題に気付くことができる人権感覚と、気付きを気付きのまま放置せず、問題解決のために生かしていく人権尊重の意識づくりを目指します。

（2）人権尊重を基盤に据えた行政の推進

本市の行政は、日本国憲法の基本原則である「基本的人権の尊重」を名張の地において具現化し、そこに住まう、訪れる全ての人々、更にはこれから生まれてくる子どもたちの基本的人権が保障されるために存在しています。行政においては全ての業務が人権と密接につながっていることになります。こうした意味において、市職員は、あらゆる施策に人権を尊重し、擁護するという視点を持つと同時に、自らがその施策の担い手であるという自覚を持つことが重要です。

自治体行政は人権行政です。市民一人一人の基本的人権を尊重し、包容力ある持続可能な社会づくりに向けて、「誰ひとり取り残さない」というSDGsの理念も踏まえ、本市の全ての施策に「人権尊重」を基盤に据えた取組を推進していきます。

（3）人権擁護の支援体制づくり

2016（平成28）年に施行された、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消推進法」「部落差別解消推進法」のいずれの法律においても、差別解消に向けた取組の柱として相談体制の整備・充実を掲げています。

市民意識調査の結果では、人権侵害を受けた時、どのように対応したかという設問に対して、「何もせず、がまんした」という回答が最も多く、各種相談窓口や有資格者に相談したという回答は極めて少数でした。

人権侵害などの問題が生じた時、人権を侵害された人が安心して相談でき、問題解決に向けた的確な支援が受けられるよう、関係機関・団体と連携した相談支援体制の整備を目指すとともに、そうした情報を積極的に提供するなど、市民への周知に努めます。

（4）協働による人権尊重のまちづくり

新たな感染症の世界的流行をはじめ、国際情勢の急激な変化や想定外の自然災害の発生など社会の在り方や仕組みが大きな転換期を迎えようとしています。

このような不確実・不安定な時代背景において、変化に対応し、個性的で持続可能な未来を目指すため、名張市総合計画「なばり新時代戦略」を策定しました。

社会をはじめ、様々なことは時代と共に変化しています。そういった変化に対応することはもちろんのこと、これからは、市民自らが変化をおこすこと、挑戦することを目指します。

名張が大好きな人たちであふれる。そして、名張に愛着を持ち、まちの将来に主体的に関わる協力者で更にまちに活気があふれる。そのような名張市を目指します。

市民と行政とが情報と目標を共有し、互いの役割と責任を自覚しながら、英知と力を結集し個性あるまちづくりを進めます。愛すべき名張市を共に築くため、市民一人一人が人権尊重社会の担い手としての自覚を持ち、市民や人権に関わる多様な団体との協働による人権尊重のまちづくりを目指します。

3. 計画の体系

◇ 基本理念

あらゆる差別を解消し、一人一人の多様性が尊重され、
互いに認め合い、支え合う、
誰一人取り残されることのない共生社会の実現

◇ 基本方針

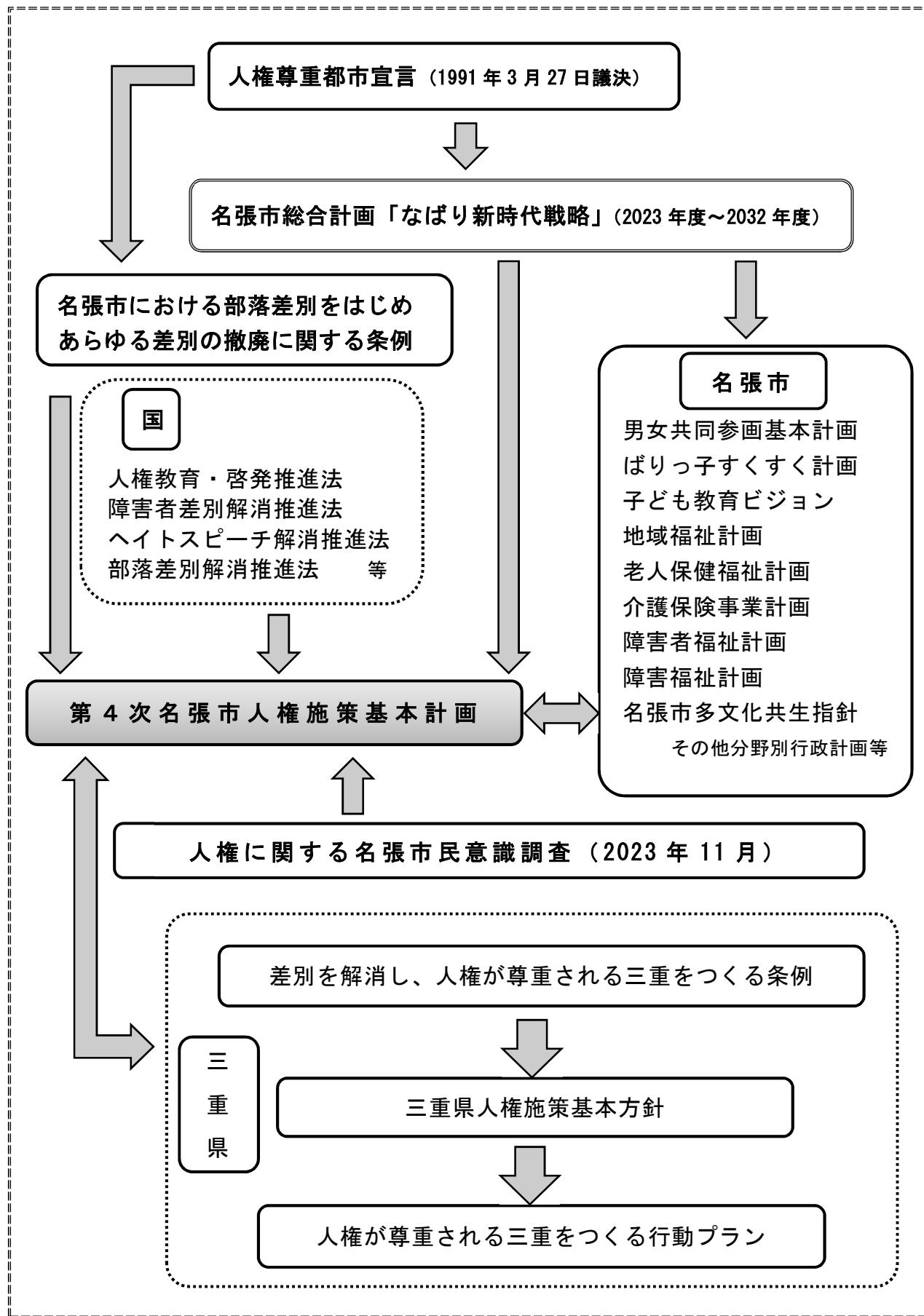
- (1) 人権尊重の意識づくり
- (2) 人権尊重を基盤に据えた行政の推進
- (3) 人権擁護の支援体制づくり
- (4) 協働による人権尊重のまちづくり

◇ 施策体系

横断的施策	(1) 人権教育の推進
	(2) 人権啓発の推進
	(3) 相談支援体制の充実
	(4) 関係機関等との連携・協調による取組の推進

↑ ↓

分野別施策											
(1) 部落問題	(2) 子どもの人権	(3) 女性の人権	(4) 障害者の人権	(5) 高齢者の人権	(6) 外国人の人権	(7) 感染症・難病患者等の人権	(8) 性的指向・性自認	(9) インターネットと人権	(10) ハラスメント	(11) 様々な人権課題	



第4章 人権施策基本計画

1. 橫断的施策

(1) 人権教育の推進

SDGs関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 16 : 公正と公平をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

2000（平成12）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・人権啓発推進法）」では、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義しています。

近年、人権をめぐる状況が大きく変化し、個別具体の人権課題に関して法整備が進む一方で、社会情勢の変化に伴い新しい人権課題も生じています。また、かつて当たり前のことだと受け止められていたことが、実は人権侵害であったと明らかになる事例も多くみられます。「人権基準」「差別基準」「人権侵害基準」が時代と共に厳格化されてきていると言えます。

こうした状況下にあって、人権教育は市民一人一人の生涯の中で、その発達段階に応じ、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場を通じて実施されることにより効果を上げるものです。「人権教育＝生涯学習」と位置付け、継続して取り組むことが重要です。

乳幼児期は人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期です。保育所（園）、認定こども園、幼稚園等において、人との関わりの中で大人との愛着関係・信頼関係の下自尊感情が育まれ、身近な人に共感や思いやりの心が育まれるように、また、一人一人の発達や思いを理解し、適切な関わりができるように自らの人権意識を見つめ直しながら、人権擁護の視点において保育実践の向上に取り組んでいます。

家庭においても、子どもの体験や遊びを通す保育活動から気付きにつながる啓発をし、家庭と連携し共に取り組んでいくことが大切だと考えています。

学校教育分野では、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力の育成や、人との出会いを通じて自尊感情の高めるために、教科指導、生徒指導、学級経営、その他様々な取組など教育活動全体を通じて、一人一人の存在や思いが大切にされる学校づくりを進めています。

その担い手である教職員は、学校人権・同和教育推進委員会*を中心に「差別の現実に深く学ぶ」という原則の下に、自らの人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高める取組を進めています。

中学校区别人権教育推進協議会*では、校区内の小中学校職員だけでなく地域住民も参画し、地域における子どもの実態や、地域課題などについて意見交換することで、教育実践に反映させています。

社会教育分野では、各地域の実情に応じて、各市民センターや社会教育施設を中心に実施される

全ての学習活動が、人権尊重を基本に地域の課題解決につながるとともに、参加者相互の結び付きを強める「人権のための学習」「人権を通した学習」により、「まなぶ」「つどう」「むすぶ」生涯学習社会の実現を目指しています。

《施策の方向・内容》

①家庭における人権教育の推進

(福祉子ども部・教育委員会)

- (ア) 家庭は、子どもたちの人権意識の形成に重要な役割を果たすことを踏まえ、「自分を大切にし、他の人も大切にできる子ども」を育むことができる家庭の養育力の向上と、子育てなどの家庭教育に対する支援の充実に努めます。
- (イ) 互いに人権を大切にし合う家庭や地域の環境づくりのため、保護者に対し、人権に関する学習機会や情報の提供に努めます。

②就学前教育及び学校教育における人権教育の推進

(福祉子ども部・教育委員会)

- (ア) 乳幼児期は人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期です。保育所（園）、認定こども園、幼稚園等で、日々の体験や遊びを通して、自尊感情や子ども同士の関わりによる社会性の育成など幼児の発達の特性を踏まえ、周りの人との関わりを通して、共感や思いやりの心を育てます。
- (イ) 人権尊重の理念を学校教育活動の中心に位置付け、教職員研修の充実、進路を保障する教育の実践、人権教育の推進、仲間意識に支えられた集団づくりを通して、“生きる力”を育みます。
- (ウ) 学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進することによって、自身が権利の主体であることを理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる人権感覚を身に付けられるように努めます。
- (エ) 学校における人権教育の成果や課題を踏まえ、保護者・地域住民と協働して人権教育の推進を図ります。
- (オ) 社会性や豊かな人間性を高めていくため、社会教育との連携を図りつつ、豊かな自然体験やボランティアなどの体験活動、部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人などに関わる人権課題に直面する人々との交流活動を取り入れた教育の充実を図ります。

③社会教育・地域における人権教育の推進

(地域環境部・教育委員会)

- (ア) 子どもから高齢者までが生涯にわたって学び続けることができる多様な生涯学習の機会を活用し、市民センターや社会教育施設等での講座の開設や交流活動の場の提供など、人権に関する様々な学習機会の提供に努めます。
- (イ) 広く市民に学習意欲を喚起できるよう体験活動や身近な課題などを取り上げ、魅力的な学習プログラムの開発に努めるとともに、様々な指導者の養成と確保に努めます。
- (ウ) 人権に関わる教育活動充実のため、資料の整理、情報収集・提供、広報活動に努めます。

す。

- (エ) 広く市民の人権に関する意識を高めるため、人権に関する講座を実施します。実施に当たっては、それがより効果的な人権教育となるよう、内容や実施条件などを工夫し、より多くの市民の参加を促すよう努めます。
- (オ) 市民の自主的な人権学習の取組を促進するため、グループや地域団体などが行う学習会・研修会への講師やアドバイザーの派遣、様々な人権に関する学習用教材の紹介と資料などの提供に努めます。
- (カ) 人権学習などの成果を地域活動などに生かせるよう働き掛けるとともに、地域において人権問題に携わるリーダーの育成に努めます。
- (キ) 中学校区別人権教育推進協議会を有効活用し、中学校区における学校・保護者・地域住民による人権尊重の地域づくりを推進します。

（2）人権啓発の推進

SDGs関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 16 : 公正と公平をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

前述の「人権教育・人権啓発推進法」では、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除きます。）」と定義しています。

市では、人権意識の啓発を市広報、市ホームページ、市公式LINE、啓発冊子、ポスターのほか、ラジオ、新聞などのマスメディアを活用した情報提供、講演会、各種啓発イベントの開催、人権に関わる作品募集など、様々な手法を活用して進めています。

市民が人権を身近なものと感じができるよう、啓発イベントにコンサートや映画会を取り入れ、気軽に参加しやすいものとともに、参加者が受け身の立場にとどまるのではなく、自ら考え、行動する自発的、能動的態度につながるよう、その内容の充実に取り組んできました。

しかし、2023（令和5）年に実施した市民意識調査では、過去5年間に人権に関する講演会・研修会・イベントなどに「一度も参加したことがない」と答えた市民は82.6%に達しています。理由としては、「講演会・研修会・イベントが開催されていることを知らなかった」50.7%、「人権のことには関心がない」14.7%、「開催時期・時間帯・会場の問題で参加できなかった」12.1%などなっていますが、不参加の理由の過半数が「開催されていることを知らなかった」であったという事実は大きな課題です。人権関連のイベントに限らず、市が発信する様々な施策に関する情報が市民に十分届いていない可能性があることから、効果的な情報発信に全庁的に取り組む必要があります。

また、効果的だと思う啓発手法について複数回答でたずねたところ、「講演会・研修会の開催」29.6%、「広報紙への啓発記事掲載」28.6%、「障害者・高齢者・外国人などの交流会や懇談会」24.2%などが上位となりましたが、いずれも効果的な情報発信と相まってのものと言えます。

こうした調査結果を今後の啓発活動の企画に際し、活用します。

さらに、第1章で触れたように「『ビジネスと人権』に関する行動計画」や「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の策定など、企業・事業者における人権への取組の重要性が高まっていることから、企業訪問などの機会を捉え人権デュー・ディリジェンス*への取組を促す必要があります。

『施策の方向・内容』

①条例などの普及・啓発

(地域環境部)

(ア) あらゆる機会、媒体を活用し、「人権尊重都市宣言」や「名張市における部落差別をはじめあらゆる差別撤廃に関する条例」など人権に関わる宣言や条例の理念、内容の普及・啓発に努めます。

②人権啓発行事の開催

(地域環境部)

(ア) 「人権週間」(12月4日～10日)に合わせて、街頭啓発や人権作品展、人権週間記念行事ふれ愛コンサートを「名張市人権センター*」と共に開催し、広く市民に人権啓発及び情報提供を行います。

(イ) 名張市人権センターへ「人権のまちづくり推進事業」を委託し、市民への啓発を推進します。

(ウ) 人権啓発行事の企画・立案に当たっては、市民意識調査の結果を有効に活用します。

(エ) 人権関連の講演会・研修会・イベントの開催情報が全市民に周知されるよう取り組みます。

③企業（職場・職域）への啓発の推進

(地域環境部・産業部・教育委員会)

(ア) 名張市人権センター、名張市人権・同和教育推進協議会と連携し、市内企業を対象とした企業啓発訪問を実施するとともに、人権啓発企業研修会を開催します。

(イ) 人権啓発企業訪問などの機会を捉え、人権デュー・ディリジェンスへの取組を促します。

(ウ) 企業・事業所にとって、人材は資本となります。人的財産を守るため、従業員の人権を尊重することは、働きやすい職場環境にもつながります。より働きやすい職場づくりを目指してもらえるよう、三重県、三重労働局、ハローワーク等と連携し、市広報や市ホームページで周知を行い、企業・事業所等に対し啓発を行います。

④市職員・教職員に対する研修の推進

(総務部・地域環境部・福祉子ども部・教育委員会)

(ア) 人材育成基本方針に基づき、市職員一人一人が、自らが人権行政の担い手であることを自覚し、市民の基本的人権の尊重を具現化することを念頭に自らの職務に取り組むよう、全職員を対象とした人権・コンプライアンスに関する研修を実施します。

(イ) 市役所内部における人権リーダー育成のため、三重県人権大学講座への職員派遣を継続します。

(ウ) 同和教育の実践を担ってきた教職員の退職による世代交代が急速に進む中、管理職や人権・同和教育担当者を対象とした研修会を開催するとともに、学校人権・同和教育推進委員がリーダーとなって園内、校内研修を進め、教職員の資質と人権感覚・人権意識の向上に努めます。

- (エ) 人権教育や各種人権課題に関する研修会などの開催情報を提供するとともに、主体的・積極的参加を促します。
- (オ) 人権に関わりの深い人権擁護委員、民生委員児童委員などとの連携を強化し、人権に関する研修を支援します。
- (カ) 名張市人権センターと連携し、高齢者や障害者、子どもなどの人権擁護に特に関わりの深い各種福祉施設に対し、人権に関する研修機会を提供するとともに、参加を働き掛けます。

⑤地域交流による人権啓発の推進

(地域環境部)

- (ア) 隣保館等（隣保館・児童館・教育集会所）を差別撤廃と人権確立のための活動拠点と位置付け、各種講座、サークル活動をはじめ、地域や市民センター、関係団体と共に催する地区文化祭などのイベントを通じて周辺地域との交流を積極的に進めます。
- (イ) 地域づくり組織*などと連携し、地域における体験活動、スポーツ活動を促進し、子どもと大人の交流を促進します。
- (ウ) 名張市人権センターと連携して地域における人権リーダーの養成に取り組み、各市民センターなどにおいて実施される学級・講座、サークル活動、イベントなどで生まれる地域住民の相互交流を通じて人権啓発を図ります。

⑥様々な媒体を活用した人権啓発の推進

(地域環境部・教育委員会)

- (ア) 市ホームページを活用し、新たな人権課題や社会的関心が高まっている人権問題について情報提供し、人権啓発を図ります。
- (イ) 引き続き、同和対策審議会答申が出された1965（昭和40）年8月11日にならみ、毎月11日を「人権を確かめあう日」と位置付け、各部持ち回りによる人権リレーメッセージの庁内放送など啓発活動を実施します。
- (ウ) 様々な人権問題の解決を図るため、啓発資料の収集、作成、提供に努めます。
- (エ) 市立図書館の人権関連蔵書の充実を図ります。
- (オ) 各種SNSの効果的な活用や、新聞、テレビなどの報道機関と連携した人権啓発に努めます。

(3) 相談支援体制の充実

SDGs関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 11 : 住み続けられるまちづくりを
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

人権に関する様々な相談に対応するため、本市では月に2回、人権擁護委員による人権相談を実施しているほか、弁護士相談、女性のための相談、男性のための相談、メンタルヘルス相談、子育て相談、教育相談、発達相談、就労相談、家庭児童相談、ひとり親相談、子ども相談など、それぞれの施策ごとに相談窓口を開設しています。本人の同意の下、相談の内容に応じた関係窓口や関係機関につなげ、複合的な課題を抱える相談者への対応に努めています。

相談窓口の周知については、市広報やホームページなどの従来の方法に加え、市公式LINEなどの新しい方法も取り入れながら進めています。

NPOなどの市民活動団体においても、それぞれの団体の目的達成のため、人権に関わる相談活動に取り組んでいます。

しかしながら、「市民意識調査」の結果は厳しいものでした。過去5年間に人権を侵害されたと思ったことが「ある」と回答した市民（10.1%）に「人権侵害への対応」について複数回答でたずねたところ、最も割合が高かったのは「家族や友人など身近な人に相談した」と「何もせず、がまんした」で44.9%となっており、前回調査結果より「何もせず、がまんした」は4.0ポイント、「家族や友人など身近な人に相談した」は5.1ポイントそれぞれ高くなっています。

また、「市の相談窓口に相談した」は6.7%と未だ1割に達していないことから、市における相談体制や被害救済の在り方が問われていると言えます。

相談員の資質向上のための取組は当然のこととして、市民意識調査の結果を分析した「公益財団法人 反差別・人権研究所みえ」からは、①相談窓口の周知、②人権相談のフローチャートの公表、③解決に至った相談事例の公表、④相談員によるアウトリーチ*等、新たな取組について提言を受けました。

さらに、戸籍謄本や住民票の写しの不正取得事案が全国的に後を絶たない現状があり、名張市としても対応が求められています。

《施策の方向・内容》

①人権侵害事象への対応

(市民部・地域環境部)

- (ア) 人権侵害事象に対しては、関係各部署、法務局・三重県など関係機関・団体等との連携を強化し、被害者の保護や人権回復に向けた対応を図ります。
- (イ) 人権侵害につながる戸籍謄本や住民票の写しの不正取得を防止するため、本人通知制度*の導入に向けた調査、研究に取り組みます。

②相談機関・窓口の連係と市民への周知

(市民部・地域環境部・福祉子ども部)

- (ア) 法務局、三重県をはじめ、専門的な相談機関との連携を強化し、情報交換を図るなど相談者の利便性の向上・充実に努めます。
- (イ) 各種専門相談機関・窓口の情報を市広報や市ホームページ、市公式LINEなど、様々な媒体を通じて積極的に提供します。
- (ウ) 個人情報保護を前提として、相談に対してどんな具体的な対応事例があるか、情報提供に努めます。
- (エ) 情報の提供に当たっては、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人など、情報を必要とする市民の属性に配慮します。
- (オ) 安心して相談窓口を訪れるよう、人権相談の流れを示すフローチャートの公表や、解決に至った相談事例について相談者のプライバシーに十分配慮しつつ公表することを検討します。

③相談体制の充実

(市民部・地域環境部・福祉子ども部)

- (ア) 部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人などに関わる課題別の人権相談については、関係各室の相談窓口でも対応し、相談内容と相談者の属性に応じて適切な対応ができるよう、法務局・三重県等関係機関との連携を強化します。
- (イ) 名張市人権センターへ委託している各種専門相談の充実に努めます。
- (ウ) 隣保館等（隣保館・教育集会所・児童館）の相談機能の充実に努めます。
- (エ) 市公式LINEや市ホームページで相談を受付けられるよう体制を整備します。

④相談員の資質向上

(市民部・地域環境部・福祉子ども部)

- (ア) 相談内容が多様化・複雑化していることから、庁内の相談窓口のある関係各室の連携を強化するとともに、相談員及び担当職員等に対して専門分野や人権に関する研修を実施するなど、資質の向上を図ります。
- (イ) 専門相談員の定着を図るため、待遇の向上に努めます。

（4）関係機関等との連携・協調による取組の推進

SDGs関連項目

- 10：人や国の不平等をなくそう
- 11：住み続けられるまちづくりを
- 16：平和と公正をすべての人に
- 17：パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

人権問題の解決は、行政のみの取組で実現されるものではありません。人権問題を自分自身の問題として捉え、その解決のために自ら行動する、市民、市民団体、企業・事業所、各種団体との連携・協調の下、人権施策を効果的に推進することによってもたらされるものです。

本市では「名張市自治基本条例」に基づき、「新しい公」による福祉の理想郷づくりの実現に向けた取組を進めてきました。

2009（平成21）年3月には「名張市地域づくり組織条例」を制定し、各市民センターなどを単位とする市内15地域に設立された地域づくり組織*において、地域課題解決のため、地域の特性を生かした個性ある将来のまちづくり計画である「地域ビジョン」を策定し、地域と市の協働により新たなサービスや価値の創出を目指す取組を進めてきました。

本市のこうした都市内分権の取組は、全国的にも先進的な取組事例として、全国各地の地方公共団体や議会、自治組織が視察に訪れています。

地域づくり組織が取り組む地域課題は、市民生活に密着した人権課題と言えます。人権分野においてもまちづくりの取組で培った強みを生かして、多様な交流の中で、温かな人間関係が育まれ、一人一人がみんなのことを思い、みんなが一人一人のことを思うような人権文化が創造されるよう、市民の自主的な取組を支援するとともに、ボランティアや関係団体との協働を推進することが必要です。

市民一人一人の人権が尊重される住みよいまちをつくるため、課題や目標、様々な情報の共有を前提に、市民と行政とのパートナーシップの下、共に知恵を出し合い、力を合わせ、協働による人権のまちづくりを進めます。

また、本市における人権施策推進のパートナーとして2004（平成16）年に設立された名張市人権センターは、2024（令和6）年現在、「人権のまちづくり推進事業」「市民活動支援事業」「多文化共生社会推進事業」を受託し、同センターを拠点として様々な活動に取り組んでいます。将来的な法人化を視野に、自立と持続可能な組織運営に向けて連携・支援を行います。

《施策の方向・内容》

①地域づくり組織のまちづくり事業に人権の視点

（地域環境部）

- （ア）地域づくり組織が取り組むまちづくり事業が、人権尊重を基本に据えたものとなるよう、働き掛けを行います。
- （イ）地域づくり組織が、人権問題に関する地域特性を把握できるよう、市民意識調査の結果を地域づくり組織別に集計したものを提供するとともに、具体的な取組事例の提案を行います。

ます。

②地域活動拠点の活用

(地域環境部・教育委員会)

- (ア) 市内の文化施設、コミュニティ施設、社会教育施設、社会福祉施設、スポーツ施設など様々な公共施設における市民講座や交流活動、情報提供や相談支援などを通じて、市民の 人権意識の高揚や人権啓発活動を促進します。
- (イ) 市内の公共施設において、人権に関するチラシや冊子の配架などに努め、人権に関する 情報発信の充実を目指します。
- (ウ) 市内の公共施設に従事する職員等が常に人権尊重の意識や姿勢で職務に臨むことによ り、施設利用者などに対して、人権を尊重することの大切さを発信していくことができる よう、資質向上に努めます。
- (エ) 名張市市民情報交流センター*を拠点に、市民活動団体の交流、多文化共生事業の推進に 取り組みます。

③中学校区別人権教育推進協議会の取組支援

(教育委員会)

- (ア) 中学校区別人権教育推進協議会と連携して、中学校区別人権・同和教育研修会を開催 し、就学前から中学校までを見通した人権・同和教育の在り方を考え、実践します。
- (イ) 「部落問題を考える小学生のつどい*」「部落問題を考える中学生のつどい（名張市「ヒュ ーマンライツ」*）」を開催し、人権問題をテーマに子どもたちが学校を越えてつながる機 会とします。

④県立学校別人権教育推進協議会との連携

(教育委員会)

- (ア) 市内各県立学校に設置された人権教育推進協議会に参画し、県立学校における人権・同 和教育推進を支援します。

⑤名張市人権センターとの連携

(地域環境部)

- (ア) 本市の各種人権施策の推進について、名張市人権センターが持つ人権啓発などに関わる ノウハウや専門性を生かし効果的・効率的に進めるため連携強化を更に進めます。

2. 分野別施策

(1) 部落問題

SDGs関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 11 : 住み続けられるまちづくりを
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

本市では、部落問題の早期解決を市政の重要課題として、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」の精神に則り、「同和対策事業特別措置法」をはじめとする特別措置法などに基づき、同和対策事業を推進してきました。

2002（平成14）年3月、同和対策事業に関する最後の特別措置法である「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」が失効しましたが、本市においては、法の失効が部落問題解決のための取組の終了を意味するものではないとの認識の下、取組を継続してきました。

しかしながら、全国的には同法の失効に伴い、「部落問題から人権一般へ」という風潮の中で、様々な人権問題についての取組が進んだという肯定的評価がなされる一方で、行政その他の部落問題に対する取組に弱まりが見られたことも事実です。

このような中、2016（平成28）年12月、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律は、国の法律として初めて「部落差別」という文言を明記し、部落差別が現存することを認めるとともに、その解消を法律の目的としたものです。

市民意識調査の結果を見ると、日本社会に「同和問題」や「部落問題」などと呼ばれている差別の問題があることを「よく知っている」「少しあは知っている」と回答したのは65.6%でした。

同和地区*や同和地区の人々に対する差別意識が今も「ある」と回答したのは64.2%、部落問題に関して、現在起きていると思う人権問題として75.7%が「結婚に際して周囲から反対を受けること」、37.2%が「就職や職場で不利な扱いを受けること」と回答しています（複数回答）。部落差別の解決に向け様々な取組が進められてきたにも関わらず、依然、結婚差別や就職差別が存在していると認識している市民は少なくない状況です。また、結婚相手が同和地区（被差別部落）の人であるかどうかについて、30.7%が「調べる必要があると思う」と回答しました。さらに、同和地区内の不動産物件に対して、回答者の33.1%が「他の条件がいくら良くても買い（借り）たくない」とするなど、被差別部落に対する「忌避意識」が読み取れます。

「部落差別解消推進法」が「現在もなお部落差別が存在する」と明記したように、部落差別は過去の問題ではなく、今なお存在する現実の課題であることを再認識し、市民一人一人が部落差別の

解決を自らの課題として受け止め、家庭、学校、地域、職場等、あらゆる場において、部落差別に対する正しい理解や関心が高まるよう、より一層の教育・啓発を推進することが必要です。

また、厳しい財政状況の中、老朽化が進む隣保館等の同和対策関連施設の対策を計画的に進める必要があります。

《施策の方向・内容》

①部落差別解消推進に向けた施策の推進

(地域環境部)

- (ア) 「部落差別解消推進法」の周知に努めます。
- (イ) 部落差別の解消推進のために必要な住環境、生活、教育、産業、就労環境等の改善については、実態把握に努めるとともに、関連する施策の取組を推進します。
- (ウ) 老朽化した同和対策関連施設について、年次計画を策定するなど効率的な改修を進め、拠点施設としての機能充実を図ります。

②研修会・学習会・啓発行事の実施

(地域環境部)

- (ア) 部落差別に対する正しい理解と認識を深め差別の解消を図るため、様々な研修会・学習会の開催や各種広報活動、啓発行事などを積極的に行います。

③学校などにおける部落問題に関する人権教育の充実

(教育委員会)

- (ア) 「部落差別をはじめあらゆる差別の現実に深く学ぶ」ことを基本に置いた人権・同和教育を推進し、差別解消のために自ら考え行動できる実践力を持った児童生徒を育てます。
- (イ) 基本的人権の尊重を、教科学習に限らず、全ての学校活動の基本理念とし、児童生徒が自らの人権が大切にされているという安心感の中で過ごせる環境を創ります。
- (ウ) 保護者が部落問題に関する正しい理解と認識を持ち、子どもに適切な指導ができるよう、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小中学校等において、保護者を対象とした学習会を開催します。
- (エ) 教職員のライフステージに応じて研修内容の充実に努め、「差別の現実に深く学ぶ」ことを基本に、自らの人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高められるよう図ります。

11

④地域・職域における部落問題に関する学習機会の充実

(地域環境部)

- (ア) 全ての市民が部落問題についての学習機会が得られるよう、各地区市民センターへ働き掛けを行うとともに、部落問題に関する情報の提供、学習会講師の派遣などの支援を行います。
- (イ) 名張市人権センターと連携し、地域の人権まちづくりリーダーの養成に努めます。
- (ウ) 企業や福祉関連施設における部落問題に関する学習活動に対して、講師派遣や情報提供

などの支援を行います。

- (エ) えせ同和行為に対しては、被害の未然防止のため、企業などにおいて適切な対応ができるよう、資料提供など啓発を進めます。

⑤隣保館等（隣保館・児童館・教育集会所）機能の充実

（地域環境部）

- (ア) 隣保館等を部落問題に対する正しい理解と認識を深めるための拠点と位置付け、部落問題に関する学習会の開催や広報発行など啓発活動を進めます。
- (イ) 成人対象の識字教室や児童生徒を対象とした学力保障学習会その他隣保館等を拠点に開催しているサークル活動の活性化を図ります。
- (ウ) 隣保館等を拠点に文化祭開催による地域交流など、様々な交流活動を通して、人権尊重を基盤とした住民主体の地域活動、まちづくりを促進します。
- (エ) 市民センターやまちの保健室*と連携したアウトリーチ型の相談支援など、隣保館等の相談機能の強化に努めます。
- (オ) 部落差別に関する相談に的確に対応できるよう、関係機関・団体との連携を強化するとともに、隣保館等職員の資質向上に努めます。

⑥相談体制の充実

（地域環境部）

- (ア) 部落差別は教育や福祉など複合的な課題を有していることから、人権をはじめとする生活上の様々な課題などに対応するため、「地域福祉教育総合支援ネットワーク*」を有効活用します。
- (イ) 名張市人権センターをはじめ、人権に関わる相談に取り組む民間の組織・団体との連携を強化するため、個人情報保護を前提として情報交換を行います。
- (ウ) 法務局や県内の公的相談機関で構成された「人権相談ネットワーク」との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。

⑦関係機関・団体との連携・協働

（地域環境部）

- (ア) 差別発言や差別落書き、被差別部落の所在の問合せなどの部落差別事象が発生した場合は、「差別事象対応マニュアル*」に基づき、県、法務局をはじめ、関係機関・団体などと連携し、速やかに事実関係の調査や分析を行うとともに、差別解消に向けて啓発などに取り組みます。
- (イ) 部落問題に関する広報活動や啓発活動を効果的に推進するため、「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」や「三重県人権・同和行政連絡協議会」「津・伊賀人権啓発活動地域ネットワーク協議会」などと連携、情報交換を行います。

（2）子どもの人権

SDGs関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 2 : 飢餓をゼロに
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 11 : 住み続けられるまちづくりを
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

子育て世代の保護者の孤立による育児不安の解消に努め、子どもの健やかな成長を見守り、ゆとりや安心感を持って子どもと向き合う事ができるように、未就園児に対しては、保育所（園）、認定こども園、幼稚園でのなかよし広場の開催をはじめ、マイ保育ステーション等の地域子育て拠点事業の実施や、一時預かり、ファミリーサポートセンター事業、マイ保育ステーションの無料保育体験等の子どもの預りの充実等に取り組んでいます。

保育所（園）、認定こども園、幼稚園では、体験や遊びの充実による豊かな情操教育や、健全な心身育成を行いながら、子育て支援活動により子どもの自尊感情を育み、保護者への啓発の充実に努めるほか、保育士自身が子どもの人権擁護の視点に立ちながら、児童虐待等の防止に向けた取組と、自己の人権に対する理解を深めるための啓発を行っています。

経済的な問題をはじめ、複合的な課題を抱える子どもや家庭に対し、地域福祉教育総合支援ネットワークや「要保護児童対策及びDV（ドメスティック・バイオレンス*）対策地域協議会*」、「ぱりっ子まるまるセンター*」などの機能によって、関係機関と連携した重層的な支援を早期に実施する体制を構築しています。また、子どもが安全に過ごすことができる居場所について、既存の施設を利用しながら、学校や家庭に居づらさを感じる子どもなどがいつでも来ることができる場所を創設する必要があります。

就学前の乳幼児について、子ども自身の困りごとに寄り添いながら丁寧に子どもに関わることで、安心して生活や自己発揮ができるようになります。そのため、保健・福祉、保育、教育、医療などの関係機関が連携し、乳幼児一人一人のニーズに応じた総合的な支援や指導を行い小学校への接続に切れ目のない支援を行っていくとともに保護者への支援に取り組んでいます。

小・中・高校生に向けて、子ども相談室だより「ほっとライン」を年に4回発行するなど「子ども基本法」や「名張市子ども条例」などに基づく子どもの権利について、周知・啓発を行っています。

また、市内の小・中学生による「ぱりっ子会議」を開催し、市政への提言書をまとめ、市長に手渡しました。

2019（令和元）年度のぱりっ子会議の市政への提言を基に誕生した、名張市公認キャラクター

「なばりん」について、2023（令和5）年度に実施したクラウドファンディングによりコスチュームを製作し、各種のイベントに登場するなど、子どもの想いの実現と市のPRといった両面の効果がある継続的な取組となっています。現在のばりっ子会議は小学校低学年を中心であるため、中学生や高校生の意見を酌み取ることができる枠組みを構築していく必要があります。

また、里親制度の推進については、様々な事情によって家庭で暮らすことができなくなった子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と理解を持って養育する里親の担い手の増加、制度の普及・啓発を図ることを目的に2013（平成25）年度から里親入門講座を開催しているほか、毎年10月の里親月間に啓発活動を集中的に行ってています。

《施策の方向・内容》

①子どもの人権に関する啓発

（福祉子ども部・教育委員会）

- （ア）地域社会全体で子どもの人権を守る気運を醸成するため、民生委員児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、スポーツ指導者など関係者と連携し、子育て講演会や子どもの人権擁護に関する啓発活動に取り組みます。
- （イ）保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小中学校等においては、全ての学習活動、子育て支援活動を通じて、子どもの自尊感情と人権尊重の意識を育むとともに、保護者への啓発活動を充実します。
- （ウ）「名張市子ども条例」の意義や子どもの権利について、「子どもの権利条約」や「子ども基本法」の理念を踏まえながら、当事者である子どもも含め周知・啓発を図ります。

②子どもの権利擁護

（福祉子ども部）

- （ア）子どもの権利侵害に対する相談支援、救済を行います。
- （イ）子どもの権利について正しい認識を深める学習を進めます。
- （ウ）子ども会議（ばりっ子会議）や子ども権利週間（11月21日から27日まで）行事など、子どもが主体となる活動を通して、子どもの自尊感情を高めるとともに、社会参加の意欲を育みます。
- （エ）里親制度の普及・啓発に取り組みます。

③総合的で切れ目のない子育て支援

（福祉子ども部）

- （ア）まちの保健室を拠点として、妊娠初期から出産・育児まで継続的に相談支援を行います。
- （イ）社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親が孤立しないよう支えていく地域づくりに取り組みます。
- （ウ）産前産後の母子に対する支援を強化します。
- （エ）子育て支援の担い手となる人材の育成と資質の向上を図ります。

- (オ) 様々な要因で育てにくさを感じる親のサインに気付き、様々な主体による寄り添い支援を行います。
- (カ) 発達に心配のある子どもの健全な育ちと家族への支援を関係機関の連携により総合的かつ継続的に行います。
- (キ) 「妊婦応援都市宣言*」に基づき、妊産婦や子どもに寄り添うことのできる風土を醸成し、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現を目指します。

④子どもの貧困対策

(福祉子ども部)

- (ア) 「地域福祉教育総合支援ネットワーク」を生かし、経済的困難や、それに起因する様々な課題を抱える子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援につなぎます。
- (イ) 子どもの貧困の解消に向け、地域や行政などがそれぞれの立場で主体的に支援、参画していくよう、ぱりっ子すくすく計画に位置付けるなど、普及啓発等の効果的な取組を進めます。
- (ウ) 貧困の連鎖を断ち切るため、子育て支援施策と一体的な事業展開を進めます。

⑤学校教育の充実

(福祉子ども部・教育委員会)

- (ア) 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小中学校等での子どもの文化的活動、スポーツ活動の充実により、豊かな情操や健全な心身を育みます。
- (イ) 障害のある児童生徒一人一人にとって、最善の支援を行う特別支援教育を進めます。
- (ウ) 児童生徒の実態を的確に把握・分析し、子どもの状況に応じたきめ細やかな指導を行います。
- (エ) 住民を対象とした教育や子育てに関する研修講座などの充実とともに、地域ぐるみで学校を支援する活動を進めます。
- (オ) 保育所（園）、認定こども園、幼稚園での就学前保育・教育と小学校教育が円滑につながるよう、連携を強化します。
- (カ) 名張市教育センターで研修講座の充実を図り、教職員の資質及び専門性の向上に努めます。

⑥子どもの安全な居場所づくり

(福祉子ども部・教育委員会)

- (ア) 地域の市民センターや集会所などを、引き続き子どもの活動や学びの場として生かせる仕組みを構築します。
- (イ) 放課後児童クラブ*の運営を引き続き地域で組織された運営委員会に委託し、保育環境の整備と人材の確保、資質向上に努めます。
- (ウ) 地域住民との協働により子どもの居場所として学校図書館を活用することで、未来へつなぐ学力の保障を図ります。
- (エ) 学校が全ての子どもにとって、居心地のよい場所となるよう努めます。

- (才) 貧困対策だけではなく子どもが安心できる居場所として、子ども食堂*の継続的な運営及び新規開設について、地域づくり組織や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、円滑に進めます。
- (カ) 学校や家庭に居づらさを感じる子どもが安心して過ごすことができる、第三の居場所の創設に取り組みます。
- (キ) 地域づくり組織と連携して取組を進めている「放課後子ども教室*」の活動内容の充実を図るとともに、未実施地域における取組を積極的に支援し、子どもの豊かな心の育成と、安全な居場所づくりに努めます。

⑦相談支援体制の充実

(福祉子ども部・教育委員会)

- (ア) 「名張市いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、市、学校、保護者、地域、関係機関、そして、当事者となる子どもも含め、市民総掛かりでいじめ問題への取組を進め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めます。
- (イ) 児童虐待防止についての理解を深める啓発活動を推進します
- (ウ) 地域住民、関係機関と連携し、児童虐待やDV被害の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に取り組みます。
- (エ) 18歳未満の子を持つ家庭を対象に、児童相談所等の関係機関と連携し、相談、助言、指導を行います。
- (オ) 母子保健と児童福祉の機能を併せ持つ「ぱりっ子まるまるセンター（こども家庭センター）」を設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持、増進に関する包括的な相談支援、子どもとその家庭の福祉に関する包括的な相談支援を切れ目なく進めています。
- (カ) 「名張市子ども相談室」「名張市青少年補導センター」「名張市教育センター」「名張市教育支援センター（さくら教室）」「伊賀少年サポートセンター」など子ども自身が利用できる相談窓口の充実と周知を行います。

⑧不登校児童生徒及び保護者への支援

(教育委員会)

- (ア) 「不登校の未然防止対応マニュアル」等を活用し、不登校の未然防止と早期対応に努め、学校生活への復帰や社会的自立に向けた支援を行います。
- (イ) 学校と名張市教育支援センター（さくら教室）やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携するとともに、児童相談所等の関係機関との連携を進めます。
- (ウ) 不安や悩みを持つ児童生徒や保護者が、気軽に相談できる体制づくりに努めるとともに、地域や民間団体、外部機関の協力を得て、学校等における子どもの居場所づくりや学びの保障に取り組みます。

(3) 女性の人権

SDGs関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

毎年実施している市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担意識に同感しない」という市民の割合が80%を超えており、少しずつ「男女平等」の意識に変化が見られます。男女共同参画社会の実現のためには、市民、教育現場、事業者、地域、行政が一体となって、男女共同参画の意識づくりの取組を積極的に進めていくことが必要です。

日本の2023（令和5）年度のジェンダーギャップ指数*は過去最低の125位となっており、特に経済及び政治における格差が大きいことが課題として挙げられています。行政分野での政策や方針決定過程への女性の参画拡大を進めるとともに、民間事業者に向けて、女性の管理職への登用や人材育成のための支援をする必要があります。

また、男性中心の働き方は、子育て・家事・介護などへの男性の参画を困難にし、女性の仕事や家庭、地域コミュニティなどへの参加や、男性の仕事と生活の調和の実現を妨げる要因の一つとなっています。男女が共に働きやすい職場づくりを推進するためには、男女間の性別による格差解消に向けた取組などを働き掛ける必要があります。また、市民が主体となって活動している地域づくり組織での女性の活躍に対する支援や、自助・共助の役割分担の中で、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立を図る必要があります。

少子高齢化の進行により、家事・子育てとともに、今後は、介護などへの女性の負担が重くなっていくことが予想されます。ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けて、男女が共に協力し、家事・子育て・介護など、家庭での共同参画を進めるとともに、安心して子どもを産み育てられる環境を整えていく必要があります。また、高齢、障害、ひとり親など、様々な困難を抱えた人たちが、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう取組を進めていく必要があります。

男女の人権尊重は、男女共同参画社会を実現するための最も基本的な理念です。あらゆる暴力や性別による差別的な扱いは、許されるものではありません。根絶に向けた取組を進める必要があります。中でも、DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、関係機関の連携による被害者救済、自立に向けた支援が必要です。

《施策の方向・内容》

①男女共同参画の推進

(地域環境部)

- (ア) 第2次名張市男女共同参画基本計画「ベルフラワーⅡ」の進捗状況の確認・評価を行い、男女共同参画社会実現を目指します。
- (イ) 市広報や市ホームページ、イベントなどにおける啓発活動を継続的に展開し、男女共同参画社会についての理解を深める取組を進めます。
- (ウ) 男女共同参画の視点に立った講座やフォーラムを開催し、広く市民に男女共同参画の意識啓発を行います。
- (エ) 子どもの発達段階に応じ、男女共同参画への理解が深まるよう指導します。
- (オ) 男女共同参画センターを拠点に、女性の人権や男女共同参画推進についての情報の収集、提供を行います。
- (カ) 各地域に男女共同参画推進員を設置し、地域での意識啓発やポジティブ・アクション*への取組推進を働き掛けます。

②市の政策・施策決定の場への女性の参画

(総務部)

- (ア) 女性が市の政策・施策決定過程へ参画し、当事者としての意見や考えを反映させていくことができるよう、引き続き審議会などの女性委員比率の向上を目指し、女性委員登用に取り組みます。その際、複合的差別の観点からマイノリティ女性の意見が反映されるよう配慮します。
- (イ) 引き続き、本市の組織における女性職員の管理職登用を進め、職場における女性活躍推進による市民サービスの向上に努めます。

③子育て支援の充実

(福祉子ども部・市立病院)

- (ア) 「名張版ネウボラ」の推進など、安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目のない支援を行います。
- (イ) 待機児童の解消に取り組むとともに、多様な保育ニーズに対応します。
- (ウ) 発達に課題のある子どもの早期発見と、子ども及び保護者の支援に取り組みます。
- (エ) 市立病院の小児救急医療センター*による24時間365日体制の小児二次救急を継続するなど、子育て支援を守るための医師の確保をはじめ、必要な取組を進めます。
- (オ) 放課後児童クラブや子育て広場の充実、子育てサークルの育成・支援など、地域で子どもを育てる環境づくりを進めます。
- (カ) 「妊婦応援都市宣言」に基づき、妊産婦や子どもに寄り添うことのできる風土を醸成し、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現を目指します。
- (キ) 本市の子育てに関わる様々な情報を1冊にまとめた「子育てガイドブック」を発行し、市内の生後1か月から3か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に実施している「こんにちは赤ちゃん訪問」や、子育て支援員研修の際に配布するなど、子育て支援の推進に活用

します。

④女性の人権擁護（相談支援体制の充実）

（地域環境部）

- (ア) 引き続き、女性弁護士、女性相談員による女性のための相談窓口を開設し、相談者の声を丁寧に聴き、悩みに寄り添い、問題解決のために必要な支援を行います。相談に際しては、相談者のプライバシーに十分配慮し、安心して相談できる環境づくりに努めます。
- (イ) DV防止のための啓発事業を実施するとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察など、「要保護児童対策及びDV対応地域協議会」と連携を図り、DV対策の対応力強化に努めます。
- (ウ) 企業や事業所に対して、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止に努めるとともに、被害者に対しては適切な対応を行うよう周知を図ります。

⑤女性の労働環境の整備

（地域環境部・産業部）

- (ア) 企業や事業所に対して、男女雇用機会均等法、労働基準法等の労働関係法令の趣旨の周知に努め、募集、採用、賃金、昇進等における男女平等の実現を目指します。
- (イ) 企業訪問や市広報などを通して、企業や事業所に対して、育児・介護休暇制度などの普及・啓発を図ります。
- (ウ) 就業者・事業者にワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行い、ワークシェアリング、フレックスタイム制度など、多様な就労形態の周知を図ります。
- (エ) 名張市特定事業主行動計画に取り組み、出産・子育てがしやすい職場環境の整備など、事業所名張市役所としてワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。
- (オ) 「まちじゅう元気！イクボス*宣言 なばり」参加事業所に対して、労働環境整備や働き方改革に関する情報提供などのフォローアップを行うとともに、引き続き市内事業所に対して「イクボス宣言」を働き掛けます。
- (カ) 厚生労働省、三重労働局、ハローワーク、三重県等からの情報を企業や事業所に対して市広報や市ホームページで周知します。また、内容に応じて関係部署と連携して取り組みます。

（4）障害者の人権

SDGs関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 9 : 産業と技術革新の基盤を作ろう
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 11 : 住み続けられるまちづくりを
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

「市民意識調査」で関心のある人権課題について複数回答でたずねたところ、最も割合が高かったのが「障害者」で48.4%でした。

2011年に改正された「障害者基本法」では、障害は障害者に問題があるのではなく、社会との関係から生じるものと規定しました。障害は本人の身体や精神の状態に起因するという「医学モデル」ではなく、社会の在り方に起因するという「社会モデル」へと考え方が改められました。障害者の生きづらさは当事者やその家族が努力して克服すべきものではなく、日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等（社会的障壁）の除去を進めることで 解消できます。

また、2016年に「障害者差別解消推進法」が施行され、障害のある人への差別的取扱いを禁止し、公的機関や民間事業者に必要な配慮が義務付けられました。

「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」を2016（平成28年に施行し、社会的障壁の除去に努め、障害のある人も障害のない人も同じ地域社会で共に暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブ社会）を実現するため、施策に障害者の意見が反映できるよう名張市障害者施策推進協議会*に障害当事者が委員として参画しています。

また、市と各関係団体で構成する名張市共生地域デザイン会議*で、障害及び障害者理解を深めるための講演会等の取組を実施しています。

人と人とが支え合う地域共生社会の実現を目指し、本市の風土や特色を生かした地域づくり、担い手づくりが図られ、障害者自らの決定に基づき自分らしく暮らせるよう、自助と共助と公助のバランスに配慮した支え合いの取組を目指します。

《施策の方向・内容》

①障害者の人権に関する啓発

（福祉子ども部・教育委員会）

（ア）「障害者差別解消推進法」及び「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」の趣旨が浸透するよう、様々な機会を捉えて啓発を進めます。

- (イ) 人にやさしいまちづくりの推進のため、障害及び障害者に対する正しい理解とインクルーシブの理念の普及のために、フォーラムや講演会を開催します。
- (ウ) 民生委員児童委員や介護者をはじめとした支援者に対する啓発活動を行います。
- (エ) 合理的配慮に対する社会的理解を促進するための啓発活動を進めます。
- (オ) 子どもたちが障害者との共生や社会福祉への理解を深められるよう、就学前から発達段階に応じて、福祉施設での交流や体験など福祉教育を推進するとともに保護者への啓発を進めます。

②虐待防止と権利擁護

(福祉子ども部)

- (ア) 地域包括支援センターに基幹相談支援センター機能を付与して障害福祉室との連携により、その充実を図り、障害者の安全を最優先に虐待に関する相談及び家庭訪問を行います。
- (イ) 障害者虐待の防止や養護者支援のための啓発・研修活動を進めます。
- (ウ) 自己の意思表示が困難な障害者の財産管理や権利擁護のため、成年後見制度*の周知を図るとともに、身寄りがないなどの事情で申立てができない場合は、市長の代理申立てにより、制度利用を支援します。

③相談支援体制の充実

(福祉子ども部)

- (ア) 「地域福祉教育総合支援ネットワーク」を有効に機能させ、障害者が住み慣れた地域で、自分らしく生活できるよう、まちの保健室を拠点に初期段階から漏れや切れ目のない相談支援を行います。
- (イ) 身体、知的、精神の三障害に一体的・一元的に対応する相談支援の拠点として、障害福祉室内に設置している基幹相談支援センターの機能充実に努めます。
- (ウ) 伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター「ジョブサポート ハオ」の機能充実に努めます。
- (エ) 障害者にとって身近な地域生活での相談については、障害者相談員、民生委員児童委員、まちの保健室が対応し、基幹相談支援センターをはじめ関係機関につなぎ、細やかな支援を行います。
- (オ) 障害者の相談に関わる支援者等への研修の実施などにより資質向上に努めます。
- (カ) 障害者が利用できる各種制度など、多様な情報を収録した「障害者ガイドブック」を、それぞれの障害に適した活用しやすい形で提供します。
- (キ) 「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」に基づき、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣や、展示・録音による広報等の発行など、視覚障害者や聴覚障害者に対する的確な情報提供に努めます。

④社会参加・交流の促進

(福祉子ども部・都市整備部)

- (ア) 「みはたメイハンランド」の農園ゾーンなどを拠点とした交流の場づくりを進めるとともに、福祉施設等が開催するイベント等への地域住民の参加と交流を促すとともに、市が開催するイベント等については、手話通訳や要約筆記、磁気誘導ループの対応など、障害者が参加しやすい環境づくりに努めます。
- (イ) 公共施設などのバリアフリー化に努めるとともに、新設に際してはユニバーサルデザインを取り入れます。
- (ウ) 障害者をはじめとして、全ての歩行者の安全で快適な歩道利用のため、違法駐車や放置自転車対策を進めます。
- (エ) 重度障害者のタクシーや自家用車利用に対する経済的支援を行い、外出手段の確保と社会参加の促進を図ります。
- (オ) 社会参加の促進と心身の健康の維持・増進のため、障害者スポーツやレクリエーション、文化芸術活動の振興を図ります。

⑤特別支援教育の充実

(福祉子ども部・教育委員会)

- (ア) 子ども関係施設間の連携により、0歳児から18歳までの障害のある子ども一人一人のニーズに応じた総合的な支援と指導を実施し、子どもの発達支援を図るとともに、保護者の支援にも取り組みます。
- (イ) 就学前の乳幼児については、保健・福祉・保育・教育・医療などの関係機関が連携し、乳幼児一人一人のニーズに応じた総合的な支援と指導を行います。
- (ウ) 学校における教育だけでなく、福祉施策や就労支援につないでいくための調整を担う「特別支援教育コーディネーター」の資質向上と機能強化に努めます。
- (エ) 障害のある子どもの個別の教育支援計画を作成し、保育所、認定こども園、幼稚園等や小学校、中学校、高校と丁寧な引継ぎを行い、途切れのない支援を行います。
- (オ) 障害のある子ども一人一人が最も適切な教育が受けられるよう、校内支援体制の充実とともに、障害の特性に応じて、個別の指導計画を作成して多様な教育の推進を図ります。
- (カ) 担当教職員の資質の向上と教育条件の整備充実とともに、他の教職員に対しても、特別支援教育及び障害のある子どもの人権についての一層の理解促進のための研修等の充実に努めます。
- (キ) 特別支援学級、通級指導教室等の多様な学びの場を提供するとともに、高等学校、特別支援学校、企業等と連携し、義務教育後の進学・就労を支援します。

⑥福祉のまちづくりの推進

(都市整備部)

- (ア) 事業者への指導・助言を通じて、都市施設のバリアフリー化を図ることにより、「自立支援型福祉社会*」の実現に努めます。
- (イ) ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが安心・安全で快適に通行することができる道路環境の確保に向けた改良、舗装及び維持補修工事（陥没、轍、段差などの解消）を行います。

- (ウ) 事業者と協力し、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、都市施設のバリアフリー化の推進に努めます。
- (エ) コミュニティバスの運行及び地域コミュニティバスの運営支援により、障害者をはじめ交通移動不便者の移動手段確保を進め、社会参加の促進を図ります。

⑦障害者雇用の促進・自立支援

(総務部・福祉子ども部・産業部)

- (ア) 障害者雇用の促進のため、県及び関係機関・団体と協力して市民や企業、福祉関係者の理解と認識を深める啓発活動を促進します。
- (イ) 本市職員への障害者の採用については、引き続き障害者の適性に配慮した雇用の促進に努め、就職後も就労の長期継続ができる体制を整えます。
- (ウ) 関係機関と連携し、本市企業に対し、障害者の雇用拡充を図るように、訓練制度や助成制度の普及啓発をはじめ、障害者を雇用するための事業所への支援も積極的に進めます。
- (エ) 企業就労に向けた作業訓練の場として重要な役割を果たす、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の安定した運営のため必要な支援を行います。
- (オ) 障害者就労施設などからの物品及び役務の調達推進を図るとともに、福祉の店が各種イベントへ参加できるよう積極的に支援します。
- (カ) 在宅の障害者を対象に、通所による介護や日常生活訓練、創作活動等を行う生活介護事業を拡充し、地域での自立生活を支援します。
- (キ) 名張市障害者人材センター、名張商工会議所、伊賀公共職業安定所等、関係機関・団体と協働、連携して、障害者を対象とした就職面接会を開催するなど、就労機会の提供に努めます。
- (ク) 厚生労働省、三重労働局、ハローワーク、三重県等からの情報を企業や事業所に対して市広報や市ホームページで周知します。また、内容に応じて関係部署と連携して取り組みます。

⑧福祉サービスの充実と利用援助

(福祉子ども部)

- (ア) 在宅福祉サービスの充実に向け、家族や地域住民とのふれあいを大切にしながら、可能な限り自宅や住み慣れた地域で質の高い福祉サービスが利用できる体制を整備します。
- (イ) 障害者の日常生活の円滑化と介護者の負担軽減を図るため、福祉用具に関する情報提供と、供給体制の整備を進めます。
- (ウ) 障害者が地域で共同生活を営むグループホームの内容充実のため、支援施策の拡充を図ります。
- (エ) 障害者支援施設等の入所型生活施設が、障害者の人権を尊重した快適な生活の場となるよう、機能整備に努めます。
- (オ) 障害者支援施設の有する専門性を活用して地域との交流の場としての機能など、地域への支援体制の充実を図ります。
- (カ) 緊急時の連絡体制を整えるとともに、医療機関などに対し、視覚・聴覚障害者などに対する

るコミュニケーション手段の確保を要請するなど、障害者に配慮した受入れ体制の充実に努めます。

(キ) 障害福祉サービスを必要とする人の利用につなげていくことができるよう、各関係機関、地域との連携や関係づくりを進めます。

⑨災害時支援体制の整備

(なばりの未来創造部・地域環境部・福祉子ども部)

(ア) 避難行動要支援者の把握と支援体制の整備に努めます。

(イ) 地域づくり組織や関係団体・機関と連携し、災害時における避難誘導・安否確認などの支援体制づくりを進めます。

(ウ) 自主防災組織の活動支援、育成を行います。

(エ) 避難施設で障害者に必要となる設備や物資の把握と整備を図ります。

(オ) 視覚・聴覚障害者等への避難誘導方法等のマニュアルを作成し、緊急時の対策の充実を図ります

（5）高齢者の人権

SDGs関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 11 : 住み続けられるまちづくりを
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

本市の高齢化率は 2020（令和2）年の国勢調査数値で32.8%となっており、前回調査時を4.3ポイント上回り、国の 28.0%、県の 29.5%を上回っています。2050（令和32）年には45.6%へ上昇する見込みです。中でも、後期高齢者数が増加していき、総人口に占める後期高齢者の割合は、2020（令和2）年の15.2%から2050（令和32）年の28.6%となる見込みです。

また、全世帯の中で高齢者のみの世帯の割合は2020（令和2）年の国勢調査数値で27.6%となっており、前回調査時を4.2 ポイント上回り、高齢者のみで暮らす世帯が増加しています。

介護や高齢者支援のニーズの多様化に対応できる施策の推進や市内の各地域の実情に応じた対応等、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って質の高い生活を続けられる体制の整備が必要となっています。

そこで、本市では介護予防、認知症ケア、医療や介護・福祉との連携、生活支援を柱に施策を進め、「地域包括ケアシステム」の構築に努めてきました。今後も高齢者の増加が見込まれる中、様々な支援が切れ目なく提供することが必要となります。

また、複合的な課題に対応する「地域福祉教育総合支援ネットワーク」を構築する中で、公的サービスの充実は言うまでもなく、多様な主体による様々な形の支援が高齢者に提供されるよう、行政、地域住民、関係機関・団体等が一丸となって取組を進める必要があります。

《施策の方向・内容》

①高齢者の人権に関する啓発

（福祉子ども部）

（ア）支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくように、地域住民や地域づくり組織などの関係団体が、高齢者を取り巻く身近な生活課題を自らの問題と捉え、地域として高齢者を支え合う意識づくりを進めます。

（イ）認知症高齢者を地域で見守っていくため、地域で認知症高齢者やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター*」の養成を進めるなど、認知症に理解のある地域づくりに取り組みます。

②虐待防止と権利擁護

（福祉子ども部・市民部）

（ア）「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」「老人福祉法」「介護

「保険法」の規定に基づき、虐待防止のため適切な措置、指導支援を行います。

- (イ) 高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、市広報や市ホームページなどを活用し、消費生活に関する情報提供に努めます。
- (ウ) 消費者被害事案発生時には、市公式LINEなどにより速やかな情報発信を行い、類似被害の未然防止を図ります。
- (エ) 特殊詐欺（振り込め詐欺など）から高齢者の消費者被害を未然に防ぐとともに、早期発見、早期対応ができるよう、関係機関と連携して消費生活相談を行います。
- (オ) 日常生活自立支援事業*や成年後見制度について、積極的な情報提供と活用などに関する相談体制の充実に努めるとともに、運用に当たっては、関係機関との緊密な連携により、効果的に高齢者の権利が擁護できるように努めます。
- (カ) 高齢者の地域で暮らす権利や財産を守るための取組を名張市社会福祉協議会や消費者センター、名張警察署等の関係機関と協働、連携しながら進めるとともに、成年後見制度の利用を支援します。

③相談支援体制の充実

(福祉子ども部)

- (ア) 「地域福祉教育総合支援ネットワーク」を有効に機能させ、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生活できるよう、まちの保健室を拠点に、初期段階から漏れや切れ目のない相談支援を行います。
- (イ) 高齢者にとって身近な地域生活での相談については、民生委員児童委員、まちの保健室が細やかに対応し、地域包括支援センターをはじめ、関係機関につなぎます。
- (ウ) 高齢者の相談に関わる支援者等への研修の実施などにより資質向上に努めます。

④介護サービスの充実

(福祉子ども部)

- (ア) 介護給付費の適正化により、介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な介護保険制度を構築します。
- (イ) 要介護認定調査の適正化・標準化を図るとともに、介護認定審査会における適正な審査判定に努めます。
- (ウ) 高齢者が本来希望する住み慣れた地域で、本人が望む「我が家での生活」を継続できるよう、居宅サービスの充実を図ります。
- (エ) 介護保険サービス全般について、適切な監督、指導を行い、介護サービスの質の向上に取り組みます。
- (オ) 市内の入所・通所施設に介護相談員を派遣し、利用者のサービスに対する疑問や不満、苦情、不安などの解消を図るとともに、事業者との意見交換を行い、サービスの質の向上を図ります。

⑤福祉のまちづくりの推進

(都市整備部)

- (ア) 事業者への指導・助言を通じて、都市施設のバリアフリー化を図ることにより、「自立支援型福祉社会」の実現に努めます。
- (イ) ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが安心、安全で快適に通行することができる道路環境の確保に向けた改良、舗装及び維持補修工事（陥没、轍、段差などの解消）を行います。
- (ウ) 事業者と協力し、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、都市施設のバリアフリー化の推進に努めます。
- (エ) 住み慣れた「我が家」で快適・安全に生活できるよう、住宅改修や福祉用具の活用について情報提供や相談を行います。

⑥社会活動への参画促進

(地域環境部・福祉子ども部)

- (ア) 老人クラブの活動を通して、生きがい、社会参加、閉じこもり防止、認知症予防が促進されるよう、取組を支援します。
- (イ) 高齢者が自発的に地域活動に参画できるよう、地域づくり組織を通して働き掛けます。
- (ウ) 各地域の市民センター、老人福祉センターふれあい（2025（令和7）年、総合福祉センターと統合）が、高齢者が身近な地域の中で交流できる通いの場として有効活用されるよう、機能と活動内容の充実を図ります。
- (エ) 高齢者が社会貢献活動に参加しやすい環境の整備や人材育成の取組を行います。
- (オ) 高齢者が快適で安全に移動できるような交通環境の整備に努めます。

⑦雇用・就労機会の拡大

(福祉子ども部・産業部)

- (ア) 就労意欲を持つ高齢者やシニア層の人材活用を目指す事業者に対し、シルバー人材センター等関係機関・団体を紹介することで、就労機会の創出を支援します。

⑧健康づくり・介護予防の推進

(地域環境部・福祉子ども部)

- (ア) 健康増進に関する施設の利用を促進するとともに、身近にある市民センターや集会所を活用して、健康づくりにつながる講座などを開催し、健康に対する意識啓発を進めます。
- (イ) 高齢者が自身の健康保持や介護予防についての意識を持つことができるよう、地域包括支援センターやまちの保健室による情報提供や助言を行い、セルフケアマネジメントに対する意識の向上に努めます。
- (ウ) 地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントにより、要支援者的心身の状況、生活環境などに応じて、対象者自身の選択に基づくサービスを包括的かつ効率的に実施し、自立と社会参加を支援します。
- (エ) 地域づくり組織の活動と協働し、地域ぐるみで介護予防に取り組むことで、住民の生涯

現役、健康寿命の延伸を目指します。

⑨災害時支援体制の整備

(なばりの未来創造部・地域環境部・福祉子ども部)

- (ア) 避難行動要支援者の把握と支援体制の整備に努めます。
- (イ) 地域づくり組織や関係団体・機関と連携し、災害時における避難誘導・安否確認などの支援体制づくりを進めます。
- (ウ) 自主防災組織の活動支援、育成を行います。
- (エ) 避難施設で高齢者に必要となる設備や物資の把握と整備を図ります。

（6）外国人の人権

SDGs関連項目

- 3：すべての人に健康と福祉を
- 8：働きがいも経済成長も
- 10：人や国の不平等をなくそう
- 11：住み続けられるまちづくりを
- 16：平和と公正をすべての人に
- 17：パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

本市の外国人住民数は、2007（平成19）年の705人をピークに減少傾向が続いていましたが、2016（平成28）年から再度増加傾向に転じ、コロナ禍の影響で伸びが鈍った時期はあったものの、2022（令和4）年からは年間約100人の増となっており、2024（令和6）年では1,244人で、国籍別ではベトナムが最も多く、全体の約23%、次いでフィリピンで約17%、中国が約15%などとなっています。

市民意識調査で関心のある人権問題を複数回答でたずねたところ、「外国人」という回答は16.8%であり、前回調査（2016（平成28）年）を7.4ポイント上回りました。前回調査時の外国人住民数546人から約700人増加したことが背景にあるとみられますが、それでも最も割合が高かった「障害者」の48.4%、「高齢者」と「インターネットを悪用した人権侵害」42.4%、「子ども」で39.0%などと比べると、決して高いわけではなく、自分に関わる身近な問題と受け止められているとは言えません。

多文化共生という言葉を知らない人や外国人が増えることに不安を感じる人がいます。また、言葉や文化の違いにより誤解やトラブルが発生することもあります。外国人住民に日本の文化を理解してもらうと同時に、日本人住民も外国の文化を理解し、お互いが認め合い尊重し合うことが大切です。

コミュニケーションを取る上で、言葉は非常に重要ですが、多言語化しただけでは理解できない制度や文化もあります。多言語での情報提供に加え、やさしい日本語の普及と活用の推進、効果的な情報発信の在り方を検討する必要があります。

また、外国人住民は地域とのつながりや関係が薄く孤立しやすい状況にあります。日本人住民の柔軟な対応力と外国人住民の積極的な地域参加の意識も求められます。外国人住民が地域社会の一員としてまちづくりに参加することは、地域の活性化に加え、「これからも名張市で暮らしたい」という外国人自身の地域愛の確立につながります。

これらの課題に取り組むため、2020（令和2）年、外国人住民と地域住民とが共に暮らしやすい名張市の実現を目指し、多文化共生の推進の拠点として名張市市民情報交流センター内に名張市多文化共生センター（愛称：N a b i C h a n）を設置し、名張市人権センターに運営を委託しています。具体的な取組として外国人住民をはじめ、地域住民からの相談対応やSNSを活用した情報発信を多言語で行っています。また、日本語教室も開講し、幅広い年齢層の外国人住民が日本語力の向上に励んでいます。今後も多様な主体と連携、協働しながら各施策を進めます。

《施策の方向・内容》

①多文化共生社会の構築

(地域環境部)

(ア) 市民情報交流センター内に開設した「多文化共生センター」を拠点に、国際交流・相互理解の支援、相談対応、多言語による情報提供、通訳・翻訳サポート、日本語教室、学習支援教室、図書資料の貸出しを行い、多文化共生社会の構築を目指します。

②外国人の人権に関する啓発

(地域環境部)

(ア) 様々な国の文化や習慣の違いを理解し、相互に尊重し合いながら共生していく意識づくりのための啓発に取り組みます。

(イ) 関係機関・団体と連携するなどして、多文化共生への相互理解が促進されるよう啓発に取り組みます。

③相談支援体制の充実

(地域環境部・市民部)

(ア) 市の各種制度やサービス、災害対策情報など生活に必要な情報について、ガイドブックや市ホームページなど、多言語による情報発信に努めます。

(イ) 市の窓口業務においては、「やさしい日本語*」での対応に努めます。

(ウ) 市内外の各種機関・団体が実施している外国人向けの生活情報や、各種相談などのサービス情報の収集・提供に努めます。

④学校教育における支援と国際理解教育の推進

(地域環境部・教育委員会)

(ア) 学校教育において、多様な文化的背景が尊重され必要な教育が受けられるよう、各種の支援に取り組みます。

(イ) 学校生活において日本語のサポートを必要とする児童生徒に対する支援について、多文化共生センターなどと連携して取り組みます。

(ウ) 小中学校へのALT（英語指導助手）派遣事業を通じて、国際理解教育を推進します。

⑤参加・交流事業への支援

(地域環境部)

(ア) 国際交流や国際協力に取り組む各種団体等の主体的な取組を支援します。

(イ) 地域イベントへの外国人市民の参画を支援します。

(ウ) 外国人市民の自主的サークルの運営を支援します。

(エ) 国際理解教育の取組に外国人市民がゲストティーチャーとして参加するよう働き掛けます。

⑥適正雇用と適正就労の確保

(産業部)

(ア) 厚生労働省、三重県労働局、ハローワーク、三重県等からの適正雇用、適正就労に関する情報を企業や事業所に対し、市広報や市ホームページで周知します。

（7）感染症・難病患者等の人権

SDGs関連項目

- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

1996（平成8）年「らい予防法」が廃止され、2009（平成21）年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されるなど、ハンセン病回復者の名誉回復と福祉の増進が図られています。また、2019（令和元）年11月には、ハンセン病回復者の家族が受けた差別、偏見に対して、初めて国は責任を認め、家族に対する補償制度等が創設されました。

しかし、隔離政策によりハンセン病患者の社会復帰を阻んできた歴史的背景から、現状として、社会的には未だに根強いハンセン病への偏見や差別が存在しており、引き続き学習会や交流会等の開催などにより、ハンセン病問題について県民全体の理解を得ていくことが必要です。

国内のHIV感染者及びエイズ患者の数は依然として増加傾向にあります。また、疾患についての正しい知識や理解の不足から、HIV感染者・エイズ患者等に対し、依然として根強い偏見や差別が存在しています。しかし、HIV・エイズは、正しい知識と通常の生活行動により、感染防止が可能な疾患であり、また、近年は医学の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療により変わらない日常生活を営むことができるようになります。

HIV・エイズについての正しい知識の普及啓発に努め、また、相談・検査体制を充実させることで、感染の未然防止を図るとともに、HIV感染者・エイズ患者への偏見や差別解消し、HIV感染者・エイズ患者を含む誰もが安心して暮らせる社会を構築することが重要です。

しかしながら、2020（令和2）年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して、感染者やその家族、医療従事者、感染者の勤務先などに対する不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生しました。ハンセン病や、HIV感染症・エイズ問題の教訓が生かされなかったと言えます。

難病は、原因不明で治療法も未確立であり、疾病の認知度は低く社会の理解が進んでいません。更に経過が慢性的でその治療が長期にわたることが多く、難病患者は日常生活を送る上で経済的負担だけでなく介護等の多くの負担を抱えており、難病患者及びその家族に大きな肉体的・精神的負担が生じています。

また、難病患者であっても十分に働くことができる人も少なくありませんが、病気への知識や理解の不足によって思うように就労できない場合もあり、難病患者やその家族の不安を解消していくため、支援、相談体制の充実が必要です。

《施策の方向・内容》

①感染症・難病等に関する正しい知識の普及啓発

(地域環境部・福祉子ども部・教育委員会)

- (ア) H I Vやハンセン病、新型コロナウイルス感染症等の感染症や難病などについて正しい知識や理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。
- (イ) 感染者や患者、その家族に対して、偏見や差別をしないよう研修等を通じ啓発し、多様な人々が共生できる地域社会づくりに取り組みます。
- (ウ) 学校教育において、感染症や難病に関する正しい知識の普及に努め、感染や難病患者、その家族などに対する偏見や差別の解消に取り組みます。

②適切な医療に関する情報提供

(福祉子ども部)

- (ア) 感染症や難病等に罹患した場合は、適切な医療を受診することができるよう県や関係機関と連携し、医療機関や医療費助成制度等について情報提供を行います。

③相談支援体制の充実

(地域環境部・福祉子ども部)

- (ア) 新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染症に係る誹謗中傷、差別に関する相談窓口の周知に努めます。

（8）性的指向・性自認

SDGs関連項目

- 3：すべての人に健康と福祉を
- 5：ジェンダー平等を実現しよう
- 8：働きがいも経済成長も
- 10：人や国の不平等をなくそう
- 16：平和と公正をすべての人に
- 17：パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

第3次名張市人権施策基本計画では、「セクシュアル・マイノリティの人権」としていましたが、この計画ではLGBT当事者だけではなく、あらゆる人を包括する概念である「性的指向・性自認*」としました。

性的指向や性自認が多様であることに対する社会の理解が不足しているために、当事者が偏見を持たれたり、社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があります。悩みを抱えている人々が安心して暮らすことができる環境づくりを推進していく必要があります。

一人一人の違いを認め合い、互いを大切にすることが、全ての人が自分らしく輝いて生きることができる社会に繋がります。

性的指向や性自認は、誰かに決められるものではなく、その人自身が決めるものです。

全ての人が幸福に生きられるよう、性自認や性的指向など、性の多様性が尊重され、誰もが生きやすい社会を実現することを目指し、2020（令和2）年8月、議員提案により「性の多様性を認め合うまち・なばり」を決議しました。

性的指向・性自認は子どもにも関わる人権課題でもあります。文部科学省は2016（平成28）年、教職員向け周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を発出して、性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応を要請し、2022（令和4）年に公表した改訂版「生徒指導提要」において、「性的マイノリティ」に関する課題と対応について新たに追記し、教育現場における適切な対応を求めていきます。

こうしたことを踏まえ、教職員や児童生徒が、性的指向・性自認についての理解を深めるための研修や教育を推進するとともに、児童生徒の心情等に十分配慮し、状況等に応じた適切な支援を行うことが必要です。

《施策の方向・内容》

①性的指向・性自認に関する啓発

（地域環境部）

- (ア) 市ホームページなどを活用して、性的指向・性自認について、市民の正しい理解が促進されるよう、啓発と情報提供を進めます。
- (イ) 「性の多様性を認め合うまち・なばり」宣言に関する決議の周知を図ります。

②学校教育における配慮と正しい理解の促進

(福祉子ども部・教育委員会)

- (ア) 保育士、教職員に対する情報提供や研修の充実を図り、就学前・学校教育における性的指向・性自認に対する配慮と正しい理解を促進します。
- (イ) 性的指向・性自認に関する就学前を含む児童生徒の正しい理解を促進するため、発達段階に応じた学習を進めるとともに保護者啓発にも取り組みます。

③市職員に対する研修

(総務部・地域環境部)

- (ア) 「多様な性の在り方を知り、行動するための職員ガイドライン」の周知を図り、市職員一人一人の性的指向・性自認への理解が深まるよう、研修の機会を設けます。

④相談支援体制の整備

(地域環境部・教育委員会)

- (ア) 性的指向・性自認に係る相談に的確に対応できるよう、相談員の資質向上に努めます。
- (イ) より専門的な相談が必要なケースに対応するため、国や県、当事者団体などによる専門相談機関情報の収集と提供を行います。
- (ウ) 学校と関係機関・団体との連携を強化し、児童生徒が性的指向・性自認について安心して相談することができる体制を整備します。

(9) インターネット上の人権

SDGs関連項目

- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

情報通信技術の発展により、インターネットは利便性の高いメディアとして多くの人に利用されています。インターネットの普及により、情報発信や情報収集、コミュニケーションの迅速性は、急激に向上しました。しかし、インターネットの「公開性」「拡散性」「記録性」という特性が、掲載された情報の修正、消去や急激な拡散の防止などを困難にし、また、発信の匿名性を利用しての誹謗中傷、差別や偏見を助長する情報発信など深刻な人権侵害が多数発生しています。さらに、インターネット版部落地名総鑑の出現や児童ポルノの流通による性的児童虐待が発生しています。

こうした状況を考慮し、国においては、プロバイダの責任や発信者情報の開示請求等について定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を制定し、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ってきましたが、深刻さを増すインターネット上の人権状況に対応するため、2021（令和3）年の同法一部改正を経て、2024（令和6）年、同法の条文を維持したまま、大規模プラットフォーム事業者を指定して権利侵害情報への対応の迅速化など様々な義務を課すとした「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」を制定しました（施行は2025（令和7）年度の見込み）。

市では、2007（平成19）年から、県、伊賀市と連携して実施しているインターネット上の差別事象や人権侵害、悪質な書き込み等の防止と削除要請等の早期対応のためのモニタリング事業を人権研修の一環と位置付け、市職員を派遣して実施しています

しかしながら、インターネット上における人権状況は依然厳しい状況にあり、これこそがまさに「部落差別解消推進法」が施行されるに至った社会的背景です。

市民意識調査ではインターネット上の差別的表現への対応について、最も割合が高かったのは「インターネット利用の際のルールやマナーについて啓発・教育を行う」で62.7%、次いで「法律をつくって、取り締まりを強化する」で53.1%、次いで「行政機関がプロバイダなどへ削除を求める」と「差別的な情報発信に対する監視を強化する」で、それぞれ44.0%となっています。

前回調査との比較では、「法律をつくって、取り締まりを強化する」で11.3 ポイント、「行政機関がプロバイダなどへ削除を求める」で9.3 ポイント高くなっています。

インターネット利用者一人一人が、インターネットが公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社会において教育・啓発を推進していく必要があります。

特にインターネット上の差別、誹謗・中傷から子どもたちを守る、誰一人として被害者にも加害

者にもしないための取組が必要です。

《施策の方向・内容》

①インターネット上の人権に関する啓発

(地域環境部)

- (ア) インターネット上で生じている人権問題についての情報を提供します。
- (イ) インターネットの特性や利用上のルール・マナーについて、学習機会の提供に努めます。

②学校教育における情報モラル教育の推進

(教育委員会)

- (ア) 児童生徒の発達段階に応じて、インターネット上の人権問題への理解を深め、情報モラルを身に付けられる教育を推進します。
- (イ) 児童生徒のインターネット（SNS）の適切な利用について、保護者啓発を進めます。

③インターネット上の人権侵害書き込みモニタリング

(地域環境部)

- (ア) 「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」が三重県から受託している「インターネット上における差別表現書き込み分析調査研究事業」（インターネット・モニタリング事業）に、引き続き職員を派遣し、全庁体制で取り組みます。

④市職員・教職員に対する研修

(総務部・地域環境部)

- (ア) 市職員や教職員の情報リテラシーを高めるための研修や情報提供に努めます。

⑤相談体制の充実

(地域環境部)

- (ア) 差別事象や人権侵害書き込みの発信者が特定できる場合、法務局などの関係機関と連携し、侵害行為の中止と情報削除を働き掛けます。
- (イ) 情報発信者の特定できない場合についても、関係機関等と連携し、プロバイダ等に対して情報の削除や、発信者の情報開示を求めるなどの取組を行います。
- (ウ) 安心してインターネットが利用できるよう、インターネット上の人権問題に関する相談体制の充実に努めます。

(10) ハラスメント

SDGs関連項目

- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 16 : 平和と公正をすべての人に

《現状と課題》

パワーハラスメント（パワハラ）は「優越的な関係を背景とした言動」「業務上必要かつ相当な範囲を超える」「労働者の就業環境が害される」の三つの要件を備えたものと定義されます。

セクシャルハラスメント（セクハラ）は、職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されたりすることを指します。

パワハラの具体的な内容としては、「精神的な攻撃」が最も多く報告されています。セクハラに関しては、「性的な冗談やからかい」「不必要的身体への接触」「食事やデートへの執拗な誘い」などが多くなっています。

近年、セクハラ防止規定を設ける企業も増えていることなどから、企業でのセクハラは減少傾向にある一方、パワハラはむしろ増加しているとの報告もあります。

2019（令和元）年5月に改正労働施策総合推進法（通称パワハラ防止法）が成立し、2022年4月から全企業にパワハラ防止措置が義務付けられたため、今後は減少していくことが期待されます。

職場でのセクハラ、パワハラ以外に、妊娠・出産・育児休業などでのハラスメント（マタハラ、パタハラ）、介護休業などでのハラスメント（ケアハラ）、顧客などからの著しい迷惑行為（カスハラ）、就活に伴い生じるハラスメントなどにも留意する必要があります。

市民意識調査で過去5年間で人権が侵害されたと思ったことが「ある」と回答した人に、その内容を複数回答でたずねたところ、「職場でハラスメント（セクハラ・パワハラ）を受けた」が最も多く38.2%でした。

ハラスメントは、その性質上、人権侵害であるとして声を挙げにくく、周囲が気付きにくいケースも少なくないと考えられます。ハラスメントを受けたと感じる人々の声を聞き、迅速に対処するための仕組みづくりが求められます。

《施策の方向・内容》

①ハラスメントに関する啓発

（地域環境部）

（ア）市ホームページなどを活用した広報活動、講演会、研修会など、様々な機会を通じて、ハラスメント防止に向けた制度の周知・啓発を推進します。

②市職員・教職員に対する研修

（総務部・教育委員会）

(ア) 市職員や教職員、管理職を対象とした研修を実施し、職場におけるハラスメントの防止に向け、ハラスメントについての認識を深め、人権意識の向上を図ります。

③企業におけるハラスメント防止活動への支援

(地域環境部・産業部)

- (ア) 企業（事業者）のハラスメント防止に向けた自主的な取組を支援します。
- (イ) 企業啓発訪問の際に、各種ハラスメント防止のための啓発を行うとともに、相談窓口などの情報提供を行います。
- (ウ) 厚生労働省、三重県労働局、ハローワーク、三重県等からの適正雇用、適正就労に関する情報を企業や事業所に対し、市広報や市ホームページで周知します。

④相談支援体制の充実

(地域環境部)

- (ア) 相談窓口に関する情報提供を行うとともに、国・県などの関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援に取り組みます。

(11) 様々な人権課題

SDGs関連項目

- 1 : 貧困をなくそう
- 2 : 飢餓をゼロに
- 3 : すべての人に健康と福祉を
- 4 : 質の高い教育をみんなに
- 5 : ジェンダー平等を実現しよう
- 8 : 働きがいも経済成長も
- 10 : 人や国の不平等をなくそう
- 11 : 住み続けられるまちづくりを
- 16 : 平和と公正をすべての人に
- 17 : パートナーシップで目標を達成しよう

《現状と課題》

◇犯罪被害者等の人権

犯罪被害者やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、刑事手続の過程等で受ける精神的苦痛や経済的負担、さらには、周囲の人々の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネット上の誹謗中傷、興味本位のマスコミ取材と報道などにより二次的被害を受けることが少なくありません。

国においては2005（平成17）年、「犯罪被害者等基本法」が施行されていますが、犯罪被害者等に対する支援体制は十分とは言えません。

◇刑を終えて出所した人の人権

罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の一員になることができるよう支援することで、再犯の防止と安全で安心できる社会の実現を目指すため、2016（平成28）年に、「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されました。

しかし、刑を終えて出所した本人に更生の意欲があっても、人々の意識の中に根深い偏見や差別意識があり、就職や住居の確保が困難なことなど、社会復帰を目指す人たちにとって現実は極めて厳しい状況にあります。また、インターネット上の犯罪歴の書き込みが拡散し、いつまでも残っていることで、様々な差別的扱いを受けることもあります。

刑を終えて出所した人が、真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域など周囲の人々の理解と協力が不可欠なことから、刑を終えて出所した人への偏見や差別を解消するための啓発活動を推進する必要があります。

◇アイヌの人々の人権

2019（令和元）年、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

先住民族として、北海道を中心とした地域に昔から住んでいるアイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式など、独自の豊かな文化を持って暮らしていましたが、近世以降、いわゆる同化政策が進められたことなどによって、その文化の十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

また、誤った理解により、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。

こうした状況に対して、その抜本的改善のため先住民族としての権利を認めることの必要性が国連等から勧告されています。

三重県はアイヌの人々と深い交流を持ち、アイヌ民族の文化や生活実態などを克明に記録し、「北海道」の名付け親でもある松浦武四郎*の出身地です。私たち一人一人がアイヌの人々の生活習慣や伝統文化を正しく理解し、偏見や差別をなくしていくことが大切です。

◇ホームレスの人々の人権

厚生労働省の2024（令和6）年度調査によると、全国の路上で生活する人の数は2,820人です。同調査の17年前の人数である18,564人と比べると、8割以上減少したことになります。一方で、安定した住居がない状態でネットカフェ等を利用する人は、東京都の調査では都内だけで一晩に4,000人いると推計されています（2018（令和元）年）。

いわゆる「ネットカフェ難民」をはじめとする、統計に現れない「見えないホームレス」の数を合わせると、甚大な数の人が、今も不安定な居所で夜を過ごしていると考えられます。

ホームレス状態になる理由としては、「失業」「債務問題」「病気や障害」「家族との離別」「介護離職」「被災」など様々です。何がきっかけになるのかは違っていても、共通しているのは、問題が起こったその時に、頼ったり、相談できたりする人や場所、機会がなかったということです。

「人は仕事と住まいを失うだけでは『ホームレス』になりません。人とのつながりや希望を失って孤立した時にホープレスになりホームレスになるのです」と、支援者団体は指摘しています。

国では2002（平成14）年、国と地方自治体の責務として自立の意思のあるホームレスの自立の支援、ホームレスとなるおそれのある者が多数存在する地域への支援、その他ホームレスに関する問題の解決に取り組むことを目的に、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」を制定しました（2度の延長を経て2027（令和9）年度までの時限立法）。

行政だけでなく、社会の一人一人がこの問題に関心を寄せることが、孤立を解消し、つながりと希望を回復する一歩につながります。

◇北朝鮮当局による拉致問題

2002（平成14）年、日朝首脳会議において、北朝鮮当局は、日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者の帰国が実現しましたが、未だ帰国を果たせない拉致被害者がいることのほか、拉致の可能性を払拭できない特定失踪者の問題も継続しており、記憶を風化させないような働き掛けが必要です。

要です。

2006（平成18）年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体が連携し、拉致問題による人権侵害に関する啓発を図るよう努めることとされています。

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、人権侵害です。その解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題について関心と認識を深めていくことが大切です。

◇災害と人権

近年、全国各地での台風や集中豪雨の影響による土砂災害や浸水害の発生、大規模な震災により、被災地域の住民が避難所に滞在するケースが多くなっています。

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の配慮を要する人について、その状況を把握し、それぞれの様態に応じた対応が必要となります。特に、避難時や避難所において年齢、性別、性自認、家族構成、病気、言葉の違いなどに配慮した誰一人取り残さない取組が必要となっています。

これらの問題について、避難者の多様性に配慮した避難所運営に向けた取組の支援や、災害時における人権問題に対する関心と認識を深める啓発など災害時にも人権が配慮される社会づくりが必要です。

市内各地域における自主防災隊組織率は100%です。災害に際してこうした自主防災隊が、必要とされる防災活動を安全、的確に行えるよう、市民総ぐるみで取り組んでいる市総合防災訓練などを通して、日頃から災害を想定して備える災害に強いまちづくりを目指します。

《施策の方向・内容》

①様々な人権課題に関する啓発

（地域環境部）

- （ア）誤った認識や偏見に基づく様々な人権課題について、ホームページの活用など様々な機会を通じて啓発を推進します。
- （イ）社会情勢の変化などによって今後生じる新たな人権課題に対しては、国・県と連携し、迅速な情報提供に努めます。

②相談支援体制の整備

（なばりの未来創造部・総務部・福祉子ども部・地域環境部・教育委員会）

- （ア）市民や児童生徒にとって最も身近な相談窓口であるべき市職員・教職員が、様々な人権課題に的確に対応できるよう、人権意識向上のための研修会を実施し、その資質の向上に努めます。
- （イ）府内に寄せられる各種相談については、個人情報に配慮しながら、府内関係部署、関係機関等と共有、連携し、相談者に寄り添った支援を行います。
- （ウ）災害時において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等、いわゆる災害弱者とされ配慮を要する人の実態把握に努め、有事にはそれらの人を念頭に各種の支援を行います。

第5章 人権施策推進体制

(1) 人権施策の推進体制

この計画の基本理念に掲げた「あらゆる差別を解消し、一人一人の多様性が尊重され、互いに認め合い、支え合う、誰一人取り残されることのない共生社会の実現」を目指して、総合計画「なばり新時代戦略」に基づき、「名張市人権推進本部」を中心として関連部署相互の緊密な連携の下、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、人権尊重を基本とした行政運営に取り組みます。

(2) 国、県、関係機関・団体等との連携

この基本計画を多様な主体と協働して推進するため、市民や人権に関わる市民団体、事業者等との連携を強化します。

また、国や県、近隣自治体との連携強化を図り、情報収集、情報交換、人権施策の事例研究などをを行います。

(3) 人権施策の進行管理

この基本計画に掲げた施策について、行政評価制度と連動しながら名張市人権推進本部において人権施策の進捗状況を把握し、定期的に名張市差別撤廃審議会へ報告します。

名張市差別撤廃審議会は、定期的にこの計画の推進に関し必要な事項について調査、審議とともに、人権施策の進捗状況の確認、評価などを行います。

=用語解説=

<あ行>

アウトリーチ

必要としている人に必要なサービスを届けることをいいます。特に社会福祉の分野では、必要な助けが届いていない人に対し、行政や支援機関が訪問支援などでアプローチを行うプロセスのことを指します。

イクボス

職場で共に働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことで、男性管理職に限らず女性管理職も「イクボス」です。

SNS

「Social Networking Service」の略でインターネット上で交流できる仕組みです。XやFacebook、Instagramなど、使う人の用途によって様々な種類がありますが、他の人とつながり、情報を共有できることが共通した特徴です。

<か行>

学校人権・同和教育推進委員会

各小中学校の人権・同和教育推進委員及び校長会代表、教頭会代表、教職員代表、教育委員会代表によって構成された委員会です。人権・同和教育推進上の諸問題について正面からしっかりと受け止め、向き合い、各校の取組について報告し合いながら名張市における学校人権・同和教育の一層の充実を目指して取り組んでいます。

子ども食堂

無料又は低価格で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場です。生活に困窮している家庭の子どもだけに食事を提供するのではなく、どんな子どもでも参加できるユニバーサルな取組です。実際には、子どもやその保護者だけでなく、地域の高齢者なども参加して一緒に食事をしていることもあります。「誰かと一緒に食事ができる」「無料または安価で食事ができる」「地域の人とのつながりができる」といったメリットがあります。

<さ行>

差別事象対応マニュアル

部落差別をはじめとした差別事象の発生に際して、どのように対応するかを名張市差別撤廃審議会の意見等を基に、「差別事象対応マニュアル」に取りまとめています。具体的には、「差別事象（差別発言・差別行為）対応手順」「差別落書き等対応手順」「被差別部落に関する問合せ対応手順」について取りまとめたものです。

小児救急医療センター

子どもの医療の充実を図るため、2014（平成26）年1月20日から名張市立病院に「小児救急医療センター」を開設し、24時間365日の小児二次救急医療を行っています。受入対象は重症患者で、けが及び交通事故などの外科系疾患は除きます。

サプライチェーン

原材料の調達から生産、加工及び流通、そして販売により消費者に提供されるまでの一連の流れを指すものであり、この一連のつながりを鎖（チェーン）に見立てた言葉です。

ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年発表する報告書「グローバル・ジェンダーギャップ・レポート」に基づいて算出される指数のことです。146の国と地域を対象に性別による格差を「経済」「教育」「健康」「政治」の4分野、14項目から測定しており、各国の男女平等に関する状況を数値化しています。0から1までのスコアで表され、0が完全なジェンダー不平等、1が完全なジェンダー平等の状態を示しています。数値が1に近いほど性別間における格差が小さいことを意味しています。

自立支援型福祉社会

バリアフリー法において定める高齢者、障害者などが社会的責任において、地域の中で主体的に自己実現していくことを支援する社会のことをいいます。

人権尊重都市宣言

あらゆる差別を撤廃し、全ての人々の人権が保障される明るく住みよい地域社会を実現するため、1991（平成3）年3月27日名張市議会において議決された宣言です。

人権デュー・ディリジェンス

企業が事業活動を行う中で、人権侵害リスクの有無を調査・特定し、予防や低減の策を講じ、結果を検証し公表するまでの一連の流れを指します。現状日本では、人権デュー・ディリジェンスの実施は企業に義務付けられていません。

性的指向・性自認

性的指向・性自認は、マイノリティだけの問題ではありません。「性的指向」は、好きになる性が異性なのか、同性なのか、又は両方の性なのか、好きになる人がいないのか、「性自認」は、自分の性別をどう思っているかであり、全ての人が当事者となる問題です。性的指向（Sexual Orientation）性自認（Gender Identity）の頭文字をとって「SOGI」ともいいます。全ての人の性の在り方を、人権として考える際に使われる言葉です。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの人で判断能力が十分でない場合、社会生活において様々な契約や遺産分割などの法律行為を行う際に、あらかじめ決められた弁護士等の「成年後見人」

がその人々の契約などを行い、自己決定の支援を行う制度です。

＜た行＞

地域づくり組織

おおむね小学校区を単位とする市内15の地域で、住民の合意により設立されたまちづくりのための組織のことです。地域の特色、課題を踏まえた「地域ビジョン」を策定し、住民主体のまちづくり活動を活発に行ってています。

「名張市地域づくり組織条例」には地域づくり組織の主な活動内容として、①自主防犯・防災に関すること、②人権尊重及び健康、福祉の増進に関する事、③環境問題全般に関する事、④高齢者の生きがいづくりに関する事、⑤子どもの健全育成に関する事、⑥地域文化の継承及び創出に関する事、⑦コミュニティビジネス等地域経営に関する事、⑧地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関する事、⑨その他の項目が挙げられています。

地域福祉教育総合支援ネットワーク

少子高齢化や核家族化が進み、生活課題が複雑化する中、認知症、障害、難病、貧困、いじめ、不登校など複合的な問題を抱える対象者に対応するため、名張市が2016（平成28）年11月に立ち上げた制度です。地域包括支援センターに配置した包括的相談員（エリアディレクター）がワンストップ窓口としてあらゆる相談に応じ、各地域の「まちの保健室」との連携の下、課題ごと行政と地域、関係機関のネットワークで構成するエリア会議を開催し、問題解決に向けて包括的な支援を行います。

中学校区別人権教育推進協議会

各中学校区の校長、人権・同和教育推進委員、PTA代表、地域代表、教育委員会代表等で構成している協議会のことです。中学校区での課題を明確にし、人権の授業参観や人権課題についての研修会などを実施し、共通理解を図っています。

同和地区

我が国では1965（昭和40）年8月の「同和対策審議会答申」を受け、同和問題の解決に向けて1969（昭和44）年7月「同和対策事業特別措置法」を制定以降、同法の延長、「地域改善対策特別措置法」の制定、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の制定と同法の二度にわたる延長を経て、2002（平成14）年3月に同法が失効するまでの33年間、法に基づき同和地区的生活環境改善や同和教育・人権啓発など様々な取組を積極的に進めてきました。

こうした取組を進める対象地域として、これらの法律によって指定されていた地域をいいます。

ドメスティック・バイオレンス

英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）は、「DV防止

法」と呼ばれることもあります。

〈な行〉

名張市共生地域デザイン会議

名張市又は伊賀市に居住の障害者（児）に対して、福祉、医療、教育、就労等の関係機関が集まり、各種サービスを総合的に調整し、推進することを目的に設置された自立支援協議会の名称です。

名張市市民情報交流センター

協働によるまちづくりの推進と、人権尊重意識の高揚住民福祉の向上を図るため、2009（平成21）年度開設した施設です。「名張市市民活動支援センター」「名張市男女共同参画センター」「名張市人権センター」「名張市多文化共生センター」の四つのセンター機能を併せ持った市民活動の拠点施設として、市民が気軽に立ち寄り、情報を交換し合い、互いに交流する場を提供しています。

名張市障害者施策推進協議会

障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりの実現に向けて、総合的かつ効果的に障害者に関する施策を推進するとともに、障害に基づく差別を解消するための取組を推進するため、障害者基本法第36条第4項の規定に基づき、2016（平成28）年4月1日設置しました。

名張市人権センター

本市の人権施策のパートナーとして、2004（平成16）年5月に設立された組織です。市の人権に関する事業を受託し、人権教育・人権啓発、人材育成など各種事業に取り組んでいます。

名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例

世界人権宣言を基本理念として、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別をしない差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため1995（平成7）6月30日に施行されました。

名張版ネウボラ

産前産後の支援を強化し、安心して出産・子育てができる環境を整備するため、フィンランドの子育て支援制度「ネウボラ」を参考に、妊娠・出産・育児に関する切れ目のない相談・支援の場、また、その仕組みをいいます。

名張市「ヒューマンライツ」

市内の中学校生徒が出会い、自らの体験や考えを発表することで、部落差別をはじめとするあらゆる差別に立ち向かう実践力を付けること。また、反差別の立場に立って行動・発言できるリーダーを育てるとともに、差別をなくす生徒の輪を広げることを目的として集う場のことです。

日常生活自立支援事業

名張市社会福祉協議会が認知症や知的障害、精神障害などのために日常生活に不安のある方を対象

に実施しているもので、具体的には、福祉サービス利用の支援や、日常的な金銭管理サービス、年金証書や預金通帳といった大切な書類や印鑑などの預かりサービスを行っています。

認知症サポーター

認知症について正しい知識と理解を持って、地域で認知症の人やその家族をできる範囲で温かく見守り支援する応援者のことです。認知症サポーターになるためには、指定の「認知症サポーター養成講座」の受講が必要です（無料）。各地域ではまちの保健室により養成講座が開催されています。

妊婦応援都市宣言

全ての市民が自らの命と共に妊産婦や未来の子どもを大切にする風土をつくるため2017（平成29）年12月1日名張市議会において議決された宣言です。

＜は行＞

ぱりっ子まるまるセンター

妊産婦の方や子どもとその家庭が健やかに安心安全な生活を送れるよう、2024（令和6）年4月から、妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する「子育て世代包括支援センター」母子保健機能と、様々な心配ごとを抱えたこどもやその家庭の相談に対応する「子ども家庭総合支援拠点」児童福祉機能を一体とした「ぱりっ子まるまるセンター（こども家庭センター）」を、名張市役所1階に設置しました

ビジネスと人権に関する指導原則

2011（平成23）年に国連人権理事会において全会一致で支持された、ビジネスと人権に関する国際的な規範のことです。ビジネスと人権を「人権を保護する国家の義務」「人権を尊重する企業の責任」「救済へのアクセス」の三つの柱から構成されています。

部落問題を考える小学生のつどい

同じ中学校区又は複数の中学校区の小学6年生が出会い、自己の意見を積極的に発表し、交流することで、部落問題をはじめとするあらゆる差別に立ち向かう実践力を付けること、また、反差別の立場に立って行動・発言できるリーダーを育てるとともに、卒業後も差別をなくそうと行動するなかまの輪を広げることを目的として集う場のことです。

ヘイトスピーチ

「ヘイト」は「嫌悪、憎悪」を意味します。明確な定義は固まっていませんが、主に人種や国籍、宗教、性別、性的指向、思想、障害、外見、職業、社会的身分など自ら能動的に変えることが不可能であったり、困難であったりする特質を理由として、特定の個人や集団をおとしめ、暴力や差別をおくるような言動とされます。この「スピーチ」にはデモ行進やビラの配布、国旗の焼き捨てなどの非言語表現も含まれるとされます。

「ヘイトスピーチ解消推進法」では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」として、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（本邦外出

身者)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう」と定義しています。

放課後子ども教室

子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な体験活動ができるよう、平日の放課後や週末（土曜日・日曜日）に、小学校や市民センターなどを活用し、地域住民等の参画を得て、全ての児童を対象に実施する事業です。

放課後児童クラブ

仕事などで、昼間、保護者が自宅にいない小学生の健全育成を図ることを目的に開設しています。運営は各校区の地域の方々の理解と協力によって組織された運営委員会が行っています。資格を有する「放課後児童支援員」が配置され、放課後の児童の健康面、精神面に配慮しつつ、適切な遊びや活動を提供し、自主性、社会性、創造性が育まれるよう、伸び伸びと安心できる環境の中で児童を見守っています。

包括的反差別法制定のための実践ガイド

平等と無差別に対する権利についての国際的な法基準に沿った包括的反差別法を策定するための、権威あるガイダンスを提供することを目的に、2022（令和4）年に策定されました。このガイドは、これらの国際基準の発展、解釈、履行を詳細に検討した上で、国内法が国際法に沿ったものになるよう、その法律の中に組み込まれなければならない、鍵となる原則を定めています。

ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から「営業職に女性はほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女の労働者間に生じているような場合に、こうした差を解消しようと個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のことです。

本人通知制度

個人情報が記載された戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者に交付した場合に、第三者への交付の事実をお知らせするものです。事前登録した方に通知する「事前登録型」と、住民登録や本籍のある方を対象に通知する「登録不要型」があります。

＜ま行＞

マイクロアグレッション

相手を差別したり、傷付けたりする意図はないのに相手の心にちょっとした影を落とすような言動や行動をしてしまうことを言い、「微細な攻撃」とも訳されます。意図しない、無自覚とは言うものの、その背景には人種や文化背景、性別、障害、価値観など、自分と異なる人に対する無意識の偏見や無理解、差別心が含まれています。

まちの保健室

子どもから高齢者の保健福祉に関する地域の身近な相談窓口として、市内15か所（各地域の市民センター）に開設しています。保健・福祉の専門職が常駐しており、健康のことや日常の困りごとなどの相談、介護予防、健康教室の実施など、福祉の増進、健康づくりを支援しています。住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう健やかなまちづくりの手伝いをしています。

松浦武四郎

1818（文化15）年、現在の松阪市出身。1845（弘化2）年から1858（安政5）年まで6回にわたって蝦夷地を踏査（後半の3回は幕府のお雇い役人として）し、初の詳細な蝦夷地誌である『蝦夷日誌』155巻を著して幕府に呈上しました。この日誌の中では、苛酷な扱いをされているアイヌ民族について「明日のご開拓より今日のアイヌの命を」と切々と訴えましたが、安政大獄の期に当たり、取り上げられませんでした。1869（明治2）年8月開拓判官（局長級）に任命され、北海道（当初は「北加伊道」）の名付け親としても知られます。1870（明治3）年3月、維新政府によるアイヌ解放が果たされないことに失望し、判官を辞任しました。それまでの功績により、従五位の位を贈られましたが、それも返上しました。1888（明治21）年没。

＜や行＞

やさしい日本語

日本に住む外国人に情報を伝えたいときに、多言語で翻訳・通訳するほかに、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものです。

要保護児童対策及びDV対策地域協議会

要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を行うとともに、DV被害者への適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき設置。市、国、県、医療、保健福祉、教育など関係各機関で構成され、情報の交換、共有を行いながら適切な支援を進めます。

＜わ行＞

ワーク・ライフ・バランス

働く一人一人が、やりがいや充実感を感じながら、仕事上の責任を果たすとともに、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養や地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取って、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

第6章 資料編

1 人権関連年表

年	国際的な動き	日本の動き	名張市の動き
1945 (S20)	○「国際連合」成立		
1946 (S21)	○「国連人権委員会」設置	○「日本国憲法」公布	
1947 (S22)		○「教育基本法」施行 ○「日本国憲法」施行 ○「労働基準法」施行	
1948 (S23)	○「世界人権宣言」採択	○「児童福祉法」施行 ○「優生保護法」施行	
1949 (S24)	○「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」採択		
1950 (S25)		○「身体障害者福祉法」施行 ○「精神衛生法」施行 ○「生活保護法」施行	
1951 (S26)	○「難民の地位に関する条約」採択	○「児童憲章」制定 ○オールロマンス事件(京都)	
1952 (S27)	○「婦人の参政権に関する条約」採択	○「外国人登録法」施行	
1953 (S28)		○「らい予防法」施行	
1954 (S29)			○市制施行
1955 (S30)		○「婦人の参政権に関する条約」批准	
1956 (S31)		○「国際連合」加入	
1958 (S33)	○「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(ILO第111号条約)」採択	○「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」批准	
1959 (S34)	○「世界難民年」(～1960) ○「児童の権利に関する宣言」採択		
1960 (S35)	○ユネスコ「教育における差別待遇の防止に関する条約」採択	○「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 ○「同和対策審議会」設置	
1963 (S38)		○「老人福祉法」施行	
1965 (S40)	○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択	○「同和対策審議会答申」	
1966 (S41)	○「国際人権規約」採択		
1967 (S42)	○「難民の地位に関する議定書」採択 ○「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言」採択	○「難民の地位に関する議定書」批准	
1968 (S43)	○「国際人権年」		
1969 (S44)	○「国際教育年」	○「同和対策事業特別措置法」施行	
1970 (S45)	○「軍縮の10年」(～1979)	○「心身障害者対策基本法」施行	
1971 (S46)	○「人種差別と闘う国際年」 ○「精神薄弱者の権利宣言」採択		
1973 (S48)	○「人種主義及び人種差別と闘う10年」 (～1983)		

年	国際的な動き	日本の動き	名張市の動き
1975 (S50)	○「国際婦人年」 ○「障害者の権利に関する宣言」採択	○「部落地名総鑑」発覚	
1976 (S51)	○「国際婦人の10年」(～1985)		
1977 (S52)		○「国際婦人の10年国内行動計画」策定	
1978 (S53)	○「国際反アパルトヘイト年」		
1979 (S54)	○「国際児童年」 ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	○「同和対策事業特別措置法」3年延長 ○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」批准 ○「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准	
1980 (S55)	○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」採択 ○「第2次軍縮の10年」(～1989)		
1981 (S56)	○「国際障害者年」 ○ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(ILO第156号条約)採択	○「障害者の日」設定 ○「難民の地位に関する条約」批准	
1982 (S57)	○「高齢者問題世界会議」 ○「高齢化に関する国際行動計画」採択 ○「障害者に関する世界行動計画」採択	○「難民の地位に関する議定書」批准 ○「地域改善対策特別措置法」施行	
1983 (S58)	○「国連障害者のための10年」 (～1992) ○「第2次人種主義及び人種差別と闘う10年」(～1993)		
1984 (S59)		○地域改善対策協議会意見具申「今後における啓発活動のあり方について」	
1985 (S60)	○ILO「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	
1986 (S61)	○「国際平和年」	○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行 ○地域改善対策協議会意見具申「今後における地域改善対策について」	
1987 (S62)	○「家のない人のための国際居住年」	○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行	
1989 (H1)	○「児童の権利に関する条約」採択	○「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行	
1990 (H2)	○「国際識字年」 ○「植民地撤廃のための国際の10年」 (～2000) ○「第3次軍縮の10年」(～1999)		
1991 (H3)		○地域改善対策協議会意見具申「今後の地域改善対策について」	○「名張市人権尊重都市宣言」議決
1992 (H4)		○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」5年延長	
1993 (H5)	○「国連人権高等弁務官事務所」設立 ○「世界の先住民の国際年」 ○「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ○「第3次人種主義及び人種差別と闘う10年」(～2003)	○「障害者対策に関する新長期計画」 ○「障害者基本法」施行	○「名張市老人保健福祉計画」策定

年	国際的な動き	日本の動き	名張市の動き
1994 (H6)	○「国際家族年」 ○「世界の先住民の国際年」 (～2003)	○「児童の権利に関する条約」批准 ○「高齢者保健福祉計画(新ゴールドプラン)」施行	○「在宅介護支援センター」開設
1995 (H7)	○「国連寛容年」 ○「第二次世界大戦の犠牲を記念する国際年」 ○「人権教育のための国連10年」 (～2004) ○「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	○「ILO第156号条約」批准 ○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 ○「高齢社会対策基本法」施行 ○「人権教育のための国連10年推進本部」設置 ○「障害者プラン(ノーマライゼーション7ヶ年戦略)」策定	○「名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例」施行 ○「名張市差別撤廃審議会規則」施行
1996 (H8)	○「貧困撲滅のための国際年」	○「らい予防法の廃止に関する法律」施行 ○地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」 ○「同和問題の早期解決に向けた今後の方策のあり方について(閣議決定)」 ○「男女共同参画2000年プラン」策定 ○「高齢社会対策大綱」策定	○「名張市女性行動計画ベルフラワープラン」策定
1997 (H9)	○「貧困撲滅のための国連10年」 (～2006)	○「人権擁護施策推進法」施行 ○「人権擁護推進審議会」設置 ○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する特別措置法」5年延長 ○改正「男女雇用機会均等法」施行 ○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 ○「北海道旧土人保護法」廃止 ○「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	○「名張市立病院」開院
1998 (H10)		○改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 ○「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行	
1999 (H11)	○「国際高齢者年」	○「男女共同参画社会基本法」施行 ○人権擁護推進審議会答申「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」 ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行	
2000 (H12)	○「女性2000年会議」 ○「国際感謝年」 ○「平和の文化のための国際年」 ○「武力紛争における児童の関与に関する条約の選択議定書」採択 ○「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	○改正「外国人登録法」施行 ○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ○「児童虐待防止法」施行 ○「男女共同参画基本計画」策定 ○「介護保険制度」導入 ○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」施行	○「名張市老人保健福祉計画(第1次改定)」策定 ○「名張市介護保険事業計画」策定 ○「第1次名張市障害者福祉計画」策定

年	国際的な動き	日本の動き	名張市の動き
2001 (H13)	○「国連文明間の対話年」 ○「ボランティア国際年」 ○「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」 ○「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国連10年」 (～2010) ○「第2次植民地撤廃のための国際の10年」(～2010)	○人権擁護推進審議会答申「人権救済制度のあり方について」 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	
2002 (H14)	○「国際文化遺産年」	○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失效(特措法終了) ○「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ○「障害者基本計画」策定	○「こども支援センターかがやき」開設
2003 (H15)	○「国連識字の10年」(～2012) ○「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の10年」 (～2012)	○「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 ○「次世代育成支援対策推進法」施行 ○「個人情報の保護に関する法律」施行	○「名張市情報公開条例」施行 ○「ゆめづくり地域予算制度」創設 ○「名張市人権施策基本方針」策定 ○「名張市老人保健福祉計画(第2次改定)」策定 ○「名張市介護保険事業計画(第1次改定)」策定
2004 (H16)	○「人権教育のための世界プログラム」採択 ○「奴隸制との闘争とその廃止を記念する国際年」	○「人権教育の指導方法等のあり方について(第1次とりまとめ)」 ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ○「発達障害者支援法」施行 ○改正「障害者基本法」施行 ○改正「児童虐待防止法」施行 ○改正「外国人登録法」施行 ○「武力紛争における児童の関与に関する条約の選択議定書」批准	○「名張市男女共同参画都市宣言」 ○「名張市人権施策基本計画」策定 ○「名張市人権センター」民間組織として設立
2005 (H17)	○「国連持続可能な開発のための教育の10年」(～2014) ○「第2次世界の先住民の国際の10年」 (～2014) ○「人権教育のための世界プログラム」第1フェーズ行動計画(～2009)	○「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准 ○「犯罪被害者等基本法」施行 ○「第2次男女共同参画基本計画」策定 ○「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准	○「第1次名張市地域福祉計画」策定 ○「第2次名張市障害者福祉計画」策定
2006 (H18)	○「国連人権委員会」を廃し「国連人権理事会」設置 ○「障害者の権利に関する条約」採択 ○「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択	○「人権教育の指導方法等のあり方について(第2次とりまとめ)」 ○「障害者自立支援法」施行 ○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 ○「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 ○「自殺対策基本法」施行	○「名張市男女共同参画推進条例」施行 ○「名張市老人保健福祉計画(第3次改定)」策定 ○「名張市介護保険事業計画(第2次改定)」策定 ○「第1期名張市障害福祉計画」策定
2007 (H19)	○「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	○「探偵業の業務の適正化に関する法律」施行 ○改正「男女雇用機会均等法」施行 ○「自殺総合対策大綱」策定	○「名張市男女共同参画基本計画」策定 ○「名張市子ども条例」施行

年	国際的な動き	日本の動き	名張市の動き
2008 (H20)	○「国際人権学習年」 ○「国際言語年」 ○国連人権理事会「ハンセン病差別撤廃決議」採択 ○「第2次国連貧困根絶のための10年」 (～2017)	○「人権教育の指導方法等のあり方について(第3次とりまとめ)」 ○改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ○改正「児童虐待防止法」施行 ○「アイヌ民族を先住民族とするすることを求める決議」採択 ○改正「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行	○「障害者人材センター」開設
2009 (H21)		○改正「国籍法」施行 ○改正「次世代育成支援対策推進法」施行 ○「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」施行 ○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 ○「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」批准	○「名張市地域づくり条例」施行 ○「名張市男女共同参画センター」開設 ○「名張市人権施策基本計画改定版」策定 ○「名張市老人保健福祉計画(第4次改定)」策定 ○「名張市介護保険事業計画(第3次改定)」策定 ○「第2期名張市障害福祉計画」策定 ○「ぱりっ子すくすく計画」策定
2010 (H22)	○「人権教育のための世界プログラム」 第2フェーズ行動計画(～2014)	○「第3次男女共同参画基本計画」策定 ○「子ども・若者育成支援推進法」施行	○「第2次名張市地域福祉計画」策定 ○「第3次名張市障害者福祉計画」策定 ○「第1次名張市子ども教育ビジョン」策定
2011 (H23)	○「国連生物多様性の10年」(～2020) ○「アフリカ系の人々のための国際年」 ○「ビジネスと人権に関する指導原則」採択	○改正「障害者基本法」施行 ○改正「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」施行 ○改正「次世代育成支援対策推進法」施行	
2012 (H24)		○「外国人登録法」廃止 ○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する府立」施行	○「名張市老人保健福祉計画(第5次改定)」策定 ○「名張市介護保険事業計画(第4次改定)」策定 ○「第3期名張市障害福祉計画」策定 ○「第2次ぱりっ子すくすく計画」策定
2013 (H25)		○改正「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ○改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 ○「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正 ○「いじめ防止対策推進法」施行	○「名張市子どもセンター」開設

年	国際的な動き	日本の動き	名張市の動き
2014 (H26)	○「第3次植民地撤廃のための国際の10年」(～2024)	○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 ○「障害者の権利に関する条約」批准 ○改正「男女雇用均等法」施行 ○改正「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行 ○「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ改正	○「名張版ネウボラ事業」本格実施 ○「小児救急医療センター」開設 ○「病児・病後児保育事業」開始
2015 (H27)	○「人権教育のための世界プログラム」第3フェーズ行動計画(～2019) ○「アフリカ系の人々のための国際の10年」(～2014)	○改正「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 ○「生活困窮者自立支援法」施行 ○改正「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 ○「第4次男女共同参画基本計画」策定	○「第3次名張市地域福祉計画」策定 ○「名張市老人福祉計画(第6次改定)」策定 ○「名張市介護保険事業計画(第5次改定)」策定 ○「第4期名張市障害福祉計画」策定 ○「第4次名張市障害者福祉計画」策定 ○「第3次ぱりっ子すぐく計画」策定
2016 (H28)		○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 ○「部落差別の解消の推進に関する法律」施行 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ○「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会に確保等に関する法律」	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」施行 ○「名張市障害のある人もない人も共に暮らしそういまちづくり条例」施行 ○「第2次名張市男女共同参画基本計画 ベルフラーⅡ」策定 ○「第2次名張市子ども教育ビジョン」策定 ○「名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク」立ち上げ
2017 (H29)			○「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」施行
2018 (H30)			○「第3次名張市人権施策基本計画」策定 ○「第4次ぱりっ子すぐく計画」策定 ○「第5期名張市障害福祉計画」策定 ○「名張市高齢者保健福祉計画」第7次改定 ○「名張市介護保険事業計画」第6次改定
2020 (R2)		○「『ビジネスと人権』に関する行動計画」策定	○「性の多様性を認め合うまち・なぱり」宣言に関する決議 ○「第5次名張市障害者福祉計画」策定 ○「第4次名張市地域福祉計画」策定
2021 (R3)		○「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正 ○「第4次犯罪被害者等基本計画」策定	○「名張市ケアラー支援の推進に関する条例」施行 ○「第6期名張市障害福祉計画」策定 ○「名張市高齢者保健福祉計画」第7次改定 ○「名張市介護保険事業計画」第6次改定

年	国際的な動き	日本の動き	名張市の動き
2022 (R4)	○「包括的反差別法制定のための実践ガイド」制定	○「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」策定 ○「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」(AV出演被害防止・救済法)施行 ○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)改正法施行	○「第5次ばかり子すぐすく計画」策定
2023 (R5)		○「こども基本法」施行	○名張市総合計画「なばり新時代戦略」(2023~2032)策定
2024 (R6)		○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ○「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報プラットフォーム対処法)」制定(施行は2025年)	○「第4次名張市人権施策基本計画」策定 ○「第7期名張市障害福祉計画」策定 ○「名張市高齢者保健福祉計画」第8次改定 ○「名張市介護保険事業計画」第7次改定

2 関連法令等

人権尊重都市宣言

すべての人々の人権が尊重される自由で平等な社会の実現は全世界共通の願いである。

しかしながら、現実の社会生活においては人権が侵害される事象が依然として存在しており、これを解消することは私たち全市民に課せられた責務である。

よって、当市議会は、あらゆる差別を撤廃し、すべての人々の人権が保障される明るく住みよい地域社会を実現するため、ここに人権尊重都市宣言を決議する。

平成3年3月27日議決

名張市議会

名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例

平成7年6月30日条例第15号

市及び市民は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下の平等」を保障している日本国憲法及び「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。」とした世界人権宣言を基本理念として、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別をしない差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、名張市における部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市、名張市の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

（市民の責務）

第3条 民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

（施策の総合的かつ計画的推進）

第4条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、就労の安定、教育文化の向上等の施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

（実態調査の実施）

第5条 市は、前条の施策を推進するため、必要に応じて実態調査を行うものとする。

（啓発活動の充実）

第6条 市は、差別をしない差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境を醸成するため、広く市民及び諸団体・機関と協力し、きめ細かな啓発事業の取り組みと啓発組織の充実に努めるものとする。

（推進体制の充実）

第7条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国、県及び人権関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

（行政組織の整備）

第8条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、行政組織の整備、充実に努めるものとする。

（審議会）

第9条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議する機関として審議会を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名張市差別撤廃審議会規則

平成11年10月5日規則第38号

(設置)

第1条 名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例（平成7年条例第15号）第9条の規定に基づき、人権施策の総合的な推進に関する基本的事項を市長の諮問に応じて調査及び審議するため、名張市差別撤廃審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、30人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体代表者
 - (3) 市職員
 - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱又は任命された時の要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 長は、必要があると認めるときは、議事に關係のある者の出席を求める、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、地域環境部人権・男女共同参画推進室において行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名張市人権推進本部設置要綱

平成14年10月28日告示第127号

(設置)

第1条 人権に関する総合施策（以下「人権施策」という。）を確立し、差別のない明るい名張市を実現するため、名張市人権推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権施策の推進に関すること。
- (2) 人権施策における関係部局の総合調整に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育長及び市立病院長をもって充てる。
- 4 本部員は、職務権限規程（昭和51年規程第4号）第23条第3項に規定する庁議の構成員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ本部長の指名によるものがその職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命により推進本部の事務に従事する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事は、庁議等の会議に関する運営取扱要領（平成11年告示第148号）第4条第4項に規定する拡大主管室長会議の構成員をもって充てる。
- 3 幹事会は、次に掲げる人権施策の実務的事項を協議する。
 - (1) 名張市における人権施策の基本方針及び基本計画の見直しに関すること。
 - (2) 人権施策の調査研究に関すること。
- 4 幹事会において必要と認める場合は、関係者を出席させ意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、地域環境部人権・男女共同参画推進室において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

名張市子ども条例

平成18年3月16日条例第14号

子どもは、かけがえのない大切な宝です。そして、この子どもたちに、名張市の将来を託すことになります。

子どもは、日本国憲法や国際連合で採択された「児童の権利に関する条約」に明記されているよう、基本的人権としての自由、平等の権利などとともに、生きる権利、育まれる権利、守られる権利、参加する権利、教育を受ける権利などを有しています。

しかし、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、本市においても、いじめ、児童虐待その他子どもの権利が侵害されるなど、子どもの健全育成の達成には多くの課題が残されています。

今こそ、わたしたち名張市民は、子どもの権利を最大限尊重し、子どもが自らの権利行使できるよう保障するとともに、健全な育成を社会全体で支えるまちづくりに努めなければなりません。

ここに、わたしたち名張市民の宝である子どもたちが、健やかに育まれ、将来に夢と希望をもって力強く生きることができるよう、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、名張市で育つ子どもの最善の利益を尊重し、子どもの権利を保障するとともに、市、市民及び事業者が、子どもを社会の構成員として認め、それぞれの役割を明確にし、社会全体で子どもの成長を支えることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 名張市で育つ18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 関係施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他これに類する施設をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、子どもの権利を尊重し、その保障に努めるとともに、相互に協力し、子どもが安全に安心して暮らし、健全に育つまちづくりに努めなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもを取り巻く状況に充分配慮し、あらゆる施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、子どもが心豊かに育つ生活環境及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、雇用する市民が養育する子ども及び雇用する子どもの権利の保障並びに健全な育成について市の施策に協力するとともに、子育てをしやすい環境の整備に努めなければならない。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その養育する子どもの権利の保障及び健全な育成に努めるべき第一義的な責任者であること並びに家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことを理解し、子どもの成長に合わせて適切な支援をしなければならない。

(関係施設の役割)

第8条 関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、市の施策に協力し、その施設において子どもが自ら考え、学べる環境の整備に努めるとともに、保護者その他地域の住民との連携を図り、子どもの自主的な活動が安全に行われるよう配慮しなければならない。

2 施設関係者は、子ども、保護者及び地域の住民に対して施設に関する情報を積極的に提供するとともに、その施設の運営等に関し意見を聞く機会を持つ等、開かれた施設の運営に努めなければならない。

(子どもの役割)

第9条 子どもは、自らの個性を大切にしながら、他人の権利を尊重し、家族、友達及び隣人を大切にし、思いやりとゆとりのある心を持って行動するよう努めなければならない。

第2章 子どもの大切な権利とその保障

(生きる権利)

第10条 子どもは、命が守られ、尊重され、安心して生きる権利を有する。

(育まれる権利)

第11条 子どもは、愛情と理解をもって、成長にふさわしい環境で育まれ、個性と能力の発達に合わせて、適切な指導及び教育を受ける権利を有するとともに、必要な休息、余暇又は遊びの機会を得る権利を有する。

(守られる権利)

第12条 子どもは、安心して育つために、虐待をはじめ、身体的及び精神的に有害な環境から保護される権利を有するとともに、プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないことが保障される。

(参加する権利)

第13条 子どもは、自由に自己の表現や意見を表明する権利を有し、そのための十分な機会が得られ、また仲間づくり及び健全な集いの自由が認められる。

（権利侵害の禁止）

第14条 何人も、子どもの権利を侵害してはならない。

（権利の侵害等からの救済及びその回復）

第15条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復を図るための具体的な方策を確立しなければならない。

- 2 子どもの権利の侵害に関する相談を受けた者は、その解決に必要な者及び関係する機関等と連携し、救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、加害者となる子どもがいる場合は、当該子どもに対しても適切な対応に努めるものとする。
- 3 市は、関係施設及び地域社会等と連携し、虐待、体罰及びいじめの防止並びにその早期発見のための具体的な施策を推進するものとする。
- 4 施設関係者は、子どもが虐待、体罰及びいじめに関し、安心して相談ができる仕組みの整備を図るとともに、その防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

（権利の救済）

第16条 市長の附属機関として、子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を設置する。

- 2 何人も、子どもの権利に関する事項について、救済委員会に相談し、又は救済を申し立てることができる。
- 3 救済委員会は、前項による相談を受けたとき又は救済の申立てを受理したときは、規則の定めるところにより、事案の調査及び審議等を行うものとする。
- 4 救済委員会は、必要があると認めるときは、関係機関に対し説明を求め、又は書類その他の公開を求めることができる。
- 5 救済委員会は、必要があると認めるときは、当該申立人、親族等の関係者（以下「関係者」という。）に対し説明を求め、又は関係者の協力を得た上で、書類その他の公開を求めることができる。
- 6 救済委員会は、調査及び審議の結果、必要があると認めるときは、関係機関及び関係者に対して、助言又は是正の要望等を行うことができる。
- 7 救済委員会は、救済の申立てを受理した日から起算して90日以内に、前3項に基づく調査結果及び助言又は是正の要望等があった場合にはその内容を市長に報告するとともに、当該申立人に通知するよう努めなければならない。
- 8 救済委員会は、市長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。
- 9 救済委員会は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する委員3名以内で組織する。
- 10 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 11 前各項に定めるもののほか、救済委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及及び啓発)

- 第17条 市は、子どもの権利について広く市民に理解されるよう努めなければならない。
- 2 市は、家庭教育、幼児教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるとともに、市民及び事業者等が子どもの権利について自主的な活動に取り組むことに対し、必要な支援に努めなければならない。
- 3 市は、子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修等の機会を提供するものとする。

(子どもの権利を考える週間)

- 第18条 子どもの権利について市民の关心と理解を深めるとともに、本条例の目的の遂行を検証するため、名張市子どもの権利を考える週間（以下「子ども権利週間」という。）を設ける。
- 2 市は、子ども権利週間に際して、その趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

第4章 子どもの健全育成のための施策

(施策の基本方針)

- 第19条 市は、子どもの大切な権利が保障され、子どもが心身ともに健全に成長するよう、子どもを取り巻くあらゆる環境を整備することを施策の基本とする。
- 2 市は、子どもが自主的かつ健全にスポーツ、文化、読書等の活動をするための場所づくりに努めるものとする。

(基本計画)

- 第20条 市は、前条の基本方針に基づき、子どもの健全育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。
- 2 市は、基本計画を作成するにあたっては、子どもから意見を聞くものとする。
- 3 基本計画は、策定後5年ごとに、推進状況等を勘案し、必要があると認めるときは、見直しをするものとする。
- 4 市長は、基本計画の推進状況を毎年、議会へ報告しなければならない。

(市の推進体制)

- 第21条 市は、子どもの健全育成の施策を総合的に実施するために必要な体制を整備しなければならない。
- 2 市長は、基本計画を計画的に推進するため、市長を本部長とする子ども健全育成推進本部を設置する。

(子ども会議)

- 第22条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、子どもの自主的及び自発的な取組により運営される子ども会議を開催する。
- 2 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長その他の執行機関に提出することができる。

- 3 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重しなければならない。
- 4 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

第5章 子ども権利委員会

(子ども権利委員会)

第23条 市長は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、子ども権利委員会を置くものとする。

- 2 子ども権利委員会は、子どもの権利の保障にかかる総合的かつ計画的な施策について、市長の諮問に応じるとともに、定期的に又は必要に応じて会議を開催し、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。
- 3 子ども権利委員会は、10人以内で構成するものとし、その委員は、人権、教育、福祉等子どもの権利にかかる分野における学識経験者及び市長が必要と認める者とし、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 子ども権利委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の子どもの権利に関する者に委員会への出席を求め、子どもの権利の保障について意見を聞くことができる。
- 6 市長その他の執行機関は、子ども権利委員会の答申又は調査審議の結果を尊重し、必要な措置を講じなければならない。
- 7 子ども権利委員会の組織及び運営に関する必要なその他の事項は、市長が別に定める。

第6章 雜則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月28日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第20条第3項の規定は、同日以後に策定する基本計画について適用する。

名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例

(平成28年3月28日条例第4号)

第1章 総則

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の理念に基づき、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、障害及び障害のある人に対する市民の理解を深め、障害に基づく差別を禁止し、及びなくすための施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 障害に基づく差別 障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいい、障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。
- (3) 合理的配慮 障害のある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
- (4) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (5) 市民等 市内で住み、働き、学ぶ者等並びに市内で活動する事業者及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 市及び市民等は、障害者基本法の理念にのっとり、障害のある人が障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提にして、次に掲げる事項を基本理念とし、共生社会の実現に向けて取り組むものとする。

- (1) 障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利が確保されること。
- (2) 障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 障害のある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (4) 障害のある人は、性別、年齢、状態等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (5) 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての市民の問題として認識され、その理解が深められること。
- (6) 共生社会を実現するための取組は、国、県、市、市民等その他関係機関の適切な役割分担並びに相互の連携及び協働の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念に基づき、障害者基本法その他の法令との調和を図りながら、障害のある人の権利を擁護し、障害のある人の自立及び社会参加

を支援し、障害及び障害のある人に対する差別をなくし、共生社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、第3条に定める基本理念に基づき、障害及び障害のある人に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する前条の施策の推進に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、障害による生活上の困難を軽減する支援を行うなど誰もが共に暮らしていくための良好な環境整備に努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

(差別の禁止)

第6条 何人も、次条から第15条までに定める行為のほか、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとなるよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

(商品の販売及びサービスの提供における差別の禁止)

第7条 不特定かつ多数の者に対して商品を販売し、又はサービスを提供する者は、障害のある人に対して商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(不動産取引における差別の禁止)

第8条 不動産取引を行う者は、障害のある人と不動産取引を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(公共的施設及び公共交通機関の利用における差別の禁止)

第9条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物、施設又は設備（以下「公共的施設」という。）の所有者、管理者又は占有者は、その公共的施設を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、その管理する旅客施設（同条第5号に規定する旅客施設をいう。）又は車両等（同条第7号に規定する車両等をいう。）を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(情報の提供及び受領における差別の禁止)

第10条 不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者又は不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、障害のある人に対して情報の提供を行い、又は障害のある人から情報を受領する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、情報の提供又は受領を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(意思の表明の受領における差別の禁止)

第11条 障害のある人から意思の表明を受けようとする者は、正当な理由なく、意思の表明を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(教育における差別の禁止)

第12条 市及び学校等は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、障害を理由として、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 障害のある人及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又は就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）に対して必要な情報提供を行わないこと。

(2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。

2 市及び学校等は、共に生き、共に学び、共に育ち合うことを基本とし、学校教育の場において、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害のある人に対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不利益な取扱いを行い、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(労働及び雇用における差別の禁止)

第13条 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人に対し、正当な理由なく、障害を理由として、募集又は採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 事業主は、障害のある人を雇用する場合、次に掲げる事項について、正当な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

- (1) 賃金
- (2) 労働時間、休憩、休日及び休暇
- (3) 昇進、昇格、配置転換、休職及び復職
- (4) 教育訓練及び研修
- (5) 福利厚生
- (6) 前各号に掲げるもののほか、労働条件に関すること。

3 事業主は、正当な理由なく、障害を理由として、障害のある人を解雇してはならない。

(医療の提供における差別の禁止)

第14条 医師及び医療従事者は、障害のある人に対し、医療を提供する場合には、正当な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 医師及び医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。

(福祉サービス提供における差別の禁止)

第15条 市及び福祉サービス事業者は、障害のある人に対して福祉サービス（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係るサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 市及び福祉サービス事業者は、障害のある人の福祉サービスの利用に関して、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境及び障害のある人の意向等勘案することなく、障害を理由として、障害のある人の意志に反して、福祉サービスを行う施設への入所その他福祉サービスの利用を強制してはならない。

第3章 合理的配慮等

(合理的配慮)

第16条 市及び事業者は、障害のある人が、日常生活や社会参加をするに当たって必要とされる合理的配慮を怠ってはならない。

(啓発活動及び交流に関する合理的配慮等)

第17条 市は、市民の共生社会の実現に対する関心と理解を深めるとともに、特に、障害への理解の不足から生ずる社会的障壁を解消するため、必要な啓発活動を行うものとする。

2 市は、障害のある人と障害のない人との間で、地域で交流及び相互理解を促進できるよう、必要な制度及び施設の整備に努めるものとする。

(生活環境に関する合理的配慮等)

- 第18条 市は、国、県等と連携して、障害のある人の安全な道路通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。
- 2 市は、国、県等と連携して、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるように努めるとともに、障害のある人が地域で生活できるよう円滑に賃貸住宅等が確保できる体制の整備に努めるものとする。
- 3 市及び事業者は、公共的施設において、案内・誘導の設備、障害のある人が利用しやすい便所等障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。
- 4 市及び事業者は、障害のある人が地域で生活する上で重要な移動手段である公共交通機関を円滑に利用できるようにするため、乗降の支援、乗降をしやすくする対策の推進等、障害のある人にとって必要とされる環境の整備及び利用の拒否等をしないよう障害に対する理解を深める研修の実施に努めるものとする。

(防災、防犯等に関する合理的配慮等)

- 第19条 市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たって情報伝達手段の確保等障害のある人及びその家族に必要とされる配慮に努め、災害が生じた際に必要とされる福祉避難所等における援護の内容を定める等災害時の支援体制の整備を継続的に行うように努めるものとする。
- 2 市は、障害のある人及びその家族の災害時に被る被害を最小限にとどめるため、地域の取組と協力して災害時に必要とされる物資及び支援体制の確保並びに研修の実施に努めるものとする。
- 3 市は、警察等の関係機関と連携し、障害のある人が詐欺等犯罪行為による被害、虐待等を受けないよう適切な方法による啓発、情報提供等に努めるとともに、地域、警察等の関係機関と連携し、相談支援体制及び見守り活動を強化し、防犯対策の充実に努めるものとする。

(教育に関する合理的配慮等)

- 第20条 市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を学ぶ機会を提供するとともに、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。
- 2 市及び学校等は、子どもたちの性別、年齢、状態等に応じた必要かつ適切な教育及び必要な支援の方法等に配慮するとともに、学校等での生活において障害のある子どもにとって必要な環境の整備に努めるものとする。
- 3 市は、障害のある子どもと障害のない子どもとが可能な限り同じ場で共に学ぶ仕組みの構築に向けて、基礎的環境整備及び合理的配慮に努めるものとする。

(雇用・就労に関する合理的配慮等)

- 第21条 市は、障害のある人の希望と適性に応じた就労により自立した生活を営むことができるよう、国、県その他関係機関と連携して、就労の支援を生活の支援と一体的かつ継続的に行う相談支援体制の整備に努めるものとする。
- 2 市及び事業者は、国、県その他関係機関と連携して、障害のある人の就労の場の確保及び雇用機会の拡大に努めるとともに、職場への定着が図れるよう、障害の特性を理解するための研修の実施及び障害のある人が働きやすい環境整備に努めるものとする。

(保健・医療に関する合理的配慮等)

- 第22条 市は、保健、福祉、医療、地域等の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう支援に努めるものとする。
- 2 市は、障害のある人又はその家族に急病等緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。
- 3 市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる医療体制の整備に努めるものとする。
- 4 市及び医療機関は、受付及び診療時における障害の特性に応じた対応等への配慮を行うよう努め

るものとする。

5 市及び医療機関は、障害に対する理解を深めるための研修の充実に努めるものとする。

(福祉サービスに関する合理的配慮等)

第23条 市及び福祉サービス事業者は、障害のある人が地域で自立した生活を営めるよう、福祉サービス等必要な支援及び情報の提供を積極的に行うよう努めるものとする。

2 市及び福祉サービス事業者は、保健、医療、地域等の関係者と連携し、身近な地域において障害のある人及びその家族が情報交換し合う場、障害のある人と障害のない人とが共に支え合い、交流し、理解を深めるための仕組み並びに総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。

3 市及び福祉サービス事業者は、障害のある人への相談支援を行うに当たって、人権に配慮とともに、専門知識及び職業理念の向上に努めるものとする。

4 市は、情報を取得し、又は利用することが困難な障害のある人に対して、多様な媒体を活用し、障害の特性に配慮した情報提供を行うよう努めるものとする。

5 市は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう、国、県その他関係機関と協力し、必要な施策を講ずるとともに、福祉サービス、障害のある人を支援する仕組みその他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。

(スポーツ・文化芸術活動・レクリエーションに関する合理的配慮等)

第24条 市は、障害のある人が障害の種類及び程度にかかわらず、スポーツ、文化芸術活動又はレクリエーションに参加することができるよう、指導員の育成等必要な体制の整備及び情報提供に努めるものとする。

第4章 障害者施策推進協議会

(設置)

第25条 障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりの実現に向けて、総合的かつ効果的に障害者に関する施策を推進するとともに、障害に基づく差別を解消するための取組を推進するため、障害者基本法第36条第4項の規定に基づき、名張市障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第26条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、障害者に関する施策の推進について調査し、及び審議すること。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として市長の諮問に応じ、障害を理由とする差別について調査し、及び審議すること。

(3) 名張市障害者福祉計画の推進に関すること。

(4) 合理的配慮が提供できる体制を整えていくため、個々の事例の蓄積を図る等調査研究を行うこと。

(推進協議会の組織等)

第27条 推進協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 推進協議会に、必要に応じ、特定事項の調査研究等のため、小委員会を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 差別等事案を解決するための取組

(相談)

第28条 市は、障害を理由とする差別に關し、相談に応ずるものとする。

- 2 市は、前項の相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 相談者に対し必要な助言及び情報提供を行うこと。
 - (2) 相談に係る関係者間の調整に関するここと。
 - (3) 関係機関への通告、通報その他通知を行うこと。
 - (4) 推進協議会において協議を行うこと。

第6章 雜則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市は、この条例の施行後3年を経過した場合において、合理的配慮の在り方その他この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例

(平成29年6月29日条例第14号)

言語は、お互いの考え方や気持ちを伝え合い、理解し合う上で欠かすことのできないものです。さらに言語は、知識の蓄積を可能にし、文化の創造を促し、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、視覚的に表現されるろう者の言語であり、ろう者のコミュニケーションにとって必要不可欠なものですが、かつては言語として認められておらず、手話を使用することができる環境が整えられていませんでした。そのため、多くのろう者は、必要な情報を得ることも十分なコミュニケーションをとることもできず、不便や不安を感じながら生活してきました。

障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）は、「言語」を「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義し、手話その他の形態の非音声言語が言語として国際的に認められました。また、障害者基本法（昭和45年法律第84号）は、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られるよう規定しています。

しかしながら、現状は、依然として、障害のある人にとって、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会が十分に確保されていない状況にあり、地域社会において、日常的に不便や不安を感じている人も少なくありません。

ここに本市は、このような状況を踏まえ、音声言語のみならず手話その他の形態の非音声言語も言語であるとの認識に基づき、手話その他コミュニケーション手段に関する施策の基本となる事項を定め、手話その他コミュニケーション手段に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するために、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、音声言語のみならず手話その他の形態の非音声言語も言語であるとの認識に基づき、手話その他コミュニケーション手段についての基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話その他コミュニケーション手段に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話その他コミュニケーション手段に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害のある人がその障害の特性に応じたコミュニケーションの手段を利用しやすい生活環境を構築し、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニケーション 人々が相互に情報を伝達し、意思疎通を行い、気持ちや心を通わせて理解し合うことをいう。
- (2) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 手話その他コミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、字幕、点字、音訳、触手話、指展示、平易な表現、得ず、記号、身振り、手ぶり、重度障害者用意思伝達装置、パーソナル婚ピュータ等の情報機器その他の障害のある人が情報を取得し、及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。
- (5) 市民等 市内で住み、働き、学ぶ者等並びに市内で活動する事業者及び団体をいう。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）及び盲ろう者通訳・介助員並びに知的障害者、発達障害者等への伝達補助等を行う支援者をいう。

（基本理念）

- 第3条 手話の普及は、手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本として行われなければならない。
- 2 全ての手話その他コミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障害の有無にかかわらず、相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。
- 3 手話その他コミュニケーション手段を利用する人が有している、障害の特性に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図るとともに、障害のある人における手話その他コミュニケーション手段による情報の取得及びコミュニケーションの円滑化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民等の役割)

- 第5条 市民等は、第3条に規定する基本理念にのっとり、社会において音声言語のみならず手話その他の形態の非音声言語も言語であると認識されていること並びに障害のある人が情報を取得し、及びコミュニケーションの手段を選択して利用する機会の確保が、障害のある人の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、前条の規定に基づく市の施策に協力するよう努めるとともに、コミュニケーション支援者と連携して障害のある人が必要な手話その他コミュニケーション手段を利用できるよう、合理的配慮（障害のある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。）に努めるものとする。

(施策の推進方針等)

- 第6条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる事項に係る施策を推進するための方針を定めるよう努めるものとする。

- (1) 手話その他コミュニケーション手段に対する理解及び手話その他コミュニケーション手段に関する普及啓発を図るための施策（次号に掲げる施策を除く。）
- (2) 学校教育における手話その他コミュニケーション手段に対する理解及び手話その他コミュニケーション手段に関する普及啓発を図るための施策
- (3) 市民等が手話その他コミュニケーション手段による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (4) 市民等が意思疎通の手段として手話その他コミュニケーション手段を選択することが容易にでき、かつ、利用しやすい生活環境の構築のための施策
- (5) コミュニケーション支援者の配置の拡充及び処遇改善など、コミュニケーション支援者のための施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策
- 2 市長は、手話その他コミュニケーション手段に関する施策の実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(財政上の措置)

- 第7条 市は、手話その他コミュニケーション手段に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

- 第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成25年法律第65号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第10条及び附則第4条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- (4) 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第二項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第8条の二の施設等機関及び同法第8条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- (5) 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- (6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- (7) 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に

関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- (2) 行政機関等が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- (3) 事業者が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- (4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを

公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に關し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するため必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に關し、事業者が適切に対応するため必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第9条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徵収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に關し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うた

め、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第20条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則

（主務大臣）

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処す

る。

附 則 (施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第8条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第8条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第32条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第9条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第4条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年法律第109号)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (平成28年6月3日法律第68号)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対

する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

「性の多様性を認め合うまち・なばり」宣言に関する決議

令和2年8月31日議決

一人ひとりの違いを認め合い、お互いを大切にすることは、全ての人が自分らしく輝いて生きることができる社会に繋がります。

人がどのような性で生きるか、どのような性別の人を好きになるかは、誰かに決められるものではなく、その人自身が決めるものです。

しかし、性の多様性に対する無関心や誤った認識による偏見、差別が、様々な場面で生きづらい環境をつくっています。

私たちは、すべての人が^{しあわせ}幸福に生きられるよう、性自認や性的指向など、性の多様性が尊重され、誰もが生きやすい社会を実現することを決意し、ここに「性の多様性を認め合うまち・なばり」を宣言します。

名張市ケアラー支援の推進に関する条例

令和3年6月30日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、社会全体でケアラーを支援するための基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満のものをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう行われなければならない。

- 2 ケアラー支援は、市、市民、事業者、関係機関等の多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるよう行われなければならない。
- 3 ヤングケアラーに対する支援は、名張市子ども条例（平成18年条例第14号）の趣旨を踏まえるとともに、子どもがその発達段階に応じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養うことの重要性に鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（第6条第1項及び第7条第1項において「基本理念」という。）に基づき、介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育又は児童の福祉に関する制度その他ケアラー支援に関わる制度について、各制度間の連携を図りながら、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、ケアラーの意向を尊重するとともに、市民、事業者、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

3 市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に参画し、及び協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、ケアラー支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念に基づき、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に参画し、及び協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 関係機関のうち、学校その他教育に関する業務を行うもの（次項において「学校等」という。）は、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況、健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(ケアラー支援に関する基本方針等)

第9条 市は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) ケアラー支援に関する基本方針

(2) ケアラー支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項

2 市は、前項各号に掲げる事項を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民、事業者及び関係機関が、ケアラーが置かれている状況、ケアラー支援の方法等のケアラー支援等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第11条 市は、ケアラー支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等のケアラー支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備)

第12条 市は、ケアラー支援を適切に実施するため、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制及び市、関係機関等の相互間の緊密な連携協力体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

こども基本法

令和4年法律第77号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- (1) 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- (2) 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- (3) 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- (2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (5) こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

(6) 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第7条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、我が国における子どもの状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- (1) 少子化社会対策基本法（平成15年法律第百33号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- (2) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第7条第1項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

第2章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) こども施策に関する基本的な方針
- (2) こども施策に関する重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- (1) 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - (2) 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
 - (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前2項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

- 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

- 第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

- 第12条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第13条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 4 前項の協議会は、第2項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第14条 国は、前条第1項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、前条第2項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第15条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第16条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第17条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - （1）こども大綱の案を作成すること。
 - （2）前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
 - （3）こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - （4）前3号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務
- 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第18条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣であって、

同項の規定により命を受けて同法第11条の3に規定する事務を掌理するもの

(2) 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第19条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第20条 前3条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

第2条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 第4次名張市人権施策基本計画 策定経過

年 月 日	概 要
2023（令和5）年 10月6日	<p><u>2023年度 第1回 名張市差別撤廃審議会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2024年度の名張市人権施策基本計画第3次改定作業の基礎資料とするため、「人権に関する名張市民意識調査」を実施することについて
11月17日 ～12月31日	<p><u>人権に関する名張市民意識調査調査期間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 16歳以上の市民2,000人対象 ○ 有効回答率 44.1%
2024（令和6）年 7月12日	<p><u>2024年度 第1回 名張市差別撤廃審議会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 質問「第4次名張市人権施策基本計画の策定について」 ○ 人権に関する名張市民意識調査結果報告書について ○ 第3次基本計画からの主な変更点について ○ 第4次基本計画の基本構成について ○ 第4次基本計画本編（素案）、用語解説（素案） ○ 策定スケジュールについて
9月4日	<p><u>2024年度 第2回 名張市差別撤廃審議会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回審議会での指摘を踏まえた本編（素案）及び用語解説（素案）の修正点について
9月20日	<p><u>2024年度 第3回 名張市差別撤廃審議会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの審議を踏まえた、素案の最終確認
10月15日	主管室長会議
10月21日	庁議
11月12日	<p>議会報告（教育民生委員会協議会）</p> <p>パブリックコメント</p> <p>パブリックコメント取りまとめ</p>
	<p><u>2024年度 第4回 名張市差別撤廃審議会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント取りまとめ結果について
	主管室長会議
	庁議
	議会報告
	<p><u>2024年度 第5回 名張市差別撤廃審議会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 答申

4 名張市差別撤廃審議会委員名簿

任期：2023(令和5)年10月11日～2025(令和7)年10月10日

区分	名前	所属団体等	備考
1号委員 学識経験者	松村 元樹	公益財団法人 反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長	会長
	友永 健三	一般社団法人 部落解放・人権研究所 名誉理事	
2号委員 各種団体 代表者	杉本 丈夫	社会福祉法人 名張市社会福祉協議会代表	
	西野 紳一	部落解放同盟三重県連合会名張市協議会・ 名張市人権同和教育推進協議会代表	
	高尾 松男	名張市地域づくり組織代表 (中央ゆめづくり協議会)	2024.4.1～
	鈴木 隆文	特定非営利活動法人代表 (生活支援グループこんにちは代表)	
	岩並 正見	人権擁護委員代表 (人権擁護委員名張地区会)	副会長
3号委員 市職員	中村 岳彦	副市長	
4号委員 市長が必要 と認めた者	辻 愛	名張市教育委員会委員	
	今村 洋子	名張市人権センター理事	
	川合 哉	名張市小中学校長会代表 (名張市立蔵持小学校長)	～2024.3.31
	伊藤 博之	名張市小中学校長会代表 (名張市立比奈知小学校長)	2024.4.1～

(順不同:敬称略)

第4次 名張市人権施策基本計画
名張市 地域環境部 人権・男女共同参画推進室
〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

TEL 0595-63-7909 FAX 0595-64-2560
e-mail kyodo@city.nabari.lg.jp